

水門操作協定書等

目 次

〔淀川以南〕

1)	三軒家水門操作規程	③-1
2)	安治川水門操作規程	③-2
3)	木津川水門操作規程	③-4
4)	尻無川水門操作規程	③-5
5)	正蓮寺川水門操作規程	③-7
6)	六軒家川水門操作規程	③-8
7)	高見機場等の操作規程	③-10
8)	寢屋川治水緑地第1排水門操作規程	③-11
9)	恩智川治水緑地排水門操作規程(案)	③-12
10)	花園多目的遊水地排水門操作規程	③-13
11)	法善寺多目的遊水地排水門操作規程(案)	③-13
12)	流域調節池操作要領	③-14
13) -1	古川水門及び茨田ポンプ場操作協定書	③-15
13) -2	古川水門操作規程(案)	③-15
14)	長瀬川水門操作規程	③-16
15)	防潮鉄扉協定書(公道)	③-18
16) -1	防潮鉄扉の管理に関する協定書	③-18
16) -2	防潮鉄扉協定書(私道)	③-19
17)	住道新橋鉄扉及び可動橋操作協定書	③-19
18)	平野川鉄扉操作協定書	③-21
19)	平野川分水路排水機場操作要領	③-22
20)	淀川大堰、毛馬水門、毛馬閘門操作規則	③-23
21)	淀川大堰、毛馬水門、毛馬閘門操作細則	③-27
22)	一津屋樋門操作規則	③-30
23)	毛馬排水機場操作委託協定書	③-23
24)	毛馬排水機場操作規則	③-32
25)	毛馬排水機場操作細則	③-34
26)	寢屋川分水施設等操作要領	③-36
27)	太間排水機場及び附帯施設操作規則	③-37
28)	太間排水機場及び附帯施設操作細則	③-39
29)	寢屋川北部地下河川 古川調節池 附帯施設操作規則	③-40
30)	寢屋川南部地下河川 平野川調節池 附帯施設操作規則	③-41
31)	東横堀川水門操作要綱	③-42
32)	東横堀川水門操作細則	③-44
33)	道頓堀川水門操作要綱	③-45
34)	道頓堀川水門操作細則	③-46
35)	今川水門操作要綱	③-47
36)	住吉川水門操作要綱	③-48
37)	城北寢屋川口水門及び城北大川口水門操作規程	③-49
38)	一級河川鍋田川止水用鉄扉協定書	③-51
〔淀川以北〕		
39)	出来島水門操作規程	③-53
40)	(西島・出来島)水門操作覚書	③-54
41)	旧猪名川防潮水門及び附帯排水機場 管理協定書	③-55
42)	旧猪名川水門および附帯排水機場操作規程	③-57
43)	番田水門操作規程	③-58
44)	伝法大橋(左・右岸)防潮扉 操作協定書(公道)	③-60
45)	伝法陸閘操作要領	③-61
46)	伝法陸閘操作実施細目	③-62
47)	淀川大橋(左・右岸)防潮扉 操作協定書(公道)	③-63
48)	淀川陸閘操作規則	③-64
49)	淀川陸閘操作細則	③-65
50)	左門橋(左岸)防潮鉄扉管理協定書	③-66
51)	神崎大橋(左右岸)防潮鉄扉管理協定書	③-67
52)	神崎大橋及び左門橋防潮鉄扉 操作協定書(公道)	③-67
53)	大和田防潮扉操作協定書	③-68
54)	合同製鐵防潮鉄扉協定書(私道)	③-68

55)	阪神電気鉄道株式会社西大阪線 淀川橋梁鉄扉操作協定書(私道)	③-69
56)	阪神陸閘操作要領	③-71
57)	阪神陸閘操作実施細目	③-72
58)	阪急電鉄神戸線神崎川橋梁左右岸 防潮扉操作協定書(私道)	③-73
59)	千船大橋および千北橋防潮扉 操作協定書(公道)	③-73
60)	箕面川ダム操作規則	③-74
61)	箕面川ダム操作細則	③-75
62)	箕面川ダム事前放流実施要領	③-78
63)	安威川ダム操作規則	③-79
64)	安威川ダム操作細則	③-81
65)	安威川ダム事前放流実施要領	③-86
〔大和川以南〕		
66)	芦田川防潮水門及び排水機場の協定書	③-87
67)	王子川防潮水門及び附帯排水機の協定書	③-88
68)	王子川防潮水門及び附帯排水機操作規程	③-89
69)	芦田川防潮水門及び附帯排水機操作規程	③-90
70)	東羽衣調節池 操作要領	③-92
71)	王子川小高石橋門扉操作協定書	③-93
72)	新川排水機場操作管理協定書	③-93
73)	堅川緑川排水機場操作管理協定書	③-94
74)	八軒川排水機場操作協定書	③-94
75)	大阪府海岸保全施設操作規則	③-95
76) -1	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (堺市)	③-102
76) -2	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (泉大津市)	③-103
76) -3	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (忠岡町)	③-105
76) -4	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (岸和田市)	③-107
76) -5	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (貝塚市)	③-109
76) -6	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (泉佐野市)	③-111
76) -7	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (田尻町)	③-112
76) -8	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (泉南市)	③-113
76) -9	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (阪南市)	③-114
76) -10	海岸保全施設に関する管理及び操作協定書 (岬町)	③-117
77)	水門操作規定	③-122
78)	岸和田水門操作要領	③-123
79)	排水機場に関する管理及び操作協定書 (北境川)	③-125
80)	排水機場に関する管理及び操作協定書 (田尻川)	③-126
81)	排水機場に関する管理及び操作協定書 (車屋川)	③-127
82)	排水機場に関する管理及び操作協定書 (新浜川)	③-128
83)	深日港(谷川港)水門操作要領	③-129
84)	大阪府水門等管理員規程	③-130
85)	門扉操作協定書	③-131
86)	滝畑ダム操作規程	③-132
87)	狭山ダム操作規則(案)	③-138
88)	狭山ダム操作細則(案)	③-139
89)	狭山池ダム事前放流実施要領	③-143
90)	地震・台風災害時等における河川・海岸・港湾 施設の応急対策業務に関する協定	③-145

1) 三軒家水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる三軒家川への流入の防止を目的として大阪市大正区千島一丁目地先に設置した三軒家水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔手動操作 西大阪治水事務所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮注意報または高潮警報（以下、「高潮注意報等」という）が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+2. 0mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮注意報が解除され、水門の外水位がO. P+2. 0m以下になったときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波注意報、津波警報または大津波警報等（以下、「津波注意報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものと

し、遠隔自動操作により水門を閉鎖する。ただし、遠地津波における津波注意報等の閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波注意報等が全て解除され、水門の外水位がO. P+2. 0m以下になったときは、大阪府知事の指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の操作の安全を図るため、操作を行うにあたっては、水門の上下流40m以内の水域に船舶等を立ち入らせてはならない。また、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りでは

ない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、毎月十日のそれぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう日の五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

- 五 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和四年三月二十五日から施行する。

2) 安治川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる旧淀川への流入の防止を目的として、大阪市港区弁天六丁目地先に設置した安治川水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔手動操作 西大阪治水事務所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮警報が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+二. 五mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報（以下、「津波警報等」という）が発

表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により主水門及び副水門を閉鎖する。ただし、遠地津波により津波警報等が発表されたときの閉鎖においては、この限りでない。

- 2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波警報及び大津波警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、開放機能を確認した上で、可能な限り主水門及び副水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においてはこの限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則で定める関係機関にあらかじめ通知するものとする。

- 2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

- 3 第六条または第八条に規定する水門の操

作をする際には、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、六月から十月までの間においては毎月一日及び十六日の、その他の期間においては毎月十六日の、それぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

- 2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

- 3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻
- 四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 同調記録に関する事項

六 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

3) 木津川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる旧淀川への流入の防止を目的として、大阪市大正区三軒家東三丁目目地先に設置した木津川水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

遠隔手動操作 西大阪治水事務所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮警報が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+二. 五mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側

操作により主水門及び副水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報（以下、「津波警報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により主水門及び副水門を閉鎖する。ただし、遠地津波により津波警報等が発表されたときの閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波警報及び大津波警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、開放機能を確認した上で、可能な限り主水門及び副水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則で定める関係機関にあらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定

する水門の操作をする際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

- 3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際には、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、六月から十月までの間においては毎月十二日及び二十五日の、その他の期間においては毎月二十五日の、それぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

- 2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

- 3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並

びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

五 同調記録に関する事項

六 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

4) 尻無川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる旧淀川への流入の防止を目的として、大阪市大正区泉尾七丁目地先に設置した尻無川水門(以下「水門」という。)の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所所長(以下「所長」という。)が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔手動操作 西大阪治水事務所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮警報が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+二. 5mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により主水門及び副水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報（以下、「津波警報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により主水門及び副水門を閉鎖する。ただし、遠地津波により津波警報等が発表されたときの閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波警報及び大津波警報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、開放機能を確認した上で、可能な限り主水門及び副水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則

で定める関係機関にあらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門の操作をする際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際には、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、六月から十月までの間においては毎月八日及び二十一日の、その他の期間においては毎月二十一日の、それぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻
- 四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項
- 五 同調記録に関する事項
- 六 その他特記すべき事項
(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

5) 正蓮寺川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる正蓮寺川への流入の防止を目的として大阪市此花区島屋二丁目地先に設置した正蓮寺川水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔操作 西大阪治水事務所の操作室から行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮注意報または高

潮警報（以下、「高潮注意報等」という）が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+二. 五mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮注意報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報等（以下、「津波警報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により水門を閉鎖する。ただし、遠地津波における津波警報等の閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波注意報、津波警報等が全て解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の操作の安全を図るため、操作を行うにあたっては、水門の上下流四十m以内の水域に船舶等を立ち入らせてはな

らない。また、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

- 2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。
- 3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、毎月五日のそれぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

- 2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。
- 3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう日の五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
 - 二 水門の操作の理由
 - 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻
 - 四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項
 - 五 その他特記すべき事項
- (細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和四年三月二十五日から施行する。

6) 六軒家川水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる六軒家川への流入の防止を目的として大阪市此花区春日出南一丁目地先に設置した六軒家川水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。
- 二 遠隔操作 西大阪治水事務所の操作室から行う施設操作をいう。
- 三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮注意報または高潮警報（以下、「高潮注意報等」という）が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P + 二. 五mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮注意報が解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波警報または大津波警報等（以下、「津波警報等」という）が発表されたときは、これをもって大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により水門を閉鎖する。ただし、遠地津波における津波警報等の閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波注意報、津波警報等が全て解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の操作の安全を図るため、

操作を行うにあたっては、水門の上下流四十m以内の水域に船舶等を立ち入らせてはならない。また、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

- 2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。
- 3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、毎月十五日のそれぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう日の五日前までに、細則で定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を

作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 気象、水象等の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

- 五 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和四年三月二十五日から施行する。

7) 高見機場等の操作規程

第1章 総 則

(通 則)

第1条 正蓮寺川分水施設の高見機場、取水樋門および吐出水門(以下「高見機場」という。)の操作については、この規程の定めるところによる。

(目 的)

第2条 高見機場等は、淀川下流から取水して、正蓮寺川および六軒家川へ流水の正常な機能を維持するための河川維持用水を分水(以下「分水」という。)し、高潮時等に正蓮寺川および六軒家川筋の内水を排除(以下「内水排除」という。)することをその目的とする。

(操作権者)

第3条 高見機場等の操作は、水資源開発公団中津川管理所長(以下「所長」という。)が行う。

第2章 分 水

(分 水)

第4条 分水は、正蓮寺川および六軒家川における水質の保全をはかるため常時ポンプを3台運転するものとし、長柄可動堰が全閉しているとき、および河川管理上必要と認めて大阪府知事から指示があったときは、さらに増加するものとする。

ただし、施設の修理・点検・整備等のためやむを得ずポンプを停止する場合はこの限りでない。

第3章 内水排除

(内水排除)

第5条 内水排除は、正蓮寺川および六軒家川の内水位が高潮等により上昇すると予想されるときは、大阪府知事の指令に基づき行う。

(内水排除の方法)

第6条 内水排除は、次の方法により行う。

1. 通 報 所長は、内水排除の指令を受けた後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。

国土交通省近畿地方整備
局長
大阪市土木局長
淀川左岸水防事務組合
水防管理者

2. 準 備 体 制 所長は、前号の通報後、直ちに、準備体制をとり準備完了次第大阪府知事に通知する。
3. 内水排除開始 所長は、内水排除開始の指令に基づき、ポンプの運転を開始する。

(内水排除の停止)

第7条 内水排除の停止は、大阪府知事の指令に基づいて行う。

(内水排除の停止の方法)

第8条 内水排除の停止は、次の方法により行う。

1. 内水排除停止 所長は、内水排除停止の指令を受けたときは、ポンプの運転を停止する。
2. 通 報 所長は、内水排除が完了した後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。

国土交通省近畿地方整備
局長

大阪市土木局長
淀川左岸水防事務組合
水防管理者

(気象及び水象の資料収集)

第9条 所長は、高潮等のおそれがあるときほ、高見機場等の操作に関し必要な気象および水象に関する諸資料を収集し、大阪府西大阪治水事務所長と緊密な連絡をとらなければならない。

第4章 保 安

(保 安)

第10条 所長は、分水または内水排除の操作を開始するときは、淀川および正蓮寺川の取水口および吐出口前面の船舶航行その他危険の有無を確認し、安全確保に努めなければならない。

(緊急処置)

第11条 所長は、高見機場等の操作の際に非常事態が発生したときは、迅速かつ適切な処置を講じ、関係機関に連絡しなければならない。

第5章 点検整備

(点検および整備)

第12条 所長は、高見機場等の操作の安全を保つため、大阪府西大阪治水事務所長の立ち合いのうえ、毎月1回点検整備を行う。特に予備電源設備等については、毎月2回以上試運転を行うものとする。

第6章 記 録 等

(気象および水象観測)

第13条 所長は、高見機場等の操作に必要な気象および水象の観測を行い、その結果を記録しておかななければならない。

(操作に関する記録)

第14条 所長は、高見機場等の操作を行ったときは、操作に関する事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑 則

(細 則)

第15条 所長は、この規程に基づいて高見機場等の操作を実施するため必要な細則を定め

るものとする。

附 則

この規程は、昭和45年4月1日から実施する。

8) 寝屋川治水緑地第1排水門操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、大東市深野北2丁目に設置した寝屋川治水緑地第1排水門(以下「水門」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第2条 水門の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長(以下「所長」という。)が行う。

(操作の基準となる水位)

第3条 水門の操作は、水門川表水位計の水位(以下「川表水位」という。)と水門川裏水位計の水位(以下「川裏水位」という。)を基準として行う。

(開 門)

第4条 所長は、川裏水位が上昇し、川表水位と同じになったときは、河川管理者大阪府知事(以下「知事」という。)の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

2. 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第5条 所長は、自然排水ができなくなったとき、又は川表水位が川裏水位を上回ったときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

2. 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作の特例)

第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2. 所長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作上の配慮)

第7条 所長は、水門の操作に当たっては、水門付近の水位に急激な変動を生じないように配慮しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第8条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水のおそれがあると認めるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取らなければならない。

(点検及び整備)

第9条 所長は、毎月1回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。

(操作の記録等)

第10条 所長は、水門の操作を行った場合は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

1. 気象及び水象の状況
2. 水門の操作の理由
3. 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
4. その他特記すべき事項

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から規程する。

9) 恩智川治水緑地排水門操作規程 (案)

(趣 旨)

第1条 この規程は、八尾市福万寺北4丁目に設置した恩智川治水緑地排水門(以下「水門」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第2条 水門の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長(以下「所長」という。)が行う。

(操作の基準となる水位)

第3条 水門の操作は、福万寺1水位計の水位(以下「内水位」という。)と第二寝屋川水位計の水位(以下「外水位」という。)および第二寝屋川下流水位(以下「下流水位」という。)を基準として行う。

(開 門)

第4条 所長は、下流水位計の水位が警戒水位を下回り、なお水位の下降が見込まれる時、河川管理者大阪府知事(以下「知事」という。)の指令に基づき、水門を開放しなければなら

ない。

2 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第5条 所長は、自然排水ができなくなった時、又は外水位が内水位を上回ったときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

2 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、知事に通報しなければならない。

(操作の特例)

第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、第4条・第5条の規程にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 所長は、前項の規程により水門を操作したときは、直ちに、知事に通報しなければならない。

(操作上の配慮)

第7条 所長は、水門の操作にあたって、水門付近及び下流水位に急激な変動を生じないように配慮しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第8条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水の恐れがあると認めるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取らなければならない。

(点検及び整備)

第9条 所長は、毎月1回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。

(操作の記録等)

第10条 所長は、水門の操作を行った場合は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

1. 気象及び水象の状況
2. 水門の操作の理由
3. 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
4. その他特記すべき事項

(細 則)

第11条 上記事項に定めるもののほか、水門の操作に必要な細則は、所長が定める。

10) 花園多目的遊水地排水門操作規程

(趣 旨)

第一条 この規程は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、東大阪市松原南二丁目に設置した花園多目的遊水地排水門（以下「水門」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長（以下「所長」という。）が行う。

(操作の基準となる水位)

第三条 水門の操作は、水門の外水位及び内水位並びに別に定める恩智川下流水位計の水位（以下「下流水位」という。）を基準として行う。

(開 門)

第四条 所長は、すべての下流水位が別に定める通報水位を下回り、引き続き当該水位の下降が見込まれるときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

2 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第五条 所長は、自然排水ができなくなったとき、又は外水位が内水位を上回ったときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

2 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作の特例)

第六条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 所長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作上の配慮)

第七条 所長は、水門の操作に当たっては、水門付近の水位及び下流水位に急激な変動を生じないように配慮しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第八条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水のおそれがあると認めるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取らなければな

らない。

(点検及び整備)

第九条 所長は、毎月一回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。

(操作の記録等)

第十条 所長は、水門の操作を行った場合は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

一 気象及び水象の状況

二 水門の操作の理由

三 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項(委任)

第十一条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、平成二十六年四月一日から施行する。

11) 法善寺多目的遊水地排水門操作規程(案)

(趣 旨)

第一条 この規程は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、柏原市法善寺四丁目に設置した法善寺多目的遊水地排水門（以下「水門」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府八尾土木事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(操作の基準となる水位)

第三条 水門の操作は、水門の外水位及び内水位並びに別に定める恩智川下流水位計の水位（以下「下流水位」という。）を基準として行う。

(開 門)

第四条 所長は、すべての下流水位が別に定める通報水位を下回り、引き続き当該水位の下降が見込まれるときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

2 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第五条 所長は、自然排水ができなくなったと

き、又は外水位が内水位を上回ったときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

2 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。
(操作の特例)

第六条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 所長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作上の配慮)

第七条 所長は、水門の操作に当たっては、水門付近の水位及び下流水位に急激な変動を生じないように配慮しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第八条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水のおそれがあると認めるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取らなければならない。

(点検及び整備)

第九条 所長は、毎月一回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。

(操作の記録等)

第十条 所長は、水門の操作を行った場合は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 水門の操作の理由
- 三 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

四 前三号に掲げるもののほか、必要な事項
(委任)

第十一条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

この規程は、令和●年●月●日から施行する。

12) 流域調節池操作要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、寝屋川流域内に設置した

流域調節池の施設の操作を受託した者(以下「操作者」という。)がこれを行うことにつき、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「施設」とは、排水施設をいう。

(操作の目的)

第3条 施設の操作は、貯留した洪水を迅速かつ適正に放流先水路等へ排水し、調節池としての治水機能を常に適切に確保することを目的とする。

(操作者)

第4条 施設の操作は、施設管理者大阪府寝屋川水系改修工営所長(以下「管理者」という。)の指令に基づき、操作者が行うものとする。

(施設の運転)

第5条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、操作者に施設の運転指令を行うものとする。

- (1) 放流先水路等の水位が低下し、排水可能な状態になったとき。または、操作者から管理者に要請があったとき。
- (2) その他、管理者が必要と認めたとき。

2. 操作者は、管理者から運転指令を受けたときは、ただちに施設を運転し、管理者にこれを報告しなければならない。

(施設の運転停止)

第6条 管理者は、次の各号の一に該当する場合は、操作者に施設の運転停止指令を行うものとする。

- (1) 調節池内の貯水が排水を完了したとき。
- (2) 操作者から管理者に要請があったとき。
- (3) その他、管理者が必要と認めたとき。

2. 操作者は、管理者から運転停止指令を受けたときは、施設の運転を停止し、管理者にこれを報告しなければならない。

(点検及び整備)

第7条 操作者は、施設の操作をするために必要な機械、器具等については、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(操作の記録等)

第8条 操作者は、施設の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 施設の操作理由
- (2) 操作の開始・停止及び排水完了年月日と時刻
- (3) その他、水位計の記録等特記すべき事項。

(操作細則)

第9条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は別に操作細則で定める。

(付 則)

この要領は、平成3年6月13日から実施する。

13)-1 古川水門及び茨田ポンプ場 操作協定

河川管理者大阪府知事（以下「甲」という。）と流域下水道管理者大阪府知事（以下「乙」という。）は、寝屋川と古川の合流点付近に設置する古川水門（以下「水門」という。）及び茨田ポンプ場（以下「ポンプ場」という。）の運転操作について、下記のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、寝屋川から古川への逆流を防止する水門と内水排除を目的とするポンプ場の操作により洪水の軽減を図り、もって災害の発生を防止することを目的とする。

(運転操作)

第2条 ポンプ場の運転操作は、以下の通り行うものとする。

1 水門の閉鎖の完了と同時に運転を開始し、同水門の開放の完了と同時に運転を停止する。

2 水門閉鎖後は、水門内水位を極力低下させるよう努めるとともに、できるだけ閉鎖完了時の水位を越えないよう配慮する。

(通報及び情報提供)

第3条 乙は、ポンプ場の運転を開始又は停止したときは、運転状況および放流口水位について、直ちに甲に通報する。

2. 甲は、乙に対して必要に応じ、水門、ポンプ場の運転操作等に関する情報提供を要請することができる。

(記録)

第4条 乙は、水門、ポンプ場の運転操作に関する記録を保存するものとする。

(その他)

第5条 上記の他、ポンプ場の運転に関する事項については、その都度甲乙が協議のうえ、これを決定するものとする。

なお、昭和54年6月23日付けで締結した「茨田ポンプ場及び桑才ポンプ場の運転に関する確認事項」は廃止する。

平成26年3月31日

甲 河川管理者 大阪府知事 松井 一郎

乙 流域下水道管理者

大阪府知事 松井 一郎

13)-2 古川水門操作規程 (案)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪市鶴見区茨田徳庵町1614番地に設置した古川水門（以下「水門」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

(操作者)

第2条 水門の操作は、河川管理者大阪府知事（以下「河川管理者」という。）の指令に基づき、大阪府東部流域下水道事務所（以下「操作者」という。）が行うものとする。

(閉 門)

第3条 河川管理者は、次の各号の一に該当する場合は、操作者に閉門の指令を行うものとする。

(1) 大阪府に大雨注意報又は大雨警報が発令され、かつ、操作者から水門の外水側の水位がOPプラス2.60メートルを超えた旨の通報を受けたとき。

(2) 農業用施設である古川の管理者大阪府知事（以下「農業用施設管理者」という。）から要請があったとき。

(3) 操作者から要請があったとき。

(4) その他河川管理者が必要と認めたとき。

2. 河川管理者は、閉門の指令を発したときは、直ちにその旨を大阪市長、守口市長、門真市長、大東市長、寝屋川市長及び農業用施設管理者に通報するものとする。

3. 操作者は、閉門の通報を受けたときは、直ちに水門の門扉を降ろさなければならない。

(閉門の通報)

第4条 操作者は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに河川管理者に通報しなければならない。

2. 河川管理者は、前項の通報を受けたときは、第3条、第2項の規程を準ずる。

(開 門)

第5条 河川管理者は、次の各号の一に該当する場合は、操作者に開門の指令を行うものとする。

- (1) 大雨注意報及び大雨警報が解除され、かつ、操作者から水門の外水側の水位がOPプラス2.60メートル以下で内外の水位差がほぼなくなった旨の通報を受けたとき。
- (2) 農業用施設管理者から要請があり、かつ、内外の水位差がほぼなくなったとき。
- (3) 操作者から要請があり、かつ、内外の水位差がほぼなくなったとき。
- (4) その他河川管理者が必要と認めたとき。

2. 河川管理者は、開門の指令を発したときは、直ちにその旨を大阪市長、守口市長、門真市長、大東市長、寝屋川市長及び農業用施設管理者に通報するものとする。

3. 操作者は、開門の指令を受けたときは、直ちに水門の門扉を揚げなければならない。

(開門の通報)

第6条 操作者は、水門の開放を完了したときは、直ちに河川管理者に通報しなければならない。

2. 河川管理者は、前項の通報を受けたときは、第5条第2項の規程を準用する。

(気象及び水象の観測)

第7条 河川管理者及び農業用施設管理者は、寝屋川から古川への逆流が発生するおそれのあるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集しなければならない。

(水防の警報に伴う措置)

第8条 操作者は、河川管理者から水防の警報を受けたときは、水門の操作に必要な機械器具等の点検、整備その他操作に必要な措置を講じなければならない。

(点検及び操作)

第9条 操作者は、常に水門の点検及び整備を行うとともに、河川管理者の指示の下に毎月一回水門を操作しなければならない。

(操作の記録等)

第10条 操作者は、水門の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門の操作の理由
- (3) 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (4) その他特記すべき事項

14) 長瀬川水門操作規程

(趣旨)

第1条 この規程は、第二寝屋川の水位の上昇による長瀬川への逆流防止を目的として大阪府城東区諏訪一丁目地先に設置した長瀬川水門(以下「水門」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第2条 水門の操作は、東大阪市長(以下「市長」という。)が行う。

(閉門)

第3条 閉門は、逆流のおそれがあるとき、市長が、河川管理者大阪府知事(以下「知事」という。)にその旨を通知し、知事の指令に基づいて行う。

2. 市長は、当該通知しようとするときは、水門内の内水排除に対する大阪府東部流域下水道事務所長(以下「所長」という。)の操作態勢を確認しなければならない。

(閉門の方法)

第4条 閉門は、次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通報	閉門の指令を受けた後、直ちに、その旨を大阪市長及び所長に通報する。
2	水門の閉鎖	閉門の指令を受けたときは、水門の門扉を降ろす。
3	通報	水門の閉鎖完了後、直ちに、その旨を知事、大阪市長及び所長に通報する。

(開門)

第5条 開門は、逆流のおそれがなくなったとき、市長が知事にその旨を通知し、知事の指令に基づいて行う。

(開門の方法)

第6条 開門は、次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通報	開門の指令を受けた後、直ちに、その旨を大阪市長及び所長に通報する。
2	水門の開放	開門の指令を受けたときは、水門の門扉を上げる。
3	通報	水門の開放完了後、直ちに、その旨を知事、大阪市長及び所長に通報する。

(気象及び水象の観測等)

第7条 市長は、高潮のおそれがあるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡をとるものとする。

(水防警報に伴う措置)

第8条 市長は、知事から水防警報を受けたときは、水門の操作に必要な機械、器具等の点検及び整備その他水門の操作に必要な措置を講ずるものとする。

(点検及び整備)

第9条 市長は、大阪府寝屋川水系改修工営所長の立会のもとに、毎月一回水門を操作して、その点検及び整備を行う。

(操作の記録等)

第10条 市長は、水門の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門の操作の理由
- (3) 水門の操作の開始及び終了に関する事項
- (4) その他特記すべき事項

(細 則)

第11条 この操作規程に定めるもののほか、水門の操作に必要な事項は、市長が定める。

(附 則)

この規程は令和五年四月一日から施行する。

15) 防潮鉄扉協定書（公道）

1. 鉄扉の所在地 }
1. 番号 } 別紙一覧表
1. 構造種類及形状巾員 }
1. 鉄扉の維持管理は大阪府で行うものとする。
 2. 鉄扉の操作責任者は水防団長とし（以下「操作責任者」という。）鉄扉の開閉に必要な電鍵その他の器具の保管は操作責任者がするものとする。
 3. 高潮襲来のおそれあるときは、水防管理者は操作責任者に指示し鉄扉を閉鎖するものとするが必要あるときは大阪府水防本部長がその指示をすることができる。
 4. 鉄扉の開放については地域の状況に応じ操作責任者において行うものとする。
 5. 鉄扉の開閉をしたときは操作責任者は水防管理者及び大阪府水防本部（大阪府西大阪防潮工営所）に通報する。
 6. 府及び水防組合は随時鉄扉の操作運転を行い開閉の良否を確認しておくこと。
 7. 本協定書に定めない事項についてはその都度協定者において協議する。
 8. 上記協定の証として下記の者署名捺印の上各一通を保管する。
 9. 緊急時の連絡先については別途文書をもって定める。

年 月 日
大阪府知事 左藤 義詮
淀川左岸水防事務組合管理者
大阪市長 中馬 馨
淀川右岸水防事務組合
水防団長

16) - 1 防潮鉄扉の管理に関する協定書

下記の防潮鉄扉について、その管理及び開閉操作の万全を期すため、大阪府（以下、「府」という。）、〇〇川〇岸水防事務組合（以下、「水防組合」という。）及び防潮鉄扉利用者（以下、「利用者」という。）との間で、次の事項を協定する。

記

1. 防潮鉄扉の所在地 大阪市
2. 防潮鉄扉の番号 〇〇川 〇岸 〇号
3. 防潮鉄扉の構造 〇m〇〇×〇m〇〇
引戸（〇〇〇機付）

協 定 事 項

1. 防潮鉄扉の管理
 - ① 利用者は、防潮鉄扉の開閉にあたっては、責任をもって行うものとする。
 - ② 利用者は、防潮鉄扉を常に開閉操作に支障のない状態にするよう、その維持保全に留意し、随時操作を行って開閉の良否を確認しておくものとし、防潮鉄扉は作業等必要なとき以外は閉鎖しておくものとする。なお、防潮鉄扉に異常のあるときは、直ちに府に報告のうえ、必要な措置を講じておくものとする。
 - ③ 万一、利用者の過失により防潮鉄扉を毀損した場合は、直ちに府に報告のうえ、その指示に従い、利用者の責任と負担において修理しなければならない。
2. 開閉操作等
 - ① 府又は水防組合水防団は、必要があると認められるときは、防潮鉄扉の開閉について、利用者に指示することができる。
 - ② 前号により、防潮鉄扉の閉鎖の指示があったときは、利用者は直ちに防潮鉄扉を閉鎖し、府又は水防組合水防団にその旨を報告しなければならない。
3. 防潮鉄扉操作責任者及び作業員
 - ① 利用者は、防潮鉄扉操作責任者及び作業員をおくものとし、その要員確保と配置に留意するとともに、防潮鉄扉の開閉操作を完全に行えるように常に作業員の訓練を行うものとする。
 - ② 利用者は、防潮鉄扉操作責任者（正、副各1名）の名簿及び連絡方法を府へ直ちに報告しなければならない。また、異動等があった場合も同様とする。
4. 緊急時の防潮鉄扉の閉鎖
防潮鉄扉操作責任者は、常に気象情報等に注意し、高潮来襲等のおそれがあるときは、作業員とともに待機し、府又は水防組合水防団の指示に従い防潮鉄扉を閉鎖し、また、地震による津波等のおそれがあるときは、府等の指示に関係なく直ちに防潮鉄扉を閉鎖するものとする。
5. 付属機材の保管
利用者は、付属機材を常に善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。万一、利用者の過失により、紛失又は毀損した場合は、府の指示に従い、利用者の責任と負担において補充又は修理しなければならない。
6. 防潮鉄扉の検査
府は防潮鉄扉の開閉操作、維持補修等の良否について、随時検査を行うことができる。
7. その他

本協定内容及び関連事項について疑義が生じたときは、各協定者は互いに誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通作成し、各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

大阪府

代表者 大阪府知事 齊藤 房江

〇〇川〇岸水防事務組合

管理者

防潮鉄扉利用者

住所

氏名

16) -2 防潮鉄扉協定書 (私道)

1. 鉄扉の所在地 此花区西島町1の7
1. 番 号 正蓮寺川右岸5号
1. 構造種類及形状巾員 3. 80m×2. 50m
減速機付引戸
1. 鉄扉の維持管理は大阪府で行うものとする。
2. 鉄扉の操作員は鉄扉設置を申出た会社(以下単に「利用者」という)において予め定めその人名連絡先を水防団長及び大阪府水防本部(大阪府西大阪防潮工営所)に報告すると共に鉄扉操作に充分習熟せしめておくこと。
3. 鉄扉の閉鎖については水防団長の指示により利用者において行うものとするが必要あるときは大阪府水防本部長が指示することができる。
4. 鉄扉の開放については水防団長の指示により利用者において行うものとする。
5. 前二項による鉄扉の開閉による諸経費についてはすべて利用者の負担とする。
6. 鉄扉の開閉をしたときは水防団長はその確認をすると共に水防管理者及び大阪府水防本部(大阪府西大阪防潮工営所)に通報すること。
7. 鉄扉の開閉に必要な電鍵その他器具の保管は利用者において行うものとする。
8. 府及び水防団長並びに利用者は随時鉄扉の操作運転を行い開閉の良否を確認しておくこと。
9. 本協定書に定めない事項についてはその都度協定書において協議する。
10. 上記協定の証として下記の者署名捺印の上各一通を保管する。
11. 緊急時の連絡先については別途文書をもって定める。

年 月 日

大阪府知事 左藤 義詮

淀川左岸水防事務組合管理者

大阪市長 中馬 馨

淀川左岸水防事務組合

水防団長

鉄扉利用者

住所

会社名

代表者名

電話

17) 住道新橋鉄扉及び可動橋操作協定書

大東市住道1丁目地先に設置された住道新橋止水用鉄扉(以下「鉄扉」という。)及び同可動橋(以下「可動橋」という。)の操作について、河川管理者大阪府知事(以下「甲」という。)と道路管理者大東市長(以下「乙」という。)との間に次のとおり協定を締結する。

(操作者)

第1条 鉄扉及び可動橋の操作は、相互に水位の観測に努め、甲の指令に基づき、乙が行なうものとする。

(操作の準備)

第2条 乙は、東部大阪(大東市、守口市、枚方市、八尾市、寝屋川市、柏原市、門真市、東大阪市、四條畷市、交野市をいう。以下同じ)の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われたときは、鉄扉及び可動橋の操作に必要な人員の確保、機械器具の点検、整備、その他操作に必要な措置を講じなければならない。

(閉鎖の時期)

第3条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、乙に閉鎖の指令を行なうものとする。

- (1) 東部大阪の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われ、かつ、住道水位計で寝屋川の水位がOPプラス3.1メートルを超えたとき
- (2) 操作者からの要請があったとき
- (3) その他甲が必要と認めたとき

(緊急措置)

第4条 乙は、突発的な災害等で緊急に鉄扉を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲の指令を受けずに鉄扉を閉鎖することができる。この場合、閉鎖の通報、閉鎖の方法及び閉鎖の完了の通報は第5条から第7条までの規定を準用するものとする。

(閉鎖の通報)

第5条 乙は、閉鎖の指令を受けたときは、直ちにその旨を四條畷警察署長及び大東市消防長に通報するものとする。

(閉鎖の方法)

第6条 閉鎖は、次の方法によりその順位に従って行うものとする。

順位	区分	内容
1	閉鎖の表示	鉄扉の閉鎖を開始するにあたって、信号灯を点灯し、付近の通行車及び通行人に周知させる。
2	鉄扉の閉鎖	左右岸の鉄扉を閉鎖する。
3	可動橋の押上げ	可動橋を押上げる。
4	可動橋休止	可動橋休止装置を操作し、可動橋を固定する。
5	完了の報告	閉鎖が完了したときは、直ちに甲に報告する。

(閉鎖の完了の通報)

第7条 乙は、甲に閉鎖完了の報告をしたときは、直ちにその旨を四條畷警察署長及び大東市消防長に通報するものとする。

(開放の時期)

第8条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、乙に開放の指令を行なうものとする。

- (1) 東部大阪の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が解除され、かつ、寝屋川の住道水位計の水位がOPプラス3.1メートル以下となったとき
- (2) 東部大阪の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われている場合において乙からの要請があり、かつ、住道水位計で寝屋川の水位がOPプラス3.1メートル以下となり、かつ、水位の上昇が見込まれなくなったとき
- (3) その他甲が必要と認めたとき

(開放の通報)

第9条 乙は、開放の指令を受けたときは、直ちにその旨を四條畷警察署長及び大東市消防長に通報するものとする。

(開放の方法)

第10条 開放は、次の方法によりその順位に従って行うものとする。

順位	区分	内容
1	可動橋休止の解除	可動橋休止装置を解除する。
2	可動橋の降下	可動橋を所定の位置に降下させる。
3	鉄扉の開放	左右岸の鉄扉を開放する。
4	開放の表示	信号灯を消灯する。
5	完了の報告	開放が完了したときは、直ちに甲に報告する。

(開放の完了の通報)

第11条 乙は、甲に開放完了の報告をしたときは、直ちにその旨を四條畷警察署長及び大東市消防長に通報するものとする。

(点検及び整備)

第12条 乙は、常に鉄扉及び可動橋の点検並びに整備を行なうとともに、毎月1回、寝屋川水系改修工営所長の立会のうえ試運転操作を実施するものとする。

2. 前項の場合の通報及び操作の方法は、第5条から第7条まで及び第9条から第11条までの規定を準用するものとする。

(操作の記録)

第13条 乙は、鉄扉及び可動橋の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しなければならない。

- (1) 気象及び水象の状況
 - (2) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
 - (3) 操作の理由
 - (4) その他特記すべき事項
- (その他)

第14条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙がそれぞれ協議の上決定するものとする。

附 則

(施行期日)

この協定は、協定締結の日から施行する。

(協定の廃止)

昭和53年12月18日締結の住道新橋鉄扉及び可動橋操作に関する甲乙間の協定は、本協定締結の日をもって廃止する。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成23年2月17日

甲 河川管理者

大阪府知事 橋下 徹

乙 道路管理者

大東市長 岡本 日出士

18) 平野川鉄扉操作協定書

大阪市東住吉区今林地先の平野川左右岸に設置した末尾記載の鉄扉及び角落（以下「鉄扉等」という。）の操作について、河川管理者大阪府知事（以下「甲」という。）、水防管理者大阪市長（以下「乙」という。）及び大阪市中央卸売市場東部市場開設者大阪市長（以下「丙」という。）は次のとおり協定する。

（維持管理）

第1条 鉄扉等の維持管理は甲が行うものとする。

2. 丙は常に鉄扉等を開閉操作に支障ない状態に保つよう維持保全に留意しなければならない。

（操作者）

第2条 鉄扉等の操作は、丙が行うものとする。

（操作責任者）

第3条 丙は、鉄扉等の操作責任者を定めその名簿を甲及び乙に提出するものとする。

（操作準備）

第4条 丙は、大阪府に大雨注意報が発令されたときは、鉄扉等の点検、確認、その他操作に必要な措置を講じなければならない。

5. 甲は、鉄扉等の操作に必要な情報を丙に通報するものとする。

（鉄扉等の閉鎖）

第5条 鉄扉等の操作は、大阪府に大雨注意報が発令があり、平野川鳥居先下流の水位計水位がO. P 5.20メートル又は、三川合流点の水位計水位がO. P 4.40メートルに達し、かつ洪水の恐れがあるときに、甲の指令に基づき丙が行うものとする。

2. 甲の指令を受けたとき、丙は直ちに鉄扉等を閉鎖するものとする。

3. 丙は、鉄扉等の閉鎖を完了したときは、甲及び乙に報告するものとする。

（緊急措置）

第6条 丙は、前条の規定のほか突発的な災害等で緊急に鉄扉等を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲の指令を受けずに閉鎖することができる。

この場合、鉄扉等の閉鎖を完了したときに、直ちに甲及び乙に報告するものとする。

（鉄扉等の開放）

第7条 甲は、平野川鳥居先下流の水位計水位がO. P 5.20メートル未満となり、かつ三川合流点の水位計水位がO. P 4.40メートル未

満となって、上昇の恐れがないと判断したときは、丙に鉄扉等の開放を指令するものとする。

2. 甲の指令を受けたとき、丙は鉄扉等を開放するものとする。

3. 丙は、鉄扉等を開放したときは、甲及び乙に報告するものとする。

（閉鎖確認）

第8条 甲及び乙は、第5条第3項及び第6条の報告を受けたときは鉄扉等の閉鎖の確認をするものとする。

（点検整備）

第9条 甲、乙及び丙は協力して鉄扉等の機能確認及び諸設備点検のため毎年1回以上出水期前に開閉訓練を行うものとする。

2. 開閉訓練をするに当たって、甲、乙及び丙は、日時等協議の上定めるものとし、丙は関係者に連絡しなければならない。

（費用負担）

第10条 鉄扉等の操作に要する費用は丙の負担とする。

（第三者への損害）

第11条 鉄扉等の操作が原因となって第三者に損害を与えた場合においては、その原因が丙の責に帰する事由による場合を除き甲、丙協議の上解決するものとする。

（その他）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙及び丙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印の上各1通を保有する。

昭和58年8月2日

甲 河川管理者

大阪府知事 岸 昌

乙 水防管理者

大阪市長 大 島 靖

丙 大阪市中央卸売市場

東部市場開設者

大阪市長 大 島 靖

名 称	設 置 所	型 式	寸 法 (m)
平野川 1号鉄扉	大阪市 住吉区 今林地先	鋼製折戸式鉄扉	6,760×0.500
平野川 2号鉄扉	〃	F.R.P製角落し堰	1,430×0.500
平野川 3号鉄扉	〃	鋼製折戸式鉄扉	5,560×0.500

平野川 4号鉄扉	〃	鋼製戸式鉄扉 (2門)	4,908×0.500 6,153×0.500
平野川 5号鉄扉	〃	鋼製戸式鉄扉 (2門)	4,365×0.500 5,415×0.500
平野川 6号鉄扉	〃	鋼製戸式鉄扉	6,860×0.500
平野川 7号鉄扉	〃	鋼製戸式鉄扉	6,260×0.500
平野川 8号鉄扉	〃	鋼製戸式鉄扉 (5門)	4,590×0.500
			4,440×0.500
			4,440×0.500
			4,590×0.500
平野川 9号鉄扉	〃	鋼製戸式鉄扉 (3門)	4,850×0.500
			4,800×0.500
			4,850×0.500

19) 平野川分水路排水機場操作要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 寝屋川水系平野川分水路排水機場（以下「排水機場」という。）の操作については、当分の間この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 排水機場の操作は平野川及び平野川分水路の洪水を防御するため、平野川分水路の水位低下を図り、もって公共の安全を保持することを目的とする。

(操作者)

第3条 排水機場の操作は、寝屋川水系改修工営所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

(定 義)

第4条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

(1) 「洪水時」とは、次表に定める対象水位計の水位（以下「対象水位計水位」という。）のいずれかが次表の指定水位を越えるときをいう。

河 川 名	対 象 水 位 計	指 定 水 位
第二寝屋川	排水機場外水位	OP+2.60m
平野川分水路	排水機場内水位	OP+2.60m
同 上	巽 橋	OP+3.00m

(2) 「平水時」とは「洪水時」以外のときをいう。

第2章 排水機場の操作方法

(洪水時における操作)

第5条 所長は、洪水時にあつては、次の各号の定めるところにより排水機場を操作するものとする。

- (1) 対象水位計水位のいずれかが指定水位に達し、なお上昇する恐れがある場合には、河川管理者大阪府知事（以下、「知事」という。）の指令に基づき排水機場を操作するものとする。
- (2) 前号により排水機場を操作している場合において、対象水位計のすべてが、指定水位未満となり、上昇の恐れがないときには、知事の指令に基づき、排水機場の操作を停止するものとする。

(平水時における操作)

第6条 所長は平水時にあつては試運転時を除き排水機の吐出ゲートを全閉し、分水路水門のすべてを全開しておくものとする。

(操作の特例)

第7条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるとき又は知事の指示があつたときは、第5条及び第6条の規定にかかわらず排水機場を操作することができるものとする。

(関係機関に対する通知等)

第8条 所長は、排水機場を操作することにより公共の利害に重大な影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知する等必要な措置を講じるものとする。

(操作に関する記録)

第9条 所長は、排水機場を操作するときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 運転した主ポンプの名称及び状況
- (4) 換作の際に行った通知等の状況
- (5) 第7条に該当するときは操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制)

第10条 所長は、次の各号の1に該当する場合

で、知事の指令があったときには、洪水警戒体制に入るものとする。

(1) 寝屋川流域に大雨、洪水に関する注意報又は警報が出されたとき

(2) その他洪水が発生する恐れがあるとき
(洪水警戒体制における措置)

第11条 所長は、洪水警戒体制において、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 排水機場を操作することができる要員を確保すること。

(2) 排水機場を操作するために必要な、機械器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 排水機場の管理上必要な気象、水象の観測及び関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(4) その他排水機場の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第12条 所長は、洪水の恐れがなくなった場合で知事の指令があったときは洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第13条 所長は、排水機場を操作するために必要な機械器具等については、別途定める点検整備要領により点検及び整備を行い、これを良好な状態に保つものとする。

(事故時の報告)

第14条 所長は、排水機場に重大な事故が発生したときは、直ちに適切な処置をとるとともに、その状況を本部長に報告するものとする。

(観 測)

第15条 所長は、対象水位計水位その他排水機場を操作するために必要な事項については常時これを観測し、記録、保存するものとする。

(日報等)

第16条 所長は、排水機場の管理に関する事項については日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(操作細則)

第17条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は別に操作細則で定める。

(附 則)

この要領は令和5年4月1日から実施する。

20) 淀川大堰、毛馬水門、 毛馬閘門操作規則

第1章 総則

(通則)

第1条 淀川大堰（以下「大堰」という。）、毛馬水門（以下「水門」という。）及び毛馬閘門（以下「閘門」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 大堰、水門、及び閘門（以下「大堰等」と総称する。）の操作は、毛馬排水機場（以下「排水機場」という。）を含めた各施設の関連操作により、淀川及び旧淀川の洪水を安全に流下させること、高潮及び津波からの防御、大堰の貯水池（以下「貯水池」という。）における塩水の遡上防止・取水調整・舟運の確保、淀川の流水を旧淀川へ分流することによる旧淀川の流水の正常な機能の維持、旧淀川及び寝屋川流域の洪水、高潮、津波時の内水の排除及び洪水の軽減を図ることを目的とする。

(操作に関する基本事項)

第3条 大堰等の操作については、河川の流量、並びに堰の上流及び下流の水位の状況に応じ、次の各号に掲げることを基本として行うものとする。

一 洪水時、高潮時及び津波時における流水の安全な疎通を図るものとする。

二 塩水の遡上による塩害を防止するとともに、既得用水の取水を可能とする。

三 旧淀川と淀川の間での船の通航を可能とする。

四 淀川の流水を旧淀川に流すことにより、河川の正常な機能の維持を図るものとする。

(水位)

第4条 堰の上流の水位（以下「上流水位」という。）及び下流の水位（以下「下流水位」という。）は、それぞれ堰の上流及び下流に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(定義)

第5条 この規則において水位は、大阪湾工事基準面（東京湾平均海面+1.300m）からの水位とする。

2 この規則において「洪水時」とは、細則に定めるところにより算定した貯水池への流

入量（以下「流入量」という。）が毎秒800立方メートル以上であるときをいう。

- 3 この規則において「高潮時」とは、洪水時でなく、下流側の水位が2.8メートル以上であるときをいう。
- 4 この規則において「平水時」とは、流入量が毎秒76立方メートル以上、毎秒800立方メートル未満で高潮時でないときをいう。
- 5 この規則において「渇水時」とは、流入量が毎秒76立方メートル未満を継続するおそれがあり、高潮時でないときをいう。
- 6 この規則において「津波時」とは、気象庁から大阪府に対して、津波警報又は大津波警報が発せられたときをいう。

（大堰等の名称）

第6条 大堰等の名称及び管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

- 一 大堰等のゲート名称、門数等は次表のとおりである。

項目 施設名称	ゲート名称	門数	備考
大堰	主ゲート	4	大堰中央部
	調節ゲート	2	主ゲート両端
	魚道ゲート	2	大堰左右岸
水門	制水ゲート	3	
	調節ゲート	3	
閘門	制水ゲート	1	
	閘門ゲート	2	

- 二 平水時及び渇水時における貯水池の水位は、上流水位で2.5メートル以上3.3メートル以内とする。

第2章 大堰等の洪水時における操作の方法

（洪水時の大堰の操作方法）

第7条 淀川河川事務所所長（以下「所長」という。）は、洪水時にあっては、次の各号に定める方法により、大堰を操作するものとする。ただし、所長は気象、水象その他の状況により、特に必要と認める場合においてはこの限りではない。

- 一 流水の貯水池への流入量が毎秒800立方メートルに達したとき、流入量のうち、水門からの分流を除いた流量を、魚道ゲート、主ゲート及び調節ゲートから放流する。

- 二 流入量が毎秒2,100立方メートルに達したときは、魚道ゲート、主ゲート及び調節ゲートを全開する。

- 2 前項により主ゲート及び調節ゲートを全開している場合において、流入量が毎秒2,100立方メートル未満になったときは、主ゲート及び調節ゲートを操作し、上流水位を2.5メートル以上3.3メートル以内に保つものとする。

（洪水時の水門の操作の方法）

第8条 所長は、洪水時にあっては、次の各号に定めるところにより水門を操作するものとする。

- 一 水門の淀川本川側にあるゲート（以下「水門制水ゲート」という。）及び水門の旧淀川側にあるゲート（以下「水門調節ゲート」という。）を操作し、毎秒71立方メートル以上、毎秒120立方メートル以下を旧淀川に分流する。

- 二 水門の旧淀川側にある量水標で測定した水位（以下「大川水位」という。）が2.6メートルを超え、降雨、高潮等によりさらに水位上昇が見込まれるときは、前号の規定にかかわらず、水門を全閉し、分流を停止する。

- 三 流入量が毎秒2,100立方メートルを超えた場合は、第一号の規定にかかわらず、水門を全閉し、分流を停止する。

- 四 第二号、第三号により分流を停止している場合において、大川水位が2.6メートル以下でかつ流入量が毎秒2,100立方メートル以下となり、これを保つことができるときは、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを操作し、毎秒71立方メートル以上、毎秒120立方メートル以下を旧淀川に分流する。

- 2 所長は、排水機場の運転の開始又は運転時は、第1項第一号、同項第四号の規定にかかわらず、水門を全閉し、分流を停止する。

- 3 所長は、前2項により操作を行う場合は、水門周辺の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

（洪水時の閘門の操作の方法）

第9条 所長は、洪水時にあっては、閘門の淀川側にあるゲート（以下「閘門制水ゲート」という。）及び閘門の旧淀川側にある2門のゲート（以下「閘門ゲート」という。）を全閉するものとする。ただし、上流水位が3.

7メートル以下の場合において、船又はいかだ（以下「船」という。）が緊急退避する場合はこの限りではない。

第3章 大堰等の高潮時における操作の方法

（高潮時の大堰の操作の方法）

第10条 所長は、高潮時には、次の各号に定めるところにより、大堰を操作するものとする。ただし、所長は、気象、水象その他の状況により、特に必要と認める場合においては、この限りではない。

- 一 下流水位が上流水位より低く、かつ上流水位が3.8メートル以下のときは、魚道ゲート及び調節ゲートから放流する。
- 二 第一号により大堰を操作している場合において、上流水位が3.8メートルを超えるおそれがあるときは、主ゲート、調節ゲート及び魚道ゲートの開操作を行う。
- 三 下流水位が上流水位以上のときは、主ゲート、調節ゲート及び魚道ゲートは全閉する。
- 四 第三号により大堰を全閉している場合において上流水位が4.1メートル以上のときは、調節ゲート上段扉の開操作を行い、上流水位の低減を行う。

2 所長は、前項により操作を行う場合は、大堰の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

（高潮時の水門の操作の方法）

第11条 所長は、高潮時にあっては、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを全閉しておくものとする。

（高潮時の閘門の操作の方法）

第12条 所長は、高潮時にあっては、閘門制水ゲート及び閘門ゲートを全閉しておくものとする。ただし、上流水位が3.7メートル以下で船が緊急退避する必要がある場合はこの限りではない。

第4章 大堰等の平水時における操作の方法

（平水時の大堰の操作の方法）

第13条 所長は、平水時にあっては、次の各号に定めるところにより、大堰を操作するものとする。

- 一 主ゲートを全閉する。
- 二 魚道流量を限度に魚道ゲートを操作する。
- 三 大堰への流入量のうち、水門からの分流を除いた流量を、魚道ゲート、調節ゲートから放流する。
- 四 前3号により大堰を操作している場合において、下流水位が上流水位以上になるときは、調節ゲート及び魚道ゲートを全閉する。

2 所長は、前項により操作を行う場合は、大堰の上流及び下流の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

（平水時の水門の操作の方法）

第14条 所長は、平水時にあっては、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

- 一 水門制水ゲートと水門調節ゲートを操作し、毎秒71立方メートル以上毎秒120立方メートル以下を旧淀川に分流する。
- 二 大川水位が上流水位を上回る場合、又は大川水位が2.6メートルを超え、降雨、高潮等によりさらに水位上昇が見込まれるときは、第一号の規定にかかわらず、水門を全閉し、分流を停止する。
- 三 旧淀川の水環境保全上必要と認められる場合、水門制水ゲートと水門調節ゲートを操作し、毎秒41立方メートル以上毎秒101立方メートル以下の範囲で旧淀川へ分流する。その場合、旧淀川の流水の正常な機能の維持のため日平均毎秒61立方メートル以上とするものとする。

2 所長は、排水機場の運転の開始時又は運転時は、第1項の規定にかかわらず、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを全閉し、分流を停止する。

3 所長は、前2項により操作を行う場合は、水門周辺の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

（平水時の閘門の操作の方法）

第15条 所長は、平水時にあっては、次の各号に定めるところにより、船の通航の用に供するため、閘門の操作を行うことができる。

一 船の通航に必要な場合を除き、閘門の全てのゲートを全閉しておくものとする。

二 次のすべての要件を満たす船について、通航のための閘門の操作を行う。

船の長さ 45.00メートル以下

船の幅員 9.00メートル以下
船の高さ(水面上) 3.50メートル以下
船の喫水 1.50メートル以下

2 所長は、排水機場の運転の開始時又は運転時は、前項第二号の規定にかかわらず、閘門制水ゲート及び閘門ゲートを全閉する。

第5章 大堰等の渇水時における操作の方法

(渇水時の大堰の操作方法)

第16条 所長は、渇水時にあっては、次の各号に定めるところにより、大堰を操作するものとする。

一 主ゲート及び調節ゲートを全閉する。
二 魚道流量を限度に魚道ゲートを操作する。

2 所長は、大堰上流及び旧淀川の利水に支障が生じるおそれがある場合は、魚道流量を調整することができるものとする。

(渇水時の水門の操作方法)

第17条 所長は、渇水時にあっては、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

一 水門制水ゲートと水門調節ゲートを操作し、毎秒41立方メートル以上毎秒101立方メートル以下の範囲で旧淀川へ分流する。その場合、旧淀川の流水の正常な機能の維持のため日平均毎秒61立方メートル以上とするものとする。

二 大川水位が上流水位を上回る場合、又は大川水位が2.6メートルを超え、降雨、高潮等によりさらに水位上昇が見込まれる場合は、前号の規定にかかわらず水門を全閉し、分流を停止する。

2 所長は、排水機場の運転の開始又は運転時は、前項の規定にかかわらず、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを全閉し、分流を停止する。

3 所長は、前2項により操作を行う場合は、水門周辺の水位に急激な変動を生じないように努めなければならない。

(渇水時の閘門の操作方法)

第18条 所長は渇水時にあっては、次の各号に定めるところにより、船の通航の用に供するため、閘門の操作を行うものとする。

一 船の通航に必要な場合を除き、閘門の全てのゲートを全閉する。

二 第15条第1項第二号の要件に該当する船についてのみ操作を行う。

2 所長は、排水機場の運転の開始時又は運転時は、前項第二号の規定にかかわらず、閘門制水ゲート及び閘門ゲートを全閉する。

第6章 大堰等の津波時における操作の方法

(津波時の大堰の操作方法)

第19条 所長は、津波時には、全てのゲートを全閉とする。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、上流からの流入量や津波到達時間等の状況に応じて必要な操作を行うことができる。

(津波時の水門の操作方法)

第20条 所長は、津波時には、水門制水ゲート及び水門調節ゲートを全閉するものとする。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、津波到達時間等の状況に応じて必要な操作を行うことができる。

(津波時の閘門の操作方法)

第21条 所長は、津波時には、閘門制水ゲート及び閘門ゲートを全閉するものとする。ただし、大堰上流水位が3.7メートル以下で船が緊急退避する必要がある場合はこの限りではない。

2 所長は、前項の規定にかかわらず、津波到達時間等の状況に応じて必要な操作を行うことができる。

第7章 操作の方法の特例等

(ゲートの操作)

第22条 大堰等に係るゲートの操作については、第7条から前条までに規定する方法のほか、細則で定める。

(ゲートの操作の原則)

第23条 所長は、大堰及び水門のゲートを操作するときは、大堰の上流及び下流、水門周辺の水位に急激な水位の変動を生じさせないように努めるものとする。

(操作の方法の特例)

第24条 所長は、異常渇水、事故、その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、第22条に規定する方法以外の方法により大堰等を操作することができる。

(操作に関する通知等)

第25条 所長は、大堰を操作することにより、公共の利益に重大な影響を生ずると認めら

れる場合又は大堰の上流及び下流の流水の状況に著しい変化を生じさせると認められる場合において、これによって生じる危害を防止する必要があると認めるときは、細則に定めるところにより関係機関に通知するものとする。

- 2 所長は、気象、水象その他の状況により、大堰を操作することにより、大堰の上流又は下流の流水の状況に著しい変化を生じさせると認められる場合又は船の通航のための閘門の操作を行う場合は細則に定めるところにより一般に警告するものとする。

第8章 洪水警戒体制等

(警戒体制)

第26条 所長は、次の各号の一に該当するときは、警戒体制を執らなければならない。

一 流入量が毎秒800立方メートルに達するおそれがあるとき

二 大阪管区气象台から北大阪、大阪市、東部大阪、及び京都地方气象台から京都府南部(南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部)において、降雨に関する警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

三 下流水位が2.8メートルを越える恐れがあるとき。

四 大阪管区气象台から大阪市において高潮注意報、高潮警報が発令されたとき。

五 気象庁から大阪湾に津波注意報、津波警報、大津波警報が発令されたとき。

六 その他洪水及び高潮、津波が発生するおそれがあるとき。

- 2 所長は、前項に規定する場合のほか、必要と認めるとき、警戒体制を執ることができる。

(警戒体制における措置)

第27条 所長は、第26条の規定による警戒体制を執ったときは、直ちに次の各号に定める措置を執らなければならない。

一 気象並びに水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。

二 大堰等を操作するために必要な機械、器具の点検及び整備その他大堰等の管理上必要な措置をとること。

(警戒体制の解除)

第28条 所長は、警戒体制を維持する必要性がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第9章 点検、整備等

(計測、点検及び整備)

第29条 所長は、大堰等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は津波時において、機側で操作員等が作業を行っている場合には、速やかに退避するよう指示するものとする。

また、操作員等は津波情報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避し、退避後に報告することができる。

(観測)

第30条 所長は、淀川大堰等を操作するために必要な気象及び水象の観測は、細則で定めるところにより行わなければならない。

(記録)

第31条 所長は、ゲートを操作し、第25条の規定による操作に関する通知等、第29条の規定による点検及び整備、又は前条の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第10章 雑則

(細目)

第32条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のために必要な手続きその他細則は、別途定める。

附則

1 この操作規則は、平成28年3月30日から適用する。

2 現行の操作規則は、平成28年3月29日をもって廃止とする。

21) 淀川大堰、毛馬水門、 毛馬閘門操作細則

(通則)

第1条 淀川大堰(以下「大堰」という。)、毛馬水門(以下「水門」という。))及び毛馬閘門(以下「閘門」という。))の操作については、淀川水系淀川淀川大堰、毛馬水門及び毛馬閘門操作規則(以下「規則」という。))に定めるもののほ

か、この細則の定めるところによる。

(施設の名称)

第2条 大堰、水門、及び閘門(以下「大堰等」と総称する。)の操作にかかわる施設の名称は、別表1のとおりとする。

(流入量の算定)

第3条 規則第5条に規定する流入量は、毎秒1,500立方メートル未満の時、水位の0上昇又は低下の時間的な割合から算定した数値に、貯水池からの取水量及びゲートより放流する量を加えたものとし、(1)式より算定する。

$$Q_{in} = \{ V(H(t_2)) - V(H(t_1)) + \Delta t \cdot Q_0 \} / \Delta t \quad (1)$$

Q_{in} : 大堰への流入量(立方メートル/秒)

$V(H(t_2))$: 現在時刻 t_2 における貯水池水位 $H(t_2)$ に対応する貯水量(立方メートル)

$V(H(t_1))$: 現在時刻より一定時間(Δt)前の時刻 t_1 の貯水池水位 $H(t_1)$ に対応する貯水量(立方メートル)

Q_0 : $t_1 \sim t_2$ 時間内における大堰等からの放流量(立方メートル/秒)

Δt : 流入量計算時間間隔(秒)

2 大堰への流入量が毎秒1,500立方メートル以上の場合、枚方水位流量観測所で観測した流量を流入量とする。

(大堰等のゲート操作)

第4条 各施設のゲート操作は、次の各号に定めるところによるものとする。

一 大堰主ゲートの全開、全閉以外の操作は、2門同一開度により行い、その組み合わせは、「3号、4号ゲート」と「2号、5号ゲート」とし、目標開度までの交互操作で開閉する。

二 大堰の調節ゲートは、2門同一開度で操作する。

三 大堰ゲートを全閉状態から開操作を行う場合は、排砂装置により噴射を行ってから操作する。

四 大堰から放流する場合は、下流水位が急激に変動しないように一回当たりの放流量の変更は10分間隔で行う。ただし、大堰下流水位が潮位条件により急激に変動しないと判断される場合は、このかぎりではない。

五 水門調節ゲート3門の開度は、同一開度で操作する。

六 水門から放流する場合、1回当たりの放流量の変更は、毎秒20立方メートルとしその間隔は、10分間とする。

七 閘門通航時の操作は、閘門1号ゲート及び閘門2号ゲートの全閉を確認し、バイパスゲートの操作で閘室内の水位調整を行った後、進入側閘門ゲートを開けて、船を閘室に入れて(以下「入閘」という。)、操作したバイパスゲート及び閘門ゲートを全閉する。さらに、バイパスゲートの操作で閘室内の水位調整を行った後、退出側閘門ゲートを開けて、船を閘室から出した(以下「出閘」という。)後、操作したバイパスゲート及び閘門ゲートを全閉する。

八 大堰等のゲート操作は、中央制御による遠方操作を原則とし、これによりがたい場合は機側操作で行う。

(魚道流量)

第5条 魚道流量は、毎秒5立方メートルとする。

(水門の操作)

第6条 規則第14条第1項第三号及び規則第17条第1項第一号に規定する水門の操作は、干潮時に毎秒101立方メートルを4時間放流し、満潮時に毎秒41立方メートルを8時間放流するものとする。ただし、潮位の状況等に応じて、放流時間を調整することができる。

(閘門の操作)

第7条 操作規則第15条に規定する閘門の操作は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

一 操作時間は8時30分から日没までとする。

二 船を入閘させる場合は、入閘側のバイパスゲートを開いて入閘側の河川の水位と閘室の水位を同一にしたのち、入閘側の閘門ゲートを開けて船を入閘させ、操作したバイパスゲート及び閘門ゲートを全閉する。

三 船を出閘させる場合、出閘側のバイパスゲートを開いて出閘側の河川の水位と閘室の水位を同一にしたのち、出閘側の閘門ゲートを開けて船を出閘させ、操作したバイパスゲート及び閘門ゲートを全閉する。

四 入閘又は出閘する場合、閘門ゲートは入閘側又は出閘側の河川の水位から3.50メートル以上開けるものとする。

(ゲート操作の原則)

第8条 規則第23条に規定するゲート操作の原則は、大堰の上流及び下流、水門周辺の水位の変動を、30分間に30センチメートル以内になるように、全てのゲートの操作を行うものとする。

2 気象、水象その他の状況により、特に緊急かつやむを得ない場合は、前項の規定にかかわら

ず放流することができるもの、とする。
(操作に関する通知等)

第9条 規則第25条に規定する関係機関は別表2に掲げる関係機関(以下「関係機関」という。)のうち、次の各号により影響を受けるものに対して行う。

一 規則第10条及び規則第19条に規定する操作により、大堰の貯水池の利水に塩害等が発生するおそれのあるとき。

二 開門において船の通航に支障の生ずるおそれのあるとき。

三 流水状況の著しい変化等によって生じる危害を防止する必要があるとき。

2 規則第25条第2項に規定する一般への警告は、次の各号により行うものとする。

一 一般への警告は、ゲートの操作を開始する前に行うものとする。

二 一般への警告は、別表3に掲げる警報設備等により行うものとし、その方法は次によるものとする。

イ 大堰にあつては規則第7条の規定により主ゲートの操作を開始するとき、及び第8条第2項の規定により放流を行う場合で、下流に急激な水位の影響が生じると予想されるときは、大堰地点から東海道本線上淀橋まで、スピーカーにより行う。

ロ 開門にあつては規則第9条、第12条、第15条、第18条及び第21条のゲート操作の都度開門内に設置してあるスピーカーにより行う。

ハ 第8条第2項の規定により放流を行う場合で、下流に急激な水位の影響が生じると予想されるときは、その範囲について警報車により巡視を行う。

(警戒体制時における措置)

第10条 規則第27条に規定するその他大堰等の管理上必要な措置は、次の各号とする。

一 職員の呼集、作業分担、配置その他必要な事項。

二 警報設備の作動を確認すること。

三 堰本体及び周辺設備の点検及び整備を行うこと。

(警戒体制の解除)

第11条 規則第28条に規定する警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 流入量が毎秒750立方メートル以下になったとき、又は洪水に至ることなく洪水が発生するおそれがなくなったとき。

二 下流水位が2.8メートル以下になったとき、又は高潮に至ることなく高潮が発生するおそれがなくなったとき。

三 津波注意報、津波警報、大津波警報が解除されたとき。

(計測、点検及び整備)

第12条 規則第29条に規定する計測、点検及び整備は、別に定める要領により行う。

(観測)

第13条 規則第30条に規定する観測は、別表4に掲げる事項について行うものとする。

(記録)

第14条 規則第31条に規定する記録事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 ゲート操作の記録

イ 気象及び水象の状況

ロ 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

ハ ゲート操作の事由、操作したゲートの名称、ゲートの開度その他ゲート操作に関する事項

二 規則第25条の規定による操作に関する通知及び警告の記録

三 規則第29条の規定による計測、点検及び整備の記録

四 規則第30条の規定による観測の記録

五 その他参考となるべき事項

(管理日報等)

第15条 所長は、堰の管理日報、管理月報及び管理年報は、別に定める様式により作成するものとする。

(異常時等に関する報告)

第16条 所長は、次の各号に掲げる事項については、すみやかに近畿地方整備局長(以下「局長」という。)に報告しなければならない。

一 規則第24条に規定する操作を行ったとき。

二 ゲート及びゲートを操作する機械器具の故障その他の原因により正常な操作が困難と認められたとき。

三 大堰等の本体、附属施設及び上下流の河道状況に異常を認めたとき。

四 大阪管区气象台から大阪市において震度4以上の地震が発生したときの点検結果。

五 その他事故等が発生したとき

(雑則)

第17条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。

2 所長は、前項の要領を定め、又は変更したと

きは、局長に報告するものとする。

附則

この細則は、平成25年6月12日から施行する。

22) 一津屋樋門操作規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 樋門操作は、大阪府摂津市一津屋地先淀川水系淀川一津屋樋門（以下「樋門」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 樋門の操作は、淀川から淀川水系神崎川への洪水の進入及び淀川を遡上した津波の神崎川への進入を防止するとともに、淀川の流水を神崎川へ分流することにより、神崎川の流水の正常な機能の維持を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規則において「機側操作」とは、樋門に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは毛馬出張所の庁舎内の操作室において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 樋門の操作の基本方針は次のとおりとする。樋門の操作は、第5条から第7条に定める場合は遠隔操作を主たる操作方法とする。

第2章 操作の方法等

(洪水時の操作の方法)

第5条 淀川河川事務所長（以下「所長」という。）は、樋門の淀川側にある量水標において測定した水位（以下「一津屋水位」という。）が標高3.90メートル以上であるときは、次の各号に定めるところにより樋門の操作を行うものとする。

- 一 一津屋水位が標高3.90メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるときは、樋門の淀川側にあるゲート（以下「制水ゲート」という。）を全閉すること
- 二 前号により制水ゲートを全閉している

場合において、一津屋水位が標高4.10メートルを下回り、かつ樋門の神崎川側にある量水標において測定した水位（以下「神崎川水位」という。）が標高3.00メートル以下のときは、制水ゲートを全開し樋門の神崎川側にあるゲート（以下「調節ゲート」という。）を操作して、毎秒11.8立方メートルの水量を確保し神崎川に分流すること

(津波のおそれがある時の操作方法)

第6条 所長は、気象庁が、大阪府に津波警報（大津波、津波のいずれの場合も含む。以下同じ。）を発表したときは、津波警報が解除されるまで、機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。

二 所長は、第7条に規定する操作や点検・整備等のため機側で機側操作員等が作業を行っている場合には、機側操作員等に速やかに退避するよう指示するものとする。（ただし、速やかな退避が可能な場合には、ゲートの閉鎖を指示することができる。）また、機側操作員等は、津波情報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避し、退避後に報告することができる。

三 所長は、前二項の規定の結果、水門のゲートが全閉されていない場合には、遠隔操作により、水門のゲートを全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状態の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

四 所長は、津波警報が解除された場合には、周辺の状態等を確認した上で、樋門のゲートを全開するものとする。

(平常時における操作の方法)

第7条 所長は、一津屋水位が標高3.90メートル以下であるときは、以下の各号に定めるところにより樋門を操作するものとする。

- 一 制水ゲートを全開し、調節ゲートを操作して毎秒11.8立方メートルの水量を確保し神崎川に分流すること。
- 二 前号による分流は、神崎川水位が標高3.00メートルを超えないように行うこと。
- 三 第一号により、分流を行っている場合において、神崎川水位を標高3.00メートル以下に保つことができないときは、制水ゲートを全閉し、分流を停止すること
- 四 前号により分流を停止している場合にお

- いて、神崎川水位が標高3.00メートル以下となったときは、制水ゲートを全開し、調節ゲートを操作して毎秒11.8立方メートルの水量を確保し、神崎川に分流すること。
- 2 所長は、前項により樋門を操作している場合において、神崎川水位が一津屋水位以上となったときは、制水ゲートを全閉するものとする。
- 3 所長は、前項により制水ゲートを全閉している場合において、神崎川水位が一津屋水位より低くなったときは、第1項により樋門を操作するものとする。
- 4 所長は、第3項により樋門を操作する場合においては、樋門の下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(操作方法の特例)

第8条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前3条に規定する方法以外の方法により樋門を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第9条 所長は、前条の操作を行うことにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、近畿地方整備局長(以下「局長」という。)の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、樋門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第8条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第3章 樋門警戒体制

(警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各項に該当するときは、直ちに樋門警戒体制にはいるものとする。

- 一 一津屋水位が標高3.70メートルに達し、さらに上昇するおそれのあるとき。
- 二 その他、洪水が発生するおそれのあるとき。

(警戒体制における措置)

第12条 所長は、樋門警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において樋門を適切に操作することができる要員を確保すること。

- 二 樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 樋門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

- 四 その他樋門の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、または、洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれがなくなったときは、樋門警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第14条 所長は、樋門及び樋門を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上局長の定めるところにより、点検及び整備を行い、これを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第15条 所長は、樋門による分流量、一津屋水位、神崎川水位その他樋門を操作するために必要な事項は、局長の定めるところにより、観測するものとする。

(記録の保存)

第16条 所長は、操作及び観測に関する記録を整理し、これを保存するものとする。

(局長への委任)

第17条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な細目は、局長が定める。

附 則

1 この操作規則は、平成28年3月30日から適用する。

2 現行の操作規則は、平成28年3月29日をもって廃止とする。

23) 毛馬排水機場操作委託協定書

淀川水系淀川毛馬排水機場(以下「排水機場」という。)(大阪市北区長柄東3丁目地先)に関する操作について、委託者近畿地方整備局長森

昌文を甲とし、受託者大阪府知事松井一郎を乙として次のとおり委託する協定を締結する。

第1条 この協定は寝屋川、旧淀川の高潮、洪水を防御するため、内水の排除と併せて洪水の軽減をはかり、もって災害の発生を防止することを目的とし乙は排水機場について、次の各号の操作業務を行うものとする。

- 一 操作及び点検整備
- 二 操作及び点検整備を行ったときの記録及び報告
- 三 操作に必要な器具及び資材の保管
- 四 河川管理者が行う検査時の立会

第2条 前条第1号及び2号の業務は、「毛馬排水機場操作規則」等に基づき行うものとする。

第3条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

第4条 甲又は乙の止むを得ない事由により操作業務の変更等協定の内容を変更する必要があるときは、甲・乙協議のうえ、これを変更するものとする。

第5条 甲は、必要と認められるときは、乙に対して操作業務の処理状況につき報告を求めることができる。

第6条 この操作委託協定に基づき、委託者を分任支出負担行為担当官近畿地方整備局淀川河川事務所長、受託者を大阪府西大阪治水事務所長とした別途委託契約を締結するものとする。

第7条 この操作業務に係る費用については、甲が負担することとし、支払方法等については、前条の契約において定めるものとする。

第8条 乙は、寝屋川、旧淀川における排水機場の運転に伴う影響に対する措置の要請等があったときは、速やかに甲と協議しこれに対処するものとする。

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲・乙協議のうえこれを定めるものとする。

上記協定の締結の証として本書2通を作成

して、甲・乙記名押印のうえ各1通を保有する。

附則

この協定は、平成27年5月22日から施行する。

平成27年5月22日

甲 委託者 近畿地方整備局長 森 昌文

乙 受託者 大阪府知事 松井 一郎

24) 毛馬排水機場操作規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 毛馬排水機場(以下、「排水機場」という。)の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 排水機場の操作は、淀川大堰・毛馬水門・毛馬閘門(以下、「淀川大堰等」という。)、安治川水門・木津川水門・尻無川水門(以下、「安治川水門等」という。)、寝屋川・旧淀川流域に設けられた防潮施設等の各施設の関連操作のもとに寝屋川・旧淀川流域の高潮、洪水等を防御するため、内水の排除、洪水の軽減をはかり、もって、公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第3条 この規則において「水位」とは、大阪湾工事基準面(東京湾平均海面+ 1. 300m)からの水位をいう。

2 この規則において「高潮時等」とは、大阪湾に高潮等のおそれがあり、安治川水門等の主水門が閉鎖されたときをいう。

3 この規則において「洪水時」とは、高潮時等以外で、寝屋川・旧淀川流域の洪水のおそれがあるときをいう。

4 この規則において「平水時」とは、「高潮時等」及び「洪水時」以外のときをいう。

(操作責任者)

第4条 排水機場の操作責任者は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所長(以下、「所長」という。)とする。

第2章 高潮時等における操作

(高潮時等の排水機場の操作)

第5条 所長は高潮時等において、以下の各号に定めるところにより排水機場を操作する。

一 京橋水位が2.5メートルを超え、さらに水位上昇のおそれがあるときは、排水機場のポンプの運転を開始する。

二 京橋水位が2.5メートル以下となり、上昇のおそれがないときは、ポンプの運転を停止する。

三 安治川水門等が全開された場合は、ポンプの運転を停止する。

四 第一号により排水機場のポンプを運転している場合において、淀川本川側の淀川大堰の下流で測定した水位(以下、「淀川本川水位」という。)が7.47メートルを超え、さらに上昇するおそれのあるときは、排水機場の運転を停止する。

五 第四号の規定により排水機場のポンプを停止している場合において、淀川本川水位が7.47メートル以下となったときは、排水機場の運転を開始する。

2 前項の規定による操作においては、大阪府からの寝屋川・旧淀川の出水状況等に係る情報提供等も踏まえて判断を行うものとする。

3 第1項の規定による操作においては、淀川本川及び旧淀川の水位に急激な変動が生じないようにするものとする。

第3章 洪水時における操作
(洪水時の排水機場の操作)

第6条 所長は洪水時において、次の各号に定めるところにより排水機場を操作する。

一 京橋水位が3.0メートルを超えた場合、古堤橋水位が3.3メートルを超えた場合、昭明橋水位が3.4メートルを超えた場合のいずれかの条件を満たし、さらに水位上昇のおそれがあるときは、旧淀川及び寝屋川の内水を排水するため、排水機場のポンプの運転を開始する。

二 京橋水位が3.0メートル以下、古堤橋水位が3.3メートル以下、昭明橋水位が3.4メートル以下のすべての条件を満たし、上昇のおそれがないときには、排水機場のポンプの運転を停止する。

三 第一号により排水機場のポンプを運転している場合において、淀川本川水位が7.47メートルを超え、さらに上昇するおそ

れのあるときは、排水機場の運転を停止する。

四 第三号の規定により排水機場のポンプを停止している場合において、淀川本川水位が7.47メートル以下となったときは、排水機場の運転を開始する。

2 前項の規定による操作においては、大阪府からの寝屋川・旧淀川の出水状況等に係る情報提供等も踏まえて判断を行うものとする。

3 第1項の規定による操作においては、淀川本川及び旧淀川の水位に急激な変動が生じないようにするものとする。

第4章 平水時における操作

(平水時における操作)

第7条 所長は平水時において、制水ゲートのすべてを全閉しておくものとする。

第5章 操作の特例等

(操作の特例)

第8条 所長は事故、その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、第7条までに規定する方法以外の方法により排水機場を操作することができる。

(操作開始又は操作の停止時の確認)

第9条 所長は排水機場のポンプの操作の開始、又は操作の停止を行う前には、淀川本川の水位や堤防の状況に異常がないこと、毛馬水門及び毛馬閘門が全閉となっていることを確認するものとする。

(通知及び警告)

第10条 所長は排水機場を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2 所長は排水機場を操作することにより、淀川本川又は旧淀川において危害を生ずるおそれがあると認められるときは、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 所長は排水機場を操作したときは、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻

- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作したポンプの名称及び状況
- 四 操作の際に行った通知及び警告の状況
- 五 第8条に該当するときは操作の理由
- 六 その他参考となるべき事項

第6章 高潮等、洪水警戒体制（高潮等、洪水警戒体制の実施）

第12条 所長は次の各号に該当するときは、警戒体制を執らなければならない。

- 一 大阪管区气象台から大阪市又は東部大阪において大雨・洪水に関する注意報又は警報が発表されたとき
- 二 大阪管区气象台から大阪市において高潮注意報又は高潮警報が発表されたとき
- 三 その他高潮時等及び洪水時が発生するおそれがあるとき

2 所長は前項に規定する場合のほか、必要と認めるとき、警戒体制を執ることができる。

（高潮等、洪水警戒体制における措置）

第13条 所長は警戒体制においては、次に各号に掲げる措置を執らなければならない。

- 一 高潮時等及び洪水時の排水機場操作時においては、適切に管理することができる要員を確保すること
- 二 排水機場を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うこと
- 三 排水機場の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を行うこと
- 四 その他排水機場の管理上必要な措置

（高潮等、洪水警戒体制の解除）

第14条 所長は次の各号に該当するときは、警戒体制を解除するものとする。

- 一 大阪管区气象台から大阪市又は東部大阪における大雨・洪水に関する注意報又は警報が解除され、排水機場の操作の必要がなくなったとき
- 二 大阪管区气象台から大阪市における高潮注意報が解除され、排水機場の操作の必要がなくなったとき
- 三 その他高潮等及び洪水が発生するおそれなくなったとき

2 所長は前項に規定する場合のほか、必要がないと認めるとき、警戒体制を解

除することができる。

第7章 雑則

（点検及び整備）

第15条 所長は排水機場を操作するために必要な機械、器具等については、別に定めるところにより、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

2 所長は気象庁から大阪府に対して津波警報又は大津波警報が発せられたときに 操作員等が機側で作業を行っている場合には、速やかに退避するよう指示するものとする。また、操作員等は津波情報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避し、退避後に報告することができる。

（観測）

第16条 所長は排水量、気象、水象については、別に定めるところにより、観測するものとする。

（日報等）

第17条 所長は排水機場の管理に関する事項については、別に定めるところにより、日報、月報及び年報を作成するものとする。

（操作細目）

第18条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な事項は、別に操作細目定める。

（附則）

この操作規則は、平成27年5月22日から施行する。

25) 毛馬排水機場操作細則

（通則）

第1条 毛馬排水機場（以下、「排水機場」という。）の操作については、毛馬排水機場操作規則（以下、「規則」という。）に定めるもののほか、この毛馬排水機場操作細則（以下、「細則」という。）に定めるところによる。

（施設の名称）

第2条 排水機場の操作に関わる施設の名称は、別表第1のとおりとする。

別表第1（細則第2条）

施設名			呼称
主ポンプ設備			旧淀川左岸側からN01～6号機
制水ゲート設備	排水側	上段扉	旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
	(淀川側)	下段扉	旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
	取水側	上段扉	旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
	(旧淀川側)	下段扉	旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
除塵機設備	排水側(淀川側)		旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
	取水側(旧淀川側)		旧淀川左岸側からN01-1、1-2～6-1、6-2号機
電気設備			特高受電設備
			高压配電設備
			低压配電設備
			監視制御設備
			計装設備
自家発電設備			自家発電機No1～No3
クレーン設備			ポンプ棟天井クレーン、自家発電棟天井クレーン、ゲート室ホイストクレーン
放流警報設備			放流警報制御局(毛馬排水機場) 警報局No1～7(旧淀川)

(定義)

第3条 操作規則第5条第1項第3号に定める安治川水門等が全開された場合とは、安治川水門等の主水門の開放操作が完了した状態をいうものとする。

(操作の順序等)

第4条 操作規則第5条第1項一及び操作規則第6条1項一に定める毛馬排水機場のポンプの運転を開始するために必要な準備を行うものとする。

2 操作規則第5条第2項及び第6条第2項に定める淀川本川及び旧淀川の水位に急激な変動が生じないようにする排水機場の運転

は、主ポンプ一台ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 除塵機(旧淀川側)を運転する。
- 二 主ポンプの起動条件を確認し、補機を運転する。
- 三 制水ゲート(旧淀川側)の下段を開く。
- 四 主ポンプを起動する。
- 五 主ポンプ定格回転を確認後制水ゲート(淀川側)の上段ゲートを上限で停止する。
- 六 主ポンプの翼角を運転位置にする。

第5条 操作規則第5条第2項及び第6条第2項に定める淀川本川及び旧淀川の水位に急激な変動が生じないようにする排水機場の停止は、主ポンプ一台ごとに次の各号により行うものとする。

- 一 主ポンプの翼角を起動位置にする。
- 二 制水ゲート(淀川側)の上段を閉じる。
- 三 主ポンプを停止する。
- 四 制水ゲート(旧淀川側)の下段を閉じる。
- 五 除塵機(旧淀川側)を停止する(平水時における操作の方法)

第6条 平水時にあつては、次の各号に定める操作を行う。

- 一 除塵機(旧淀川側)を着床しておくものとする。
- 二 除塵機(淀川側)を引揚げておくものとする。

(通知及び警告)

第7条 規則第10条第1項の規定にする通知は、別表第2-1に掲げる者に対し行うものとする。

2 規則第10条第2項の規定にする一般に対する警告は別表第2-2に定めるところにより行うものとする。

(点検及び整備)

第8条 規則第15条に規定する点検及び整備は、別に定める要領により行うものとする。

(観測)

第9条 規則第16条に規定する観測の記録は：別表第3により行うものとする。

(日報等)

第10条 規則第17条に規定する日報、月報及び年報は、別表第4により記載するものとする。

(事故時の処置)

第11条 排水機場に事故が発生した時は、直ちに適切な処置をとるものとする。

(所長への委任)

第12条 この操作細則に定めるもののほか、この操作細則の実施のために必要な事項は、所長が定める。

(附則)

この細目は、平成27年5月22日から適用する。

別表第2-1 (細則第5条)

番号	機 関 名
1	大阪府
2	大阪市
3	大阪府警本部
4	淀川左岸水防事務組合
5	独立行政法人水資源機構
6	阪神水道企業団
7	独立行政法人造幣局本局

26) 寝屋川分水施設等操作要領

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 淀川水系一級河川寝屋川 (以下「寝屋川」という。)の分水施設及び太間排水機場 (以下「分水施設等」という。)の操作について、この操作要領の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 分水施設等の操作は、寝屋川下流域の洪水を防御するとともに、一級河川寝屋川導水路 (以下「導水路」という。)周辺地域の浸水を排除することを目的とする。

(定 義)

第3条 この要領において分水施設とは、分水水門、桜木水門、浄化ポンプ場水門及び付属設備をいう。

(操作の基本方針)

第4条 分水施設等の操作の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 寝屋川治水緑地五軒堀橋水位計の水位 (以下「第一基準点水位」という。)が別表に定める指定水位 (以下「指定水位」と

いう。)以上のときは、寝屋川の流水を導水路に分流し、一級河川淀川 (以下「淀川」という。)に放流する。

- (2) 第一基準点水位が指定水位未満で、導水路友呂岐橋分水水位計の水位 (以下「第二基準点水位」という。)が指定水位以上のときは、寝屋川から導水路への分流は行わず、導水路から淀川への放流を行う。
- (3) 淀川への放流流量は、毎秒30m³以内とする。

第2章 分水施設等の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第5条 第二基準点水位が別表に定める警戒体制水位 (以下「警戒体制水位」という。)になる恐れがあるときは、浄化ポンプ場水門は、全閉しておくものとする。

2. 第一基準点水位が水位以上であるときは、次の各号に定めるところにより分水施設等を操作するものとする。

- (1) 桜木水門は、全開しておく。
- (2) 太間排水機場の運転を開始し、淀川への放流を行う。
- (3) 分水水門を開き、寝屋川の流水を導水路に分流する。この場合において分水水門の開度は0.6m以内とする。
- (4) 第二基準点水位が別表に定める危険水位となる恐れがあるときは、分水水門を全閉する。

3. 第一基準点水位が指定水位未満で、第二基準点水位が指定水位以上となったときは、次の各号に定めるところにより分水施設等を操作するものとする。

- (1) 桜木水門は、全開しておく。
- (2) 分水水門は、全閉しておく。
- (3) 太間排水機場の運転を開始し淀川への放流を行う。

4. 前二項の場合においては、水門の上流および下流の水位に急激な変動を生じないようにするものとする。

(平水時における操作の方法)

第6条 第一基準点水位が指定水位未満で第二基準点水位が警戒体制水位未満であるときは、分水水門は全閉し、桜木水門及び浄化ポンプ場水門は、全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第7条 事故その他やむを得ない事情がある

ときは、必要の限度において、前二条に規定する方法以外の方法により分水施設等を操作することができるものとする。

(関連施設等の操作確認)

第8条 分水施設等の操作を開始し、又は停止しようとする時は、寝屋川浄化ポンプ施設、太間排水樋門及び内水吐出樋門の各施設の操作に支障が無いようあらかじめ近畿地方建設局淀川工事事務所長及び寝屋川市長に連絡し、各施設の操作を確認するものとする。

(通知及び警告)

第9条 分水施設等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、大阪府枚方土木事務所長(以下「所長」という。)の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

2. 分水施設等を操作することにより、その上流又は下流において危害を生じる恐れがあると認められるときは、所長の定めるところにより、あらかじめ一般に警告するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 分水施設等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した太間排水機場の施設及び水門の名称
- (4) 操作の際に行った通知及び警告の状況
- (5) 第7条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第11条 次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

- (1) 周辺地域に大雨、洪水に関する注意報、又は警報が出されたとき。
- (2) 第一基準点水位又は第二基準点水位が別表に定める警戒体制水位に達しさらに上昇する恐れがあるとき。
- (3) その他浸水又は洪水が発生する恐れがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第12条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において分水施設等を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) 分水施設等を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 分水施設等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(4) その他分水施設等の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除).

第13条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく、洪水が発生する恐れがなくなったときは、解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第14条 分水施設等を操作するため必要な機械、器具等については、毎月一回以上、所長の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第15条 各基準地点における水位、その他分水施設等を操作するため必要な事項については、これを観測し、記録、保存するものとする。

(日報等)

第16条 分水施設等の管理に関する事項については、所長の定めるところにより、日報、月報及び年報を作成し、これらを保存するものとする。

(所長への委任)

第17条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は、所長が定める。

附 則

この操作要領は、昭和61年3月25日から施行する。

別 表

基準点	警戒体制水位	指定水位	危険水位
第一基準点	OP+4.0m	OP+4.25m	—
第二基準点	OP+3.0m	OP+3.5m	OP+4.5m

27) 太間排水機場及び附帯施設操作規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 一級河川淀川水系寝屋川（以下「寝屋川」という。）の太間排水機場及び附帯施設（以下「排水機場等」という。）の操作については、この操作規則の定めるところによる。（操作の目的）

第2条 排水機場等の操作は、一級河川淀川（以下「淀川」という。）に放流することにより、寝屋川下流域の洪水負荷を低減するとともに、一級河川寝屋川導水路（以下「導水路」という。）周辺地域の浸水を排除することを目的とする。

（定義）

第3条 この操作規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「桜木水門」とは、寝屋川治水緑地（以下「治水緑地」という。）水位がOP（+）3.50メートルを越えるおそれがあるとき（以下「寝屋川の洪水時」という。）に、上流域の流水が下流へ流下するのを防禦するための施設をいう。
- (2) 「友呂岐水門」とは、寝屋川の洪水時以外のとき（以下「寝屋川の平水時」という。）に、寝屋川の流水が導水路へ流入するのを防禦するための施設をいう。
- (3) 「寝屋川浄化用水機場（以下「浄化ポンプ場」という。）水門」とは、導水路友呂岐橋（以下「友呂岐橋」という。）水位がOP（+）3.00メートルを越えるおそれがあるとき（以下「導水路の洪水時」という。）に、導水路の流水が建設省所管の浄化ポンプ場へ流入するのを防禦するための施設をいう。
- (4) 「導水路の平水時」とは、「導水路の洪水時」以外のときをいう。
- (5) 「附帯施設」とは、「桜木水門」、「友呂岐水門」及び「浄化ポンプ場水門」をいう。

（操作者）

第4条 排水機場等の操作は、河川管理者大阪府知事（以下「知事」という。）の指令に基づき、大阪府枚方土木事務所長（以下「所長」という。）が行うものとする。

第2章 操作の方法等

（寝屋川及び導水路の洪水時における操作の方法）

第5条 所長は、次の各号の一に該当するときは、浄化ポンプ場水門を全閉するものとする。

- (1) 浄化ポンプ場が停止しているとき。
 - (2) その他、浸水又は洪水の発生するおそれがあるとき。
2. 所長は、前項により浄化ポンプ場水門を全閉している場合において、友呂岐橋水位がOP（+）3.00メートルを越え、さらに上昇するおそれがあるときは、太間排水機場（以下「機場」という。）の運転（以下「内水運転」という。）を開始する。
 3. 所長は、第1項により浄化ポンプ場水門を全閉している場合において、治水緑地水位がOP（+）3.50メートルを越え、さらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行う（以下「外水運転」という。）ものとする。
 - (1) 機場の運転を開始する。
 - (2) 前号の操作が完了した場合において、友呂岐水門を全開する。
 - (3) 前2号の操作が完了した場合において、ただちに桜木水門を全閉する。
 4. 所長は、内水運転中において友呂岐橋水位がOP（+）2.60メートルを下回り、かつ、上昇するおそれがないときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。
 - (1) 機場の運転を停止する。
 - (2) 第1項第1号の規定にかかわらず、浄化ポンプ場水門を全開する。
 5. 所長は、外水運転中において治水緑地水位がOP（+）3.50メートルを下回り、かつ、上昇するおそれがないときは、次の各号に定めるところにより排水機場等の操作を行うものとする。
 - (1) 桜木水門を全開する。
 - (2) 前号の操作が完了した場合において、友呂岐水門を全開する。
 - (3) 前2号の操作が完了した場合において、友呂岐橋水位がOP（+）2.60メートル以下となったときは、機場の運転を停止する。
 - (4) 第1項第1号の規定にかかわらず、浄化ポンプ場水門を全開する。
 6. 所長は、前4項の場合においては、水門の上流及び下流の水位に変動を生じないようにするものとする。
（淀川計画高水位時の操作方法）

第6条 所長は、前条第2項及び第3項により機場を運転している場合において、淀川の枚方水位観測所の水位（以下「枚方水位」という。）

がOP（+）13.23メートルを越えさらに上昇するおそれがあるときは、次の各号に定めるところにより、排水機場等の操作を行うものとする。

- (1) 桜木水門を全開とする。
- (2) 前号の操作が完了した場合において、友呂岐水門を全開とする。
- (3) 前2号の操作が完了した場合において、機場の運転を停止する。

2. 所長は、前項により機場の運転を停止した場合において、枚方水位がOP（+）13.23メートルを下回り、かつ、上昇するおそれがないときは、排水機場等の運転を再開するものとする。

(寝屋川及び導水路の平水時における操作の方法)

第7条 所長は、平水時において、次の各号に定めるところにより排水機場等を操作するものとする。

- (1) 機場の運転を停止とする。
- (2) 友呂岐水門を全開とする。
- (3) 桜木水門を全開とする。
- (4) 浄化ポンプ場水門を全開とする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前四条に規定する方法以外の方法により排水機場等を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第9条 所長は、排水機場等の操作を行うときは、知事の定めるところによりあらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、排水機場等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作した排水機場等の名称
- (4) 操作の際に行った通知及び警告の状況
- (5) 第八条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当するときは、直ちに、洪水警戒体制にはいるものとする。

- (1) 大阪管区气象台が大阪府に大雨又は洪水に関する注意報又は警報が発令されたとき。

- (2) その他浸水又は洪水が発生するおそれがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第12条 所長は、洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において排水機場等を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 排水機場等を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 排水機場等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他排水機場等の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第14条 排水機場等を操作するために必要な機械、器具等については、知事の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第15条 治水緑地水位及び友呂岐橋水位、その他排水機場等を操作するために必要な事項は、知事の定めるところにより観測するものとする。

(月報等)

第16条 排水機場等の管理に関する事項については、知事の定めるところにより月報等を作成し、これらを保存するものとする。

(所長への委任)

第17条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な事項は、所長が定める。

附 則

この操作規則は、平成10年7月14日から施行する。

28) 太間排水機場及び附帯施設操作細則

(通 則)

第1条 一級河川淀川水系寝屋川の太間排水機場及び附帯施設（以下「排水機場等」という。）の操作については、太間排水機場及び附帯施設操作規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この操作細則の定めるところによる。

（関係機関への通知）

第2条 規則第9条及び第12条に規定する関係機関は、別表に掲げる機関とする。

（点検及び整備）

第3条 規則第14条に規定する点検及び整備は、毎月1回行うものとする。

（観測）

第4条 規則第15条に規定する観測は、毎正時行うものとする。

（月報等）

第5条 規則第16条に規定する月報等は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 排水機場等の操作に関する記録
- (2) 気象及び水象に関する観測事項
- (3) 点検及び整備に関する事項
- (4) その他

（異常時等の報告）

第6条 次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を河川管理者大阪府知事に報告するものとする。

- (1) 規則第8条に規定する操作を行ったとき
- (2) 排水機場等に重大な異常を認めたとき
- (3) その他事故等が発生したとき

附 則

この細則は、平成10年7月14日から施行する。

別表（第2条関係） 関係機関

機 関 名
国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所 寝屋川市

29) 寝屋川北部地下河川 古川調節池附帯施設操作規則

（趣 旨）

第一条 この操作規則（以下「規則」という。）は、門真市三ツ島地先から守口市高瀬錯雑地地先までの間に設置した寝屋川北部地下河

川古川調節池の附帯施設の操作について、必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第二条 この規則において「施設」とは、古川取水立坑流入施設、古川取水立坑排水施設及び鶴見立坑排水施設をいう。

（操作の目的）

第三条 施設の操作は、古川の流水の取水や下水道からの流入及び貯留、並びに貯留した流水の排水を迅速かつ適正に行い、寝屋川北部地下河川の調節池としての治水機能を適切に確保することにより、もって流域の浸水被害を軽減することを目的とする。

（操作権者）

第四条 施設の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長（以下「所長」という。）が行う。

（操作の方法）

第五条 所長は、次の各号のいずれかに該当する時は、古川取水立坑流入施設において取水を開始するために必要な操作を行うものとする。

- 一 古川取水立坑流入ゲート前の古川水位が上昇傾向にある場合において、その水位がOP+3.00mに達したとき。
- 二 桑才ポンプ場前の古川水位が上昇傾向にある場合において、その水位がOP+3.00mに達したとき。

2 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、古川取水立坑流入施設において取水を停止するために必要な操作を行うものとする。

- 一 古川取水立坑流入ゲート前の古川水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP+2.80m以下となったとき。
- 二 鶴見立坑の内水位がOP-20.70mに達したとき。

第六条 所長は、次の各号のいずれにも該当するときは、古川取水立坑排水施設において排水を行うために必要な操作を行うものとする。

- 一 古川取水立坑の内水位がOP-37.70m以上であるとき。
- 二 古川取水立坑流入ゲート前の古川水位

が下降傾向にある場合において、その水位がOP+2.80m以下となり、かつ、流入ゲートが全閉であるとき。

三 寝屋川の古川水門外水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP+2.60m以下となったとき。

四 古川水門が全閉でないとき。

第七条 所長は、次の各号のいずれにも該当するときは、鶴見立坑排水施設において排水を行うために必要な操作を行うものとする。

一 鶴見立坑の内水位がOP-40.73m以上であるとき。

二 西三荘抽水所流入渠水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP-2.50m以下となったとき。

三 古川取水立坑流入ゲート前の古川水位が下降傾向にある場合において、その水位がOP+2.80m以下となり、かつ、当該流入ゲートが全閉であるとき。

(操作の方法の特例)

第八条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前三条の規定にかかわらず、必要な限度において施設を操作することができる。

(気象及び水象の観測等)

第九条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水の恐れがあると認めるときは、施設の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集しなければならない。

(点検及び整備)

第十条 所長は、施設を操作するために必要な機械・器具等について定期的に点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保たなければならない。

(操作の記録等)

第十一条 所長は、施設の操作を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、かつ保存しなければならない。

一 気象及び水象の状況

二 水位

三 操作の開始、終了及び排水完了の年月日及び時刻

四 操作の理由

五 前各号に掲げるもののほか特記すべき事項

(委任)

第十二条 この規則に定めるもののほか、施設の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年3月30日から実施する。

30) 寝屋川南部地下河川 平野川調節池附帯施設操作規則

(趣 旨)

第一条 この操作規則(以下「規則」という。)は、寝屋川南部地域における浸水被害の軽減を目的として、大阪市平野区平野馬場1丁目地先から大阪市平野区西脇3丁目地先を経由し大阪市阿倍野区松虫通3丁目までの間に設置した寝屋川南部地下河川 平野川調節池に流入した貯留水を迅速かつ適正に排水するために附帯施設(以下「施設」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第二条 この規則において「施設」とは、平野立坑排水施設、今川立坑排水施設及び聖天山立坑送水施設をいう。

(操作権者)

第三条 施設の操作は、大阪府寝屋川水系改修工営所長(以下「所長」という。)が行う。

(貯留水の排水)

第四条 平野立坑排水施設において、所長は次の各号のいずれにも該当するときは、排水を行うために必要な操作を行うものとする。

一 平野立坑の内水位がOP-26.372m以上

二 一級河川平野川の鳥居先下流水位がOP+5.00m以下

三 一級河川平野川分水路の鳥居先水位がOP+4.50m以下

2 今川立坑排水施設において、所長は次の各号のいずれにも該当するときは、排水を行うために必要な操作を行うものとする。

一 大阪市に大雨または洪水に関わる注意報または警報が発令されていない時で、今川水門が全開であるとき。

二 今川立坑の内水位がOP-26.970m以上のとき。

(底水の排水)

第五条 所長は、今川立坑の下流部に貯留があり、かつ、今川立坑の内水位がOP-26.970m未満であるときは、別紙に掲げる条件について、大阪市下水道管理者の合意を得たうえで、今川立坑排水施設及び聖天山立坑送水施設において、底水排水を行うために必要な操作を行うものとする。

(操作の特例)

第六条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、必要な施設を操作することができる。

(施設操作に関する情報の収集)

第七条 所長は、寝屋川水系の各河川について洪水のおそれがあると認めるときは、施設の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集しなければならない。

(施設の維持管理)

第八条 所長は、施設を操作するために必要な機械・器具等について定期的に点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保たなければならない。

(操作の記録等)

第九条 所長は、施設の操作を行ったときは、次の各号を記録し、かつ保存しなければならない。

- 一 気象及び水象の状況
- 二 水位
- 三 操作の開始、終了及び排水完了の年月日及び時刻
- 四 操作の理由
- 五 前各号に掲げるもののほか特記すべき事項

(施設操作の委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、施設の操作に関し必要な事項は、別途所長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月4日から実施する。

(この規則の失効)

2 この規則は、寝屋川南部地下河川が完成したときに、その効力を失う。

別紙

平野川調節池の底水排水に係る条件について

1 この条件は、今川立坑から聖天山立坑間の底水排水を対象とする。

2 底水排水ポンプの運転について

① 排水先である田辺・杭全幹線の水位が晴天時水位(管底より300mm以下)になっているときに運転を行うことができる。

② なにわ大放水路の貯留水の排水が完了しているときに運転を行うことができる。

③ 底水排水ポンプの運転時間は、午後1時から翌日午前8時までとする。

④ 大阪市域に大雨または洪水に関わる注意報・警報が発令されたときは、運転を行わないものとする。

⑤ 下水道管理者は、降雨その他の理由で運転停止を求めることができる。

⑥ 排水の上限量は底水排水ポンプ1台分(約13m³/分)とする。

3 底水排水ポンプの運転を開始する前には、大阪市建設局平野市町抽水所(以下「平野市町抽水所」という。)へ連絡する。平野市町抽水所は、なにわ大放水路の貯留水の排水が完了していることを確認した後、底水排水ポンプの運転を了承する。

4 排水記録の提出について

大阪府寝屋川水系改修工営所は、排水完了後に田辺・杭全幹線への排水記録(水位記録を含む)を平野市町抽水所に電子メールで提出する。

31) 東横堀川水門操作要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 淀川水系一級河川東横堀川(中央区高麗橋1丁目地先)に設置した水門及びポンプ施設等(以下「水門等」という。)の操作については、操作要綱の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門等の操作は、東横堀川及び道頓堀川を洪水、高潮、津波から防御するとともに、水質浄化及び舟航機能の確保を目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において「平水時」とは、「洪水時」、「高潮時」及び「津波時」以外の時をいい、水質浄化に伴う操作時を含むものとする。

2. この要綱において、「洪水時」とは、大阪市に洪水注意報・警報、大雨警報が発令された時、あるいは「高潮時」及び「津波時」以

外で、東横堀川及び道頓堀川に洪水による水位上昇の恐れがある時をいう。

3. この要綱において、「高潮時」とは、大阪湾に高潮注意報、警報が発令された時、あるいは東横堀川及び道頓堀川に高潮による水位上昇の恐れがある時をいう。

4. この要綱において、「津波時」とは、大阪湾に津波注意報、警報等が発令された時、あるいは東横堀川及び道頓堀川に津波による水位上昇の恐れがある時をいう。

第2章 水門操作の方法

(平水時における操作)

第4条 平水時は、次に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門等の操作は、道頓堀川水門と連携し、別途定める細則に基づき操作することにより、東横堀川及び道頓堀川の水質浄化及び河川の水位調整を行うとともに、東横堀川及び道頓堀川の舟航機能を確保するものとする。

(洪水時における操作)

第5条 洪水時にあっては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門は閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。
(2) 水門閉鎖後、東横堀川水位（以下「内水位」という。）が上昇する恐れがある場合には、あらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

(高潮時における操作)

第6条 高潮時にあっては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門は閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。
(2) 水門閉鎖後、内水位が上昇する恐れのある場合には、あらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

(津波時における操作)

第7条 津波時にあっては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

(1) 水門は閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。
(2) 水門閉鎖後、内水位が上昇するおそれのある場合にはあらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

(操作の特例)

第8条 平水時を含め水位が上昇し、公共の安全に影響が生ずると認められるときは、水門を操作し、公共の安全確保に努めなければならない。

2. その他やむを得ない事由があると判断したときは、必要の限度において、前条までに規定する以外の方法により水門等を操作することができるものとする。

(水門状況の報告)

第9条 前4条に基づき水門の操作を実施した場合には、大阪府西大阪治水事務所長に報告するものとする。

(通知)

第10条 水門等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、関係機関等に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 水門等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称
- (4) 通航船舶出入状況
- (5) 操作の際行った通知及び警告の状況
- (6) ポンプの運転記録
- (7) 第8条に該当するときは、操作の理由
- (8) その他参考となるべき事項

第3章 雑 則

(操作細則)

第12条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則実施のため必要な事項は、別途定める細則によるものとする。

(点検及び整備)

第13条 水門等を操作するために必要な機械、器具等については、別に定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(附 則)

1. この操作規則は、平成12年11月7日から施行する。
2. この操作要綱は、令和3年4月1日から施行する。

施設名	場 所
東横堀川水門	中央区高麗橋1丁目2-5地先

32) 東横堀川水門操作細則

(通 則)

第1条 東横堀川水門の操作については、東横堀川水門操作要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この東横堀川水門操作細則（以下「細則」という。）の定めるところによる。

(施設の名称)

第2条 施設の名称は、別表－1の通りとする。
(水門操作の方法)

第3条 水門操作を行う場合には、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) I T V装置等により施設及び操作状況を確認するものとする。
- (2) 中央制御による操作を原則とし、必要に応じ機側操作で行うものとする。

(平水時における水門等の操作)

第4条 要綱第4条第2項における水門操作は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水門は、浄化操作のために開放する場合を除き閉鎖を原則とする。
- (2) 水質浄化のための水門操作については、潮の干満時間を十分考慮し効果的な運用に努めるものとする。その際、内水位がO. P + 2. 2mを超えないよう操作するものとする。
- (3) 水門閉鎖時における船舶航行のための水門操作については、バイパスゲートあるいはポンプの操作により閘室内の水位を調整し、水門及び閘室ゲートを連携し操作することにより船舶を通航させるものとする。その際、土佐堀川の河川水が東横堀川に流入しないように留意するものとする。

(洪水時、高潮時及び津波時におけるポンプ操作)

第5条 洪水時、高潮時及び津波時におけるポンプ操作については、道頓堀川水門、東横堀川水門がいずれも閉鎖された状態で、内水位がO. P + 2. 0mを超える恐れのある場合に操作するものとする。

(洪水時、高潮時及び津波時における警戒体制)

第6条 洪水時、高潮時、津波時には、警戒体制にはいるものとする。

(警戒体制時における措置)

第7条 警戒体制時においては、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 洪水時、高潮時及び津波時においては、水門等を適切に管理することができる要

員を確保するものとする。

(2) 水門等を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うものとする。

(3) 水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にするものとする。

(4) その他水門等の管理上必要な措置をとるものとする。

(警戒体制の解除)

第8条 「洪水時」「高潮時」「津波時」を規定する注意報、警報が解除され、かつ、内水位の上昇が無く、東横堀川及び道頓堀川の安全確保が確認された時点で警戒体制を解除するものとする。

(船舶の通航)

第9条 船舶の通航については、航行の安全確保に努めるものとし、管理上必要と認められるときは、通航の制限ができるものとする。

2. 土佐堀川水位が東横堀川水位より70cm以上高くなった場合には、船舶の通航を制限するものとする。

(通 知)

第10条 要綱第10条による通知は、別表－2に掲げる関係機関に対して行うものとする。

(記 録)

第11条 水門等の管理に関する事項や、操作時の水位の記録については業務日誌等に記載するものとする。

(附 則)

この細則は、平成12年11月7日から適用する。
この細則は、令和3年4月1日から適用する。

別表－1 東横堀川水門等施設名称（第2条）

施設名	名 称	備 考
水 門	水門	ラジアルゲート
	閘室ゲート	マイターゲート
	閘室	
	バイパスゲート	閘室内水位調整のため2基
	排水ポンプ	No. 1～3号機
中央制御施設	遠隔操作施設	道頓堀川水門
	監視装置	I T V装置6基
警 備 設 備	警報装置	
観 測 施 設	外水位計	土佐堀川水位計
	閘室内水位計	
	内水位計	東横堀川水位計

そ の 他	受変電設備	
	無停電電源装置	
	通話設備	

別表－２ 通知機関名（第10条）

No.	機 関 名	備 考
1	大阪府都市整備部河川室	
2	大阪府西大阪治水事務所	
3	南警察署	
4	東警察署	
5	南消防署	
6	東消防署	

33) 道頓堀川水門操作要綱

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 淀川水系一級河川道頓堀川（浪速区幸町3丁目地先）に設置した水門及びポンプ施設等（以下「水門等」という。）及び閘門の操作については、この操作要綱の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門等の操作は、東横堀川及び道頓堀川を洪水、高潮、津波から防御するとともに、水質浄化を目的とする。

2. 閘門の操作は、道頓堀川及び東棟堀川の舟運機能の確保を目的とする。

(定 義)

第3条 この要綱において、「平水時」とは、「洪水時」、「高潮時」及び「津波時」以外の時をいい、水質浄化に伴う操作時を含むものとする。

2. この要綱において、「洪水時」とは、大阪市に洪水注意報・警報、大雨警報が発令された時、あるいは「高潮時」及び「津波時」以外で東横堀川及び道頓堀川に洪水による水位上昇の恐れがある時をいう。

3. この要綱において、「高潮時」とは、大阪湾に高潮注意報、警報が発令された時、あるいは東横堀川及び道頓堀川に高潮による水位上昇の恐れがある時をいう。

4. この要綱において、「津波時」とは、大阪湾に津波注意報、警報等が発令された時、あるいは東横堀川及び道頓堀川に津波による水位上昇の恐れがある時をいう。

第2章 水門操作の方法

(平水時における操作)

第4条 平水時は、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- (1) 水門等の操作は、東横堀川水門と連携し、別途定める細則に基づき操作することにより、東横堀川及び道頓堀川の水質浄化及び河川水位の調整を行うものとする。
- (2) 閘門は、船舶の通航に応じ、別途定める細則に基づき操作するものとするが、木津川側ゲート（以下、「制水門」という。）については、船舶の通航時以外は閉鎖しておくものとする。

(洪水時における操作)

第5条 洪水時にあつては、次の各号の定めるところにより操作するものとする。

- (1) 道頓堀川水位（以下「内水位」という。）が木津川水位（以下「外水位」という。）より高い場合は水門を開放するものとする。
- (2) 外水位が内水位より高い場合は水門を閉鎖するものとし、ポンプ操作により内水位の低下をはかるものとする。その際、必要に応じ船舶の通航を制限できるものとする。

(高潮時における操作)

第6条 高潮時にあつては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- (1) 水門は閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。
- (2) 水門閉鎖後、内水位が上昇する恐れのある場合には、あらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

(津波時における操作)

第7条 津波時にあつては、次の各号に定めるところにより操作するものとする。

- (1) 水門を閉鎖するものとし、必要に応じ船舶の航行を制限するものとする。
- (2) 水門閉鎖後、内水位が上昇する恐れがある場合には、あらかじめポンプを操作し、内水位の低下をはかるものとする。

(操作の特例)

第8条 平水時を含め水位が上昇し、公共の安全に影響が生ずると認められるときは、水門を操作し、公共の安全確保に努めなければならない。

2. その他やむを得ない事由があると判断したときは、必要の限度において、前条までに規定する以外の方法により水門等を操作する

ことができるものとする。

(水門状況の報告)

第9条 前4条に基づき水門の操作を実施した場合には、大阪府西大阪治水事務所長に報告するものとする。

(通 知)

第10条 水門等を操作することにより、公共の利害に重大な影響を生ずると認められるときは、関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 水門等を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲート名称
- (4) 通航船舶出入状況
- (5) 操作の際行った通知及び警告の状況
- (6) ポンプの運転記録
- (7) 第8条に該当するときは、操作の理由
- (8) その他参考となるべき事項

第3章 雑 則

(操作細則)

第12条 この操作要綱に定めるもののほか、この操作要綱実施のため必要な事項は、別途定める細則によるものとする。

(点検及び整備)

第13条 水門等を操作するために必要な機械、器具等については、別に定めるところにより点検及び整備を行ない、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(附 則)

1. この操作規則は、平成12年11月7日から施行する。
2. この操作要綱は、令和3年4月1日から施行する。

施 設 名	場 所
道頓堀川水門	浪速区幸町3丁目9-43地先

34) 道頓堀川水門操作細則

(通 則)

第1条 道頓堀川水門の操作については、道頓堀川水門操作要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この道頓堀川水門操作細則（以下「細則」という。）の定めるところによる。

(施設の名称)

第2条 施設の名称は、別表-1の通りとする。

(水門操作の方法)

第3条 水門操作を行う場合には、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) I T V装置等により施設及び操作状況を確認するものとする。
- (2) 中央制御による操作を原則とし、必要に応じ機側操作で行うものとする。

(平水時における水門等の操作)

第4条 要綱第4条第2項における水門操作は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 水門は、浄化操作により開放する場合を除き閉鎖を原則とする。
- (2) 水質浄化のための水門操作については、潮の干満時間を十分考慮し効果的な運用に努めるものとする。その際、内水位がO. P + 1. 6mより低くならないよう操作するものとする。
- (3) 道頓堀川の水位調整は、バイパスゲートおよびポンプの操作により行うものとする。

(平水時における閘門の操作)

第5条 要綱第4条第3項における閘門操作は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 船舶通航のための閘門操作は、バイパスゲートあるいはポンプの操作により閘門間室内の水位を調整し、制水門、閘室ゲートを連携し操作することにより船舶を通航させるものとする。その際、木津川の河川水が道頓堀川に流入しないように留意するものとする。

(洪水時、高潮時及び津波時におけるポンプ操作)

第6条 洪水時、高潮時及び津波時におけるポンプ操作については、道頓堀川水門、東横堀川水門がいずれも閉鎖された状態で、内水位がO. P + 2. 0mを超える恐れのある場合に操作するものとする。

(警戒体制)

第7条 洪水時、高潮時、津波時には、警戒体制にはいるものとする。

(警戒体制時における措置)

第8条 警戒体制時においては、次の各号に定める措置をとるものとする。

- (1) 洪水時、高潮時及び津波時において水門等を適切に管理することができる要員を確保するものとする。

- (2) 水門等を操作するために必要な機械、器具等の点検（予備電源設備の試運転を含む。）及び整備を行うものとする。
- (3) 水門等の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報収集を密にするものとする。
- (4) その他水門等の管理上必要な措置をとるものとする。

(警戒体制の解除)

第9条 「洪水時」「高潮時」「津波時」を規定する注意報、警報が解除され、かつ、内水位の水位上昇が無く、東横堀川及び道頓堀川の安全確保が確認された時点で警戒体制を解除するものとする。

(船舶の通航)

第10条 船舶の通航については、航行の安全確保に努めるものとし、管理上必要と認められるときは、通航の制限ができるものとする。

2. 木津川水位が道頓堀川水位より70cm以上高くなった場合には、船舶の通行を制限するものとする。

(通知)

第11条 要綱第10条による通知は、別表-2に掲げる関係機関に対して行うものとする。

(記録)

第13条 水門等の管理に関する事項や、操作時の水位の記録については業務日誌等に記載するものとする。

(附則)

この操作規則は、平成12年11月7日から施行する。

この細則は、令和3年4月1日から適用する。

別表-1 道頓堀川水門等施設名称（第2条）

施設名	名称	備考
水門	水門	ローラーゲート
	バイパスゲート	
	排水ポンプ	
閘門	制水門	ラジアルゲート
	閘室ゲート	マイターゲート
	閘室	
	バイパスゲート	閘室内水位調整のため2門
	排水ポンプ	No.1~3号機
管理橋	管理橋	
監視設備	ITV装置	6基

警備設備	警報装置	
観測設備	外水位計	木津川水位計
	閘室内水位計	
	内水位計	道頓堀川水位計
その他	受変電設備	
	無停電電源装置	
	通信設備	

別表-2 通知機関名（第11条）

No.	機関名	備考
1	大阪府都市整備部河川室	
2	大阪府西大阪治水事務所	
3	淀川左岸水防事務組合	
4	浪速警察署	
5	西警察署	
6	浪速消防署	
7	西消防署	

35) 今川水門操作要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 淀川水系一級河川今川水門の制水門及びバイパスゲート（以下「水門」という。）の操作については、この操作要綱の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 水門の操作は、平野川流域の浸水を軽減することを目的とする。

(操作の基本方針)

第3条 水門の操作は、今川調節池の機能を十分に発揮させるよう操作するものとする。

第2章 水門の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 大阪市に洪水注意報及び警報、大雨警報または平野川下流域に水防警報の発令があったとき（以下「洪水時」という。）は、水門を全閉するものとする。

2 水門を全閉した後、水門の上流側水位がOP+4.00mを超え、かつ下流側水位より高くなったときは、これを全開するものとする。

3 第1項の気象注警報、水防警報が解除され、かつ洪水の恐れがなくなったときは、これ

を全開するものとする。

(平常時の操作の方法)

第5条 洪水時以外のときは、水門のゲートを全開しておくものとする。

2 前項の規定にかかわらず、今川の河川環境を維持するために必要なときは、必要の限度において、制水門及びバイパスゲートの両方、またはいずれかを全開することができるものとする。

(操作の方法の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前2条に規定する方法以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(通知及び報告)

第7条 第4条または第6条に規定する操作を開始し、又は終了したときは、速やかに大阪府知事に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第8条 水門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- (1) 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (2) 気象及び水象の状況
- (3) 操作したゲートの名称及び開閉度
- (4) 操作の際に通知及び警告の状況
- (5) 第6条に該当するときは、操作の理由
- (6) その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第9条 次の各号の1に該当するときは、直ちに洪水警戒体制にはいるものとする。

- (1) 大阪市に洪水注意報及び警報、大雨警報が出されたとき。
- (2) 平野川下流域に水防警報が発令されたとき。
- (3) その他浸水又は洪水が発生する恐れがあるとき。

(洪水警戒体制における措置)

第10条 洪水警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 洪水時において水門を適切に管理することができる要員を確保すること。
- (2) 水門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密

にすること。

(4) その他水門の管理上必要な措置をとること(洪水警戒体制の解除)

第11条 洪水警戒体制は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく、洪水が発生する恐れがなくなったとき、解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第12条 水門を操作するために必要な機器、器具等については、毎月1回以上点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(日報等)

第13条 水門の管理に関する事項については、日報、月報を作成し、これらを保存するものとする。

(附則)

この操作要綱は、昭和61年6月1日から施行する。
この操作要綱は、令和3年4月1日から施行する。

36) 住吉川水門操作要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大阪市住之江区緑木に存する住吉川水門(以下「水門」という。)の操作については、この操作要綱の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 本要綱は、住吉川の洪水及び高潮、津波の防御を図るため、水門の管理を明確かつ適正に行い、もって治水及び環境向上の効果を高めることを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「洪水時」とは、気象台から洪水注意報・警報、大雨警報が発令され、住吉川の水門の内水位が平常時水位(OP-2.50m)を超えてさらに上昇する恐れのあるときをいう。
- (2) 「高潮時」とは、気象台から高潮に関する注意報・警報が発令され、高潮襲来の恐れのあるときをいう。
- (3) 「津波時」とは、気象台から津波に関する

る注意報・警報が発令され、津波襲来の恐れがあるときをいう。

(4)「平常時」とは、「洪水時」「高潮時」「津波時」以外のときをいう。

第2章 水門の操作の方法等

(洪水時における操作の方法)

第4条 洪水時にあつては、次の各号に定めるところにより、水門を操作するものとする。

1. 洪水により住吉川内水位が外水位を超え、なお上昇の恐れがある場合で、かつ高潮、津波の襲来の恐れのない場合には、水門を開門する。

2. 前号の規定により水門を操作している場合において、内水位の上昇の恐れがなくなり、内外水位差がなくなった場合には水門を閉門する。

(高潮時・津波時・平常時における操作の方法)

第5条 高潮時及び津波時、平常時にあつては、水門は常に閉門されているものとする。ただし平常時においても、試運転のために水門を操作することができるものとする。

(操作の特例)

第6条 事故その他やむを得ない事情があるとき、又は知事の指示があつたときは、前2条の規定にかかわらず、水門を操作することができるものとする。

(通知及び報告)

第7条 前3条の規定により水門の操作を開始し、又は終了したときは、速やかに知事に通知するものとする。

(関係機関に対する通知等)

第8条 水門を操作することにより公共の利害に重要な影響を及ぼす恐れがあると認められるときは、あらかじめ関係機関に通知する等、必要な措置を講じるものとする。

第3章 水防警戒体制

(水防警戒体制の実施)

第9条 住吉川の内水位がOP+0.50mに達し、なお上昇の恐れがあるとき、及び高潮注意報・警報、津波注意報・警報が発令されたときは、直ちに水防警戒体制にはいるものとする。

第10条 水防警戒体制においては、次に掲げる措置をとるものとする。

(1) 水門を適切に管理することができる要員を確保すること。

(2) 水門を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。

(3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

(水防警戒体制の解除)

第11条 洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生する恐れがなくなったとき、及び高潮、津波の襲来がなくなった場合は、水防警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第12条 水門並びに水門を操作するために必要な機械器具等については定期的に点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(操作に関する記録)

第13条 水門の操作を行ったとき(試運転を除く)は、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

1. 操作の開始及び終了の年月日及び時刻。
2. 気象及び水象の状況。
3. 操作の際の通知及び警告の状況。
4. 第6条に該当するときは、その理由。
5. その他、特記すべき事項。

附 則

(施工期日)

この操作要領は、平成7年7月19日から施行する。
この操作要綱は、令和3年4月1日から施行する。

37) 城北寝屋川口水門及び 城北大川口水門操作規程

大阪府公告第78号

城北寝屋川口水門及び城北大川口水門操作規程を次のように定める。

平成20年6月25日

大阪府知事 橋下 徹

城北寝屋川口水門及び城北大川口水門操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、河川法(昭和39年法律第

167号) 第14条第1項の規定に基づき、洪水時に寝屋川から城北川へ流水を分流し、及び旧淀川から城北川への洪水の逆流を防止することにより、寝屋川及び城北川の周辺地域の治水安全度の向上を図ることを目的として設置した次に掲げる水門(以下「水門」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

名 称	位 置
城北寝屋川口水門	大阪府城東区今福南二丁目 同 同 今福南三丁目
城北大川口水門	大阪府都島区毛馬町一丁目 同 同 友浜町一丁目

(操作者)

第2条 水門の操作は、大阪市長(以下「市長」という。)が行う。

(操作の基準となる水位)

第3条 水門の操作は、寝屋川及び旧淀川並びに城北川の水位を基準として行う。

(開 門)

第4条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、城北大川口水門を開放しなければならない。

(1) 大阪市の区域又は東部大阪(気象庁予報警報規程(昭和28年運輸省告示第63号)別表第4大阪府の項の東部大阪をいう。以下同じ。)の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報、洪水注意報若しくは洪水警報又は大阪市の区域を対象として高潮注意報若しくは高潮警報が行われているとき。

(2) 毛馬排水機場が運転を準備し、又は運転しているとき。

(3) 京橋観測所において測定した寝屋川の水位が大阪湾最低潮位に2.80メートルを加えた水位を上回り、かつ、上昇のおそれがあるとき。

2 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、城北寝屋川口水門を開放しなければならない。

(1) 城北大川口水門を開放しているとき。

(2) 毛馬排水機場が運転しているとき。

(3) 城北大川口水門観測所において測定した旧淀川の水位が大阪湾最低潮位に3.20メートルを加えた水位を下回り、かつ、古堤橋観測所において測定した寝屋川の水位を下回るとき。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、知事が必要と認めるときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

4 市長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(閉 門)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

(1) 城北大川口水門観測所において測定した旧淀川の水位が大阪湾最低潮位に3.20メートルを加えた水位を上回り、かつ、上昇のおそれがあるとき。

(2) 南今福橋、董橋又は香蘭橋観測所において測定した城北川の水位が大阪湾最低潮位に3.50メートルを加えた水位を上回る時。

(3) 前2号に定めるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 市長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作の方法の特例)

第6条 市長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前2条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 市長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

(操作の記録)

第7条 市長は、水門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

(1) 気象及び水象の状況

(2) 水門の操作の理由

(3) 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項(洪水警戒体制)

第8条 市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 大阪市の区域又は東部大阪の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報、洪水注意報若しくは洪水警報又は大阪市の区域を対象として高潮注意報若しくは高潮警報が行われているとき。

(2) 毛馬排水機場が運転を準備し、又は運転しているとき。

(3) 京橋観測所において測定した寝屋川の水位が大阪湾最低潮位に2.80メートルを加えた水位を上回り、かつ、上昇のおそれがあるとき。

2 市長は、前項の洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 水門の操作に必要な関係職員を確保すること。
- (2) 水門の操作に必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取ること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、水門の操作に必要な措置

3 市長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、知事の指令に基づき、これを解除しなければならない。

(点検及び整備)

第9条 市長は、水門を常に良好な状態に保つため、別に定めるところにより、毎月1回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、知事と協議の上、市長が定める。

38) 一級河川鍋田川止水用鉄扉協定書

一級河川鍋田川（以下「鍋田川」という。）の大東物流センター前占用橋梁（以下「占用橋」という。）に設置する下記の止水用鉄扉（以下「鉄扉」という。）について、その維持管理及び開閉操作の万全を期すため、河川管理者である大阪府枚方土木事務所長（以下「甲」という。）、水防管理者である大東市長（以下「乙」という。）及び大東物流センター所有者兼賃貸人である不動産信託受託者（以下「丙」という。）との間で、以下の事項を確認し、次のとおり協定を締結する。

記

1. 鉄扉の所在地 大東市谷川2丁目地先（鍋田川左岸）、同緑が丘2丁目地先（鍋田川右岸）
（占用橋両岸）
2. 鉄扉の構造 9.0m×1.1m アルミニウム

ム合金製引き戸式 止水用鉄扉（左岸）
9.4m×1.1m アルミニウム合金製引き戸式 止水用鉄扉（右岸）

協定事項

(鉄扉の日常管理等)

第1条 鉄扉の日常的な管理（走行レールの清掃等）、開閉操作は、丙が行うものとする。

2 丙は、鉄扉の開閉にあたっては、甲が作成する操作説明書どおりに行うこと。

3 丙は、原則として車両通行や作業等のために必要な時以外は、鉄扉を閉鎖しておく。

4 丙は、平常時から鉄扉の維持保全に留意し、鉄扉の異常を発見したときは直ちに甲に報告し対応を依頼するとともに、甲と協議のうえ可能な措置を講じるものとする。

5 万一、丙の責めに帰すべき事由によって鉄扉を毀損した場合は、直ちに甲に報告のうえ、その指示に従い、丙の責任と負担において修理する。

6 前項に該当しない場合の鉄扉の損傷については、甲が対応する。

(委託)

第2条 丙は、鉄扉の開閉操作を委託することができる。

2 前項の場合、丙は、委託に係る契約書等の写しを甲及び乙に提出する。また、丙が委託先を変更した場合も同様とする。

(鉄扉操作責任者)

第3条 丙は、鉄扉操作責任者（以下「責任者」という。）正、副各1名を定め、その名簿及び連絡先を甲及び乙に報告する。

2 丙は、第1条第1項から第4項に定める事項について、責任者に実施させるものとする。

3 前条の規定に基づき委託した場合は、丙は委託先から責任者を選任することができる。

4 責任者又はその連絡先に変更があった場合、丙は速やかに甲及び乙に報告する。

(緊急時の開閉操作等)

第4条 甲又は乙は、鍋田川の水位が上昇し、溢水の恐れがあるときは、鉄扉の閉鎖を責任者に指示することができる。

2 前項の指示があった時、責任者は直ちに鉄扉を閉鎖し、甲及び乙に閉鎖の完了を報告する。

3 前項の報告を受けた場合、乙は閉鎖されたことを現地で確認し、甲に報告する。

4 第1項の指示の有無に関わらず、甲または

乙が危険と判断した場合、甲または乙が責任者に代わって鉄扉を閉鎖することができる。

5 責任者は、甲又は乙の指示により速やかに鉄扉を閉鎖することができるよう、必要な措置を講じておくものとする。

6 第1項又は第4項の規定に基づく閉鎖の後、鉄扉を開放する必要がある場合、責任者は、鍋田川の水位が下降し溢水の恐れがないと判断したときに、これを開放することができる。この場合、責任者は鉄扉を開放した旨を、速やかに甲乙に報告しなければならない。

(付属機材の保管)

第5条 甲は、付属機材として鉄扉開閉用ハンドル（以下「ハンドル」という。）を丙に貸与する。

2 丙は、ハンドルを常に善良な管理者の注意義務をもって保管する。万一、丙の過失によりハンドルを紛失又は毀損した場合は、甲の指示に従い、丙の責任と負担において補充又は修理する。

(点検、整備及び訓練)

第6条 甲は、鉄扉を良好な状態に保つため、毎年1回以上、原則として平日の日中、鉄扉を操作してその点検及び整備を行わなければならない。

2 甲は、乙及び責任者ととともに、毎年6月1日から始まる出水期の前の平日の日中に、1回以上の操作訓練を実施する。

3 前2項の点検等の実施にあたり、丙は車両の通行や作業等について調整するなど、協力するものとする。

(協定の更新)

第7条 この協定は、占用橋の河川占用許可期間中、効力を有する。ただし、甲乙丙のいずれも内容に異議なき場合は、本協定を自動的に更新する。

(その他)

第8条 この協定の内容について疑義が生じたとき、または、この協定前文に掲げる甲乙丙の法的地位に変更を生じる場合等は、相互に誠意をもって協議して定めるものとする。

この協定の証として本書3通を作成し、甲乙丙の各々が記名押印の上、各1通を保有する。

(附則) この協定は、平成29年6月5日から効力を有する。

平成29年6月5日

甲 大阪府枚方土木事務所長

乙 大東市長

丙 不動産信託受託者

39) 出来島水門操作規程

(趣旨)

第一条 この規程は、高潮または津波などによる西島川への流入の防止を目的として大阪市西淀川区西島一丁目地先に設置した出来島水門（以下「水門」という。）の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔手動操作 西大阪治水事務所神崎川出張所の操作室から手動で行う施設操作をいう。

三 遠隔自動操作 西大阪治水事務所の操作室で受信する全国瞬時警報システムにより、自動で行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 所長は、大阪市に高潮注意報または高潮警報（以下、「高潮注意報等」という）が発表されたときは、大阪湾潮位がO. P+2. 0mに達するまでに、大阪府知事の指令に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 所長は、大阪市の高潮注意報が解除され、水門の外水位がO. P+2. 0m以下になったときは、大阪府知事の指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 所長は、大阪府に津波注意報、津波警報または大津波警報等（以下、「津波注意報等」という）が発表されたときは、これをも

って大阪府知事の閉鎖指令にかえるものとし、遠隔自動操作により水門を閉鎖する。

ただし、遠地津波における津波注意報等の閉鎖においては、この限りでない。

2 所長は、前項による水門の遠隔自動操作がなされていない場合には、直ちに機側操作または遠隔手動操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 所長は、大阪府の津波注意報等が全て解除されたときは、大阪府知事の指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 所長は、浸水による被害を防止するため、大阪府知事の指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 所長は、水門の操作の安全を図るため、操作を行うにあたっては、水門の上下流40m以内の水域に船舶等を立ち入らせてはならない。また、水門の開閉にあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りでない。

(通知及び告知)

第十一条 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

2 所長は、第四条から第五条、第七条に規定する水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条に規定する水門の操作をする際については、前二項の限りでは

ない。

(操作点検整備)

第十二条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、毎月十五日のそれぞれ午後一時三十分から午後四時三十分までの間において、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。ただし、水門の点検整備の日が土曜日又は日曜日、国民の祝日その他の休日にあたる場合は、その翌日に行うものとする。

2 所長は、水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備の日時を変更し、又は臨時に前項の水門の点検整備を行うことができる。

3 所長は、前項の規定により、水門の点検の日時を変更し、又は臨時に水門の点検整備を行う場合は、当該変更後の水門の点検整備の日又は臨時に水門の点検整備を行なう日の五日前までに、細則に定める関係機関にその旨を通知しなければならない。

(記録の作成と保存)

第十三条 所長は、水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 所長は、水門の操作を行なった場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一 気象、水象等の状況

二 水門の操作の理由

三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 所長は、この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附 則

この規程は、令和四年三月二十五日から施行する。

40) (西島・出来島) 水門操作覚書

西島水門、出来島水門の操作について、近畿地方整備局淀川河川事務所(以下「甲」という)と大阪府西大阪治水事務所長(以下「乙」という)は次のとおり覚書を交換する。

記

1. 操作権者

西島水門の操作については、甲が行い、出来島水門の操作については、乙が行うものとする。

2. 閉 門

閉門は、高潮等により西島水門及び出来島水門外水位がOP+2.5メートルを越えるおそれがあるときは、甲及び乙は、相互に緊密な連絡をとり時刻を定め閉鎖するものとし、さらに閉門の操作が完了すれば相互に連絡を行う。

大阪府に津波注意報が発表されたときは、甲及び乙は、水門を操作するものとし、水門を閉鎖した後に相互に緊密な連絡を取り合うものとする。

なお、閉門に係る相互の連絡は、別紙の連絡体制表に基づき行うものとする。

3. 相互連絡

相互連絡のため、大阪府は防災行政無線局(西島水門局、以下「無線局」という)を設置し、無線局の運用、管理については、別紙に定めるとおりとする。

更に、乙は大阪府に津波注意報が発表されたとき、出来島水門を自動で閉鎖する運用を開始した後は、水門の閉鎖状況について、別紙の連絡体制表に基づき、FAX及びメールを自動で送信する装置を用いて甲に連絡するものとする。

甲は、大阪府に津波注意報が発表されたときは、西島水門を閉鎖の後、水門の閉鎖状況について、別紙の連絡体制表に基づき、メールで乙に送信するものとする。

4. 開 門

高潮等により閉門された場合の開門は、西島水門及び出来島水門外水位がOP+2.50メートルを超えるおそれなくなり、かつ外水位が内水位より低くなったとき相互に連絡をとり、時刻を定め水門を開放するものとし、さらに開門の操作が完了すれば相互に連絡を行う。

津波により閉門された開門は、津波注意報が解除されたとき相互に連絡をとり、時刻を定め水門を開放するものとし、さらに開門の操作が完了すれば相互に連絡を行う。

5. 特例操作時の連絡

甲乙は、事故、その他やむを得ない事情がある場合は、必要の限度において、前「閉門」「開門」に定める方法以外の方法にて水門の操作を行うが、「閉門」「開門」にあたっては、相互に緊密な連絡を取り合うものとする。

6. その他

平成29年3月31日付けで、近畿地方整備局淀川河川事務所長と大阪府西大阪治水事務所長との間で締結した（西島・出来島）水門操作覚書は、本覚書締結によりその効力を失う。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年3月2日

甲 近畿地方整備局淀川河川事務所長
波多野 真樹
乙 大阪府西大阪治水事務所長
定兼 康博

別紙

無線局の運営管理について

本覚書第3項による無線局の運用管理については、次のとおりとする。

1. 無線局の運用

無線局の運用に当っては、電波法、同法施行規則及び無線局運用規則並びに大阪府防災行政無線運用規程を遵守するものとする。

2. 無線局の操作、通話

無線局の操作、通話については、乙の無線従事者の監督のもとで、甲の職員が覚書第2項、第4項、第5項及び第6項にかかる事項のみに限定して、これを行うものとする。

3. 無線局の備え付け書類

法令に定める書類については、乙が整備するものとする。但し、無線業務日誌の記入に

当り、通信回数等の必要事項は甲が乙に報告する。

4. 庁舎施設の使用

甲は、無線設備の設置に必要な建物施設等は無償にて乙に提供する。

5. 無線設備の維持管理

1) 甲は無線設備を善良なる管理者の注意をもって日常管理をし、乙は同設備の定期点検等の維持管理を行うものとし、故障時等は、相互に連絡をとり対処するものとする。

2) 無線設備の定期点検及び故障修理並びに変更に要する費用は、乙の負担とする。

3) 同設備に必要な電気代は、甲の負担とする。

6. 電波申請等

無線局にかかる電波申請、届出、検査にかかる手続きはすべて乙が行うものとする。

7. 設備の変更等

建物又は無線設備が現状と異なることとなる場合は、甲又は乙はあらかじめ協議の上、措置するものとする。

8. その他

第1項から第7項に疑義又は定めのない事項が生じた場合には、甲、乙協議の上、解決するものとする。

41) 旧猪名川防潮水門及び 附帯排水機場管理協定書

大阪府公告第28号

旧猪名川水門および附帯排水機操作規程を次のように定める。

昭和44年8月27日

大阪府知事代理 田中 樞 一

旧猪名川防潮水門及び附帯排水機場管理協定書

大阪高潮対策事業の一環として旧猪名川と神崎川の合流点に設置する防潮水門および附帯排水機場ならびに防潮堤（以下「施設」という。）の管理について、大阪府知事（以下「甲」という。）兵庫県知事（以下「乙」という。）および豊中市長（以下「丙」という。）との間に、次のとおり協定を締結する。

（名称）

第1条 この防潮水門を旧猪名川水門（以下「水門」という。）

附帯排水機場を旧猪名川排水機場（以下「排

水機場」という。)とそれぞれ呼称する。

(目的)

第2条 この協定は、旧猪名川への高潮の流入、もしくは洪水の逆流を防止し、または、水門閉鎖時の内水による水害を除去もしくは軽減するため、施設の管理を明確かつ適切に行い、もって治水の効果をはかることを目的とする。

(区域)

第3条 施設の区域は、兵庫県尼崎市戸ノ内地先とし、別添図書の範囲とする。

(設置および管理)

第4条 水門および防潮堤は甲、乙共同で、排水機場は甲が設置し、管理するものとする。

(維持、操作の委託)

第5条 甲および乙は、水門の維持、操作を、甲は排水機場の維持、操作をそれぞれ丙に委託し、丙は誠意をもって適正かつ善良なる管理のもとに維持、操作しなければならない。

2. 防潮堤の維持は、丙が行う。

(報告義務)

第6条 丙は、施設の故障、または損傷個所を発見し、第7条の工事を要すると判断したときは、水門および防潮堤については、甲、乙双方に排水機場については甲に、直ちに報告しなければならない。

(河川工事の施行)

第7条 甲は施設の修繕、改良施行をするものとする。

なお、工事の施行にあたっては、乙および丙にあらかじめ協議するものとする。

(維持、操作に要する費用負担)

第8条 排水機場の維持、操作に要する費用は、丙が全額負担するものとする。

2. 水門および防潮堤の維持、操作に要する費用は、甲および乙がそれぞれ2分の1を負担するものとする。

ただし、維持、操作に当る職員の俸給、給与その他の費用は除くものとする。

3. 甲および乙は、その負担する額を、丙の請求により、丙の指定する期日までに支払うものとする。

4. 丙は、前項の予定額を甲、乙双方にあらかじめ通知しておかなければならない。

5. 丙は、年度終了後、第2項の額に係る精算をすみやかに行わなければならない。

(河川工事に要する費用負担)

第9条 排水機場の修繕、改良工事に要する費

用は甲が全額負担するものとする。

2. 水門および防潮堤の修繕、改良工事に要する費用は、甲および乙がそれぞれ2分の1を負担するものとする。

3. 乙は、その負担する額を甲の請求により指定の期日までに支払うものとする。

4. 甲は、前項の予定額を乙にあらかじめ通知しておかなければならない。

5. 甲は、年度終了後、第2項の額に係る精算をすみやかに行わなければならない。

(損害賠償)

第10条 施設の設置または管理が原因となって施設または第三者に損害を与えた場合において、その原因が、甲、乙または丙の故意または重大な過失によるときは甲、乙または丙が、その他のときは甲、乙および丙が共同して、その損害の賠償に要する費用を負担するものとする。

2. 前項の規定により共同して損害の賠償をする場合においては、損害賠償に应ずべき額および負担割合は、当事者が協議して定めるものとする。

(操作規定)

第11条 施設に係る操作規定は、甲が乙に協議して定めるものとし、丙はその定めるところにより維持、操作するものとする。

なお、同規定を変更しようとする場合にも同様とする。

(管理記録等の保存)

第12条 甲および丙は、施設の維持、操作ならびに工事に関する記録その他関係書類を整備保存するものとする。

(協定の期間更新)

第13条 この協定の有効期間は、会計年度によるものとし、期間満了前に甲、乙または丙から何らの意志表示のないときは順次更新されたものとする。

(協定外の事項等)

第14条 この協定書に定めない事項および協定書に疑義を生じたときは、甲、乙、および丙は誠意をもって協議のうえ決定する。

附 則

(施行期日)

この協定は、協定締結の日から施行する。ただし、排水機場に係る協定の適用は、この定めにかかわらず、昭和44年6月1日から

とする。

(協定の廃止)

昭和42年9月30日締結の旧猪名川水門の管理に関する甲、乙間の協定は本協定成立の日をもって廃止する。

上記協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえおのおの1通を保有する。

昭和44年4月1日

(甲) 大阪府知事 佐藤 義 詮

(乙) 兵庫県知事 金井 元 彦

(丙) 豊中市長 竹内 義 治

42) 旧猪名川水門および 附帯排水機場操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、神崎川における高潮、洪水または津波の旧猪名川への流入または逆流の防止および内水の排除を目的として兵庫県尼崎市戸ノ内地先に設置した旧猪名川防潮水門および附帯排水機(以下、「水門等」という。)の操作について必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第2条 水門等の操作は、河川管理者である大阪府知事(以下、「大阪府河川管理者」という。)および河川管理者である兵庫県知事(以下、「兵庫県河川管理者」という。)から施設の維持および操作を委託された豊中市長(以下、「市長」という。)が行う。

(用語の定義)

第3条 この操作規程において「機側操作」とは、水門等に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、豊中市役所庁舎内の操作盤において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 水門等の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。

(高潮または洪水時の閉門および排水)

第5条 閉門は、気象庁が大阪市または尼崎市に高潮注意報または高潮警報(以下、「高潮注意報等」という。)を發表し、または北大阪に大雨・洪水注意報または大雨警報(浸水害)・洪水警報(以下、「大雨・洪水注意報等」

という。)を發表し、旧猪名川水門の外水位がO. P+2. 1mを超え、さらに上昇のおそれがある場合、旧猪名川水門の外水位がO. P+2. 6mに達するまでに、大阪府河川管理者の指令に基づいて行う。

2. 排水は、閉門の完了後降雨等に起因する旧猪名川防潮水門の内水位の上昇により水門上流で洪水のおそれがあるとき、大阪府河川管理者の指令に基づいて行う。

(閉門および排水の方法)

第6条 閉門および排水は、次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通 報	市長は、閉門または排水の指令を受けた後、直ちに、その旨を兵庫県河川管理者および尼崎市長に通報する。
2	水門の閉鎖または排水	市長は、閉門の指令を受けたときは、水門の扉体を降下し、排水の指令を受けたときは、附帯排水機を運転する。
3	通 報	市長は、水門の閉鎖完了後または附帯排水機の運転開始後、直ちに、その旨を大阪府河川管理者、兵庫県河川管理者および尼崎市長に通報する。

(開門および排水停止)

第7条 開門は、高潮または洪水のおそれなくなったとき、大阪府河川管理者の指令に基づいて行う。ただし、開門の時期は、旧猪名川防潮水門の外水位がO. P+2. 0m以下となったとき、または旧猪名川防潮水門の外水位が内水位より低くなったときとする。

2. 排水の停止は、開門したとき、または水門等の内水位がO. P+2. 5mより上昇しないと予想されるとき、大阪府河川管理者の指令に基づいて行う。

(開門および排水の停止の方法)

第8条 開門および排水の停止は、次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	水門の開放または排水停止	市長は、開門の指令を受けたときは、水門の扉体を上げ、排水の停止の指令を受けたときは、附帯排水機の運転を停止する。
2	通 報	市長は、水門の開放または排

		水の停止が完了した旨を大阪府河川管理者、兵庫県河川管理者および尼崎市長に通報する。
--	--	---

(津波のおそれがある時の閉門)

第9条 市長は、気象庁が大阪府または兵庫県瀬戸内海沿岸に津波警報または大津波警報（以下、「津波警報等」という。）を発表したときは、これをもって大阪府河川管理者の閉門指令に代えるものとし、機側操作により閉門を行い、機側操作員に速やかに市が指定する広域避難場所もしくは津波避難ビルに退避するよう指示するものとする。

また、機側操作員は、津波到達までに水門を閉鎖し避難することが困難と判断される場合には、自らの判断により退避するものとする。

2. 市長は、前項の規定の結果、水門が全閉されていない場合には、遠隔操作により水門を全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

3. 市長は、津波警報等がすべて解除された場合には、大阪府河川管理者の指令に基づき、前条に準じた操作により開門を行うものとする。

(操作方法の特例)

第10条 事故その他やむを得ない事情があるときは、大阪府河川管理者、兵庫県河川管理者および市長の判断によって、第5条及び第9条に規定する方法以外により水門等を操作することができる。

(操作上の注意)

第11条 市長は、水門等の操作を行うときは、水門内外の水位に急激な変動を与えないよう注意するとともに、附近航行の船舶等に対する影響について注意しなければならない。

(気象および水象の観測)

第12条 市長は、高潮、洪水または津波のおそれがあるときは、水門等の操作に必要な気象および水象に関する情報を収集し、大阪府河川管理者と緊密な連絡をとらなければならない。

(水防警報に伴う措置)

第13条 市長は、大阪府水防本部長から水防警報の通知を受けたときは、水門等の操作に必

要な機械、器具等の点検および整備、予備電源設備の試運転その他水門等の操作に必要な措置を講じなければならない。

(点検および整備)

第14条 市長は、大阪府河川管理者の立ち合いのもとに、毎月1回以上、水門等を操作して、これらの点検および整備を行わなければならない。

(操作の記録等)

第15条 市長は、水門等の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、これを保存しなければならない。

- (1) 気象および水象の状況
- (2) 水門等の操作の理由
- (3) 水門等の操作の開始、終了等に関する事項
- (4) その他特記すべき事項

(兵庫県からの要請に伴う措置)

第16条 市長は、兵庫県の区域内における異常事態の発生により、兵庫県河川管理者から大阪府河川管理者に対し水門等の操作について要請があったときは、大阪府河川管理者の指令に基づき水門等の操作を行うものとする。

(細則)

第17条 この操作規程に定めるもののほか、水門等の操作に必要な事項は、大阪府河川管理者、兵庫県河川管理者および市長が協議のうえ定める。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

43) 番田水門操作規程

大阪府訓令第25号

都市整備部長

西大阪治水事務所長

番田水門操作規程を次のように定める。

平成19年4月25日

大阪府知事 齊藤 房江

番田水門操作規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、河川法（昭和39年法律第167号）第14条第1項の規定に基づき、洪水時又は高潮時に神崎川から幹線排水路への流水の流入を防止することにより番田水路

の周辺地域の治水安全度の向上を図ることを目的として大阪市東淀川区相川3丁目及び北江口1丁目に設置した番田水門（以下「水門」という。）の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

（操作権者）

第2条 水門の操作は、大阪府西大阪治水事務所長（以下「所長」という。）が行う。

（操作の基準となる水位）

第3条 水門の操作は、神崎川の水位（以下「外水位」という。）及び幹線排水路の水位（以下「内水位」という。）を基準として行う。

（閉 門）

第4条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を閉鎖しなければならない。

1 北大阪（気象庁予報警報規程（昭和28年運輸省告示第63号）別表第4大阪府の項の北大阪をいう。以下同じ。）の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われ、かつ、外水位が大坂湾最低潮位に3.20メートルを加えた水位（以下「基準水位」という。）を上回るとき。

2 大阪市の区域を対象として高潮注意報又は高潮警報が行われ、かつ、外水位が基準水位を上回るとき。

3 神崎川又は安威川について洪水注意報又は洪水警報が行われ、かつ、外水位が基準水位を上回るとき。

4 次条第1項第4号に該当することにより水門を開放している場合において、関係機関から水門の閉鎖の要請があったとき。

5 次条第1項第4号に該当することにより水門を開放している場合において、外水位が基準水位を上回り、かつ、上昇のおそれがあるとき。

6 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 所長は、水門の閉鎖を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

（開 門）

第5条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の指令に基づき、直ちに、水門を開放しなければならない。

1 北大阪の区域及び大阪市の区域を対象として行われていた大雨に関する注意報

及び警報並びに洪水注意報及び洪水警報が解除され、かつ、外水位が基準水位を下回るとき。

2 大阪市の区域を対象として行われていた高潮注意報及び高潮警報が解除され、かつ、外水位が基準水位を下回るとき。

3 神崎川及び安威川について行われていた洪水注意報及び洪水警報が解除され、かつ、外水位が基準水位を下回るとき。

4 外水位が内水位を下回り、かつ、上昇のおそれがなく、関係機関から水門の開放の要請があったとき。

5 前各号に定めるもののほか、知事が必要と認めるとき。

2 所長は、水門の開放を完了したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

（操作の方法の特例）

第6条 所長は、事故その他やむを得ない事情があると認めるときは、前二条の規定にかかわらず、必要な限度において水門を操作することができる。

2 所長は、前項の規定により水門を操作したときは、直ちに、その旨を知事に通報しなければならない。

（操作の記録）

第7条 所長は、水門を操作したときは、次に掲げる事項を記録しなければならない。

1 気象及び水象の状況

2 水門の操作の理由

3 水門の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

4 前三号に掲げるもののほか、必要な事項（洪水警戒体制）

第8条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

1 北大阪の区域又は大阪市の区域を対象として大雨に関する注意報若しくは警報又は洪水注意報若しくは洪水警報が行われたとき。

2 大阪市の区域を対象として高潮注意報又は高潮警報が行われたとき。

3 神崎川又は安威川について洪水注意報又は洪水警報が行われたとき。

2 所長は、前項の洪水警戒体制をとったときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

1 水門の操作に必要な関係職員を確保すること。

- 2 水門の操作に必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 3 水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、知事と緊密な連絡を取ること。
- 4 前三号に掲げるもののほか、水門の操作に必要な措置
- 3 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。
(点検及び整備)
- 第9条 所長は、水門を常に良好な状態に保つため、別に定めるところにより、毎月1回以上水門を操作して、その点検及び整備を行わなければならない。
(委 任)
- 第10条 この規程に定めるもののほか、水門の操作に関し必要な事項は、所長が定める。

44) 伝法大橋（左・右岸）防潮扉 操作協定書（公道）

大阪府此花区伝法町地先及び同市西淀川区福町地先の伝法大橋左岸及び右岸に設置された伝法大橋防潮扉（以下「防潮扉」という。）の操作等について河川管理者近畿地方建設局長（以下「甲」という。）大阪府知事（以下「乙」という。）及び 淀川左岸水防事務組合管理者 淀川右岸水防事務組合管理者（以下「丙」という。）との間に次の各項のとおり協定する。

- 第1条 防潮扉の維持管理は、甲において行うものとする。
- 第2条 防潮扉の操作は甲の指令に基づき丙が行うものとする。
2. 前項の操作は、丙二者のうち伝法大橋左岸の防潮扉は淀川左岸水防事務組合が伝法大橋右岸の防潮扉は淀川右岸水防事務組合がそれぞれ行うものとする。
- 第3条 甲は大阪管区気象台から暴風高潮警報等が発令されたときは、乙と情報の交換を行い乙と協議のうえ防潮扉閉鎖の時刻を定めるものとする。
- 第4条 甲は防潮扉閉鎖の時刻を定めたときは、閉鎖開始時刻の1時間前までに（事情やむを得ない場合は閉鎖の時刻決定後直ちに）道路管理者に通知するとともに丙に命令するものとし、乙は関係機関に連絡するものと

- する。
- 第5条 丙は、前条の指令を受けたときは、指令の時刻に防潮扉の閉鎖を完了し、直ちに甲に報告するとともに乙に通知するものとする。
2. 甲は前項の報告を受けたときは、すみやかに道路管理者に通知するものとする。
- 第6条 丙は突発的な災害等で緊急に防潮扉を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲に連絡のうえ、その承認を得て防潮扉を閉鎖することができる。この場合丙は、一般の通行について臨機の措置をし、閉鎖後直ちに前条第1項に準じて報告通知しなければならない。
2. 甲は前項により防潮扉閉鎖の承認をしたときは、直ちに乙及び道路管理者に通知するものとする。
- 第7条 甲は乙との情報の交換を行い高潮等の危険がなくなったと判断したときは乙と協議のうえ、丙に防潮扉開放の指令をするとともに道路管理者に通知し、乙は関係機関に連絡するものとする。
- 第8条 丙は前条の指令を受けたときは、直ちに防潮扉開放の作業を行い、完了したときは第5条第1項に準じて報告、通知するものとする。
2. 甲は前項の報告を受けたときは、直ちに道路管理者に通知するものとする。
- 第9条 防潮扉操作に要する費用は丙の負担とする。
- 第10条 この協定に基づく指令、通知等の通信方法及び通信系統については、関係者が別途協議して定めるものとする。
- 第11条 防潮扉の管理及び細目協定については近畿地方建設局淀川工事々務所長と丙が別途協議して定めるものとする。
- 第12条 この協定に定めのない事項及び疑事については、その都度、協定者間において協議のうえ定めるものとする。
- この協定の証として本書6通を作成し、協定者記名押印のうえ各自1通を保有する。
- 昭和47年11月30日
- 甲 河川管理者
近畿地方建設局長 川上賢司
- 乙 大阪府知事 黒田了一
- 丙 淀川左岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島靖
淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島靖

立 合 人
淀川左岸水防事務組合
水 防 団 長 田村 敬太郎
淀川右岸水防事務組合
水 防 団 長 光 吉 利 一

45) 伝法陸閘操作要領

第1章総則

(趣旨)

第1条 大阪市此花区伝法地先(淀川左岸)、同西淀川区福町地先(淀川右岸)の淀川水系淀川伝法陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、この操作要領の定めるところによるものとする。(操作の目的)

第2条 陸閘の操作は、淀川の洪水及び高潮時において、洪水の防止を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規則において、「機側操作」とは、陸閘に設置した機側操作盤において、河川や背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 陸閘の操作の基本方針は次のとおりとする。操作は、機側操作を主たる操作方法とする。

第2章 陸閘操作の方法等

(退避の目安とする水位以下の洪水及び高潮時の操作の方法) 第5条 淀川工事事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号に定めるところにより陸閘を操作するものとする。

- 一 福島水位観測所において測定した淀川の水位(以下「福島水位」という。)が、0. P+4. 00メートルを超えると予想される1時間前までは、陸閘を全開しておくこと。
- 二 福島水位が、0. P+4. 00メートルを超えさらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を全閉すること。
- 三 陸閘を全閉している場合において、福島水位が0. P+4. 00メートルを下回り、水位の上昇のおそれがないときは、陸閘を全開すること。

2 所長は、前二項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の浸水、津波、水防活動の状況等 以下「現場状況」という。も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作

員(以下「操作員」という。)に退避を指示するものとする。また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

(退避の目安とする水位 を上回る洪水・高潮時の操作方法)

第6条 規則第5条の操作を行っている場合において、現場状況も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

(津波のおそれがある時の操作方法)

第7条 所長は、気象庁が、大阪府に津波警報(大津波、津波のいずれの場合も含む。以下同じ。)を公表したときは、津波警報が解除されるまで、機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。ただし、気象庁による津波高、到達予想時刻の発表等を踏まえ、所長が操作を行う必要があると判断し、且つ操作及び退避において十分な時間が確保できると判断した時は操作を指示することができる。

2 所長は、第5条に規定する操作や点検・整備等のため機側で操作員等が作業を行っている場合には、操作員等に速やかに退避するよう指示する。(ただし、速やかな退避が可能な場合には、ゲートの閉鎖を指示することができる。) また、操作員等は、津波警報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避し、退避後に報告することができる。

(平常時における操作の方法)

第8条 所長は、洪水警戒体制が実施されていないときは、陸閘を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第9条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、全4条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第10条 所長は、第5条第二号並びに三号及び前条の操作を行う場合は、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 所長は、陸閘を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第9条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 大阪管区气象台より、大阪湾沿岸に高潮に関する注意報もしくは警報が発令され、福島水位が0. P+4.00メートルを超えるおそれがあると予想される3時間前。
- 二 その他、福島水位が0. P+4.00メートルを超えるおそれがあると予想される3時間前。

(洪水警戒体制における措置)

第13条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他、陸閘の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第15条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第16条 所長は、福島水位を観測するものとする。

(記録)

第17条 所長は、陸閘の管理に関する事項については記録し、これを保存するものとする。

(所長への委任)

第18条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は、所長が定めるものとする。

附則

1 この要領は、平成26年12月16日から適用する。

2 現行の操作要領は、平成26年12月15日をもって廃止とする。

46) 伝法陸閘操作実施細目

(通則)

第1条 大阪市此花区伝法地先(淀川左岸)、同西淀川区福町地先(淀川右岸)の淀川水系淀川伝法陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、淀川水系淀川伝法陸閘操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。

(退避の目安とする水位)

第2条 要領第3条第二項に規定する退避の目安とする水位は、福島水位観測所における水位5.2メートルとする。

(関係機関への通知等)

第3条 要領第6条及び第9条第三号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とし、通知等の通信方法及び通信系統については、昭和47年11月30日付け伝法大橋(左、右岸)防潮扉操作協定書並びに昭和47年11月30日付け伝法大橋(左、右岸)防潮扉管理協定書によるものとする。

(操作に関する記録)

第4条 要領第7条に規定する記録は、別記様式第1に記載するものとする。

(点検及び整備)

第5条 要領第11条に規定する点検及び整備は、樋門点検整備要領(昭和53年2月24日建近達第

3号(河管))により行うものとする。

(観測)

第6条要領第12条に規定する観測は、毎正時行うものとする。

附則

1 この細則は、平成25年6月28日から適用する。

別表第1 (第2条関係)関係機関

機 関 名
国土交通省大阪国道工事事務所
大阪府西大阪治水事務所
淀川左岸水防事務組合
淀川右岸水防事務組合

47) 淀川大橋 (左・右岸) 防潮扉 操作協定書 (公道)

大阪市福島区海老江6丁目地先及び同市西淀川区花川2丁目地先の淀川大橋左岸及び右岸に設置された淀川大橋防潮扉 (以下「防潮扉」という。) の操作について、河川管理者近畿地方建設局長 (以下「甲」という。)、大阪府知事、

(以下「乙」という。) 及び 淀川左岸水防事務組合管理者 淀川右岸水防事務組合管理者 (以下「丙」という。) との間に次の各項のとおり協定する。

第1条 防潮扉の維持管理は甲において行うものとする。

第2条 前項の操作は、甲の指令に基づき丙が行うものとする。

2. 前項の操作は、丙二者のうち淀川大橋左岸の防潮扉については、淀川左岸水防事務組合管理者が淀川大橋右岸の防潮扉については、淀川右岸水防事務組合管理者がそれぞれ行うものとする。

第3条 甲は大阪管区气象台から暴風高潮警報等が発令されたときは、乙と情報の交換を行い、乙と協議のうえ防潮扉閉鎖の時刻を定めるものとする。

第4条 甲は前条の規定に基づき防潮扉閉鎖開始時刻の1時間前までに (事情やむを得ない場合は閉鎖の時刻決定後直ちに) 道路管理者に通知するとともに丙に指令するものと

し、乙は関係機関に連絡するものとする。

第5条 丙は前条の指令を受けたときは、指令の時刻に防潮扉の閉鎖を完了し、直ちに甲に報告するものとともに乙に通知するものとする。

2. 甲は前項の報告を受けたときは、すみやかに道路管理者に通知するものとする。

第6条 丙は突発的な災害等で緊急に防潮扉を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲に連絡のうえ、その承認を得て防潮扉を閉鎖することができる。この場合、丙は、一般の通行について臨機の措置をし、閉鎖後直ちに前条第一項に準じて報告通知をしなければならない。

2. 甲は前項により防潮扉閉鎖の承認をしたときは直ちに乙及び道路管理者に通知するものとする。

第7条 甲は乙と情報の交換を行い高潮等の危険がなくなつたと判断したときは乙と協議のうえ、丙に防潮扉開放の指令をするとともに道路管理者に通知し、乙は関係機関に連絡するものとする。

第8条 丙は前条の指令を受けたときは、直ちに防潮扉開放の作業を行い、完了したときは、第5条第1項に準じて報告、通知をするものとする。

2. 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに道路管理者に通知するものとする。

第9条 防潮扉操作に要する費用は丙の負担とする。

第10条 この協定に基づく指令、通知等の通信方法及び通信系統については、関係者が別途協議し定めるものとする。

第11条 防潮扉の管理及び操作の細目協定については、近畿地方建設局淀川工事々務所長と丙が別途協議のうえ定めるものとする。

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、その都度、協定者間において協議のうえ定めるものとする。

第13条 昭和43年8月28日付け淀川大橋 (左右岸) 防潮扉操作協定書は、本協定締結の日をもって廃止する。

この協定の証として本書6通を作成し協定者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和50年9月30日

甲 河川管理者

近畿地方建設局長 藪本 健 作

乙 大阪府知事

黒田 了 一

丙 淀川左岸水防事務組合管理者
 大阪市長 大島 靖
淀川右岸水防事務組合管理者
 大阪市長 大島 靖
立 合 人
淀川左岸水防事務組合
 水防団長 田村 敬太郎
淀川右岸水防事務組合
 水防団長 光 吉 利 一

48) 淀川陸閘操作規則

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 大阪府大阪市福島区海老江地先(淀川左岸)、同西淀川区姫里地先(淀川右岸)の淀川水系淀川陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、この操作規則の定めるところによる。

(操作の目的)

第2条 陸閘の操作は、淀川の洪水・高潮及び淀川を遡上した津波において、洪水の防止を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作規則において、「機側操作」とは、陸閘に設置した機側操作盤において、河川や背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 陸閘の操作の基本方針は次のとおりとする。操作は、機側操作を主たる操作方法とする。

第2章 陸閘操作の方法等

(退避の目安とする水位以下の洪水及び高潮時の操作の方法) 第5条 淀川河川事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号に定めるところにより陸閘を操作するものとする。

一 福島水位観測所において測定した淀川の水位(以下「福島水位」という。)が、0. P+3. 00メートルを超えると予想される1時間前までは、陸閘を全開しておくこと。

二 福島水位が、0. P+3. 00メートルを超えさらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を全閉すること。

三 陸閘を全閉している場合において、福島水位が0. P+3. 00メートルを下回り、水位の上昇のおそれがないときは、陸閘を全開すること。

2 所長は、前二項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の浸水、津波、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員(以下「操作員」という。)に退避を指示するものとする。また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

(退避の目安とする水位を上回る洪水・高潮時の操作方法)

第6条 規則第5条の操作を行っている場合において、現場状況も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員に退避を指示するものとする。また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

(津波のおそれがある時の操作方法)

第7条 所長は、気象庁が、大阪府に津波警報(大津波、津波のいずれの場合も含む。以下同じ。)を発表したときは、津波警報が解除されるまで、機側操作その他の機側での作業を行わないものとする。ただし、気象庁による津波高、到達予想時刻の発表等を踏まえ、所長が操作を行う必要があると判断し、且つ操作及び退避において十分な時間が確保できると判断した時は操作を指示することができる。

2 所長は、第5条に規定する操作や点検・整備等のため機側で操作員等が作業を行っている場合には、操作員等に速やかに退避するよう指示する。(ただし、速やかな退避が可能な場合に

は、ゲートの閉鎖を指示することができる。) また、操作員等は、津波警報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避し、退避後に報告することができる。

(平常時における操作の方法)

第8条 所長は、洪水警戒体制の実施されていないときは、陸閘を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第9条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前4条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第10条 所長は、第5条第二号並びに三号及び前条の操作を行う場合は、近畿地方建設局長(以下「局長」という。)の定めるところにより、あらかじめ関係機関に通知するものとする。

(操作に関する記録)

第11条 所長は、陸閘を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第9条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第12条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 大阪管区気象台より、大阪湾沿岸に高潮に関する注意報もしくは警報が発令され、福島水位が0. P+3.00メートルを超えると予想される3時間前。
- 二 枚方水位流量観測所において観測した淀川の水位が4.50メートルに達し、さらに上昇するおそれがあるとき。
- 三 その他、福島水位が0. P+3.00メートルを超えると予想される3時間前。

(洪水警戒体制における措置)

第13条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機

械、器具等の点検及び整備を行うこと。

三 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

四 その他、陸閘の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第14条 所長は、洪水が終わったとき、または洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなったときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑 則

(点検及び整備)

第15条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、局長の定めるところにより点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観 測)

第16条 所長は、局長の定めるところにより、福島水位を観測するものとする。

(記 録)

第17条 所長は、陸閘の管理に関する事項については、局長の定めるところにより記録し、これを保存するものとする。

(局長への委任)

第18条 この操作規則に定めるもののほか、この操作規則の実施のために必要な事項は、局長が定めるものとする。

附 則

- 1 この操作規則は、平成28年3月30日から適用する。
- 2 現行の操作規則は、平成28年3月29日をもって廃止とする。

49) 淀川陸閘操作細則

(通 則)

第1条 大阪府大阪市福島区海老江地先(淀川左岸)、同西淀川区姫里地先(淀川右岸)の淀川水系淀川陸閘の操作については、淀川水系淀川陸閘操作規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この操作細則に定める

ところによる。

(洪水時及び高潮時の操作の方法)

第2条 規則第3条の操作を行っている場合において、堤防、背後地の浸水、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、機側操作を安全に行えないと判断される場合には、機側操作を行っている操作員(以下「機側操作員」という。)に退避を指示するものとする。また、機側操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

2 退避の目安とする水位は、福島水位観測所における水位5.2メートルとする。

(関係機関への通知等)

第3条 規則第6条及び第9条第三号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とし、通知等の通信方法及び通信系統については、昭和50年9月30日付け淀川大橋(左、右岸)防潮扉操作協定書並びに昭和43年8月28日付け淀川大橋(左、右岸)防潮扉管理協定書によるものとする。

(点検及び整備)

第4条 規則第11条に規定する点検及び整備は、樋門点検整備要領(昭和53年2月24日建近達第3号(河管))により行うものとする。

(観測)

第5条 規則第12条に規定する観測は、毎正時行うものとする。

(記録)

第6条 規則第13条に定める記録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 ゲートの操作に関する記録
- 二 気象及び水象に関する観測事項
- 三 点検及び整備に関する事項
- 四 その他

2. 前項の記録は、別記様式第1及び第2のとおりとする。

3. 所長は、毎年2月末日までに前年の管理年報を局長に報告するものとする。

(異常時等における報告)

第7条 次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を局長に報告するものとする。

- 一 規則第5条に規定する操作を行ったとき。
- 二 陸閘の本体及び附属施設に異常を認めたとき。
- 三 その他事故等が発生したとき。

(所長への委任)

第8条 この操作細則に定めるもののほか、この操作細則の実施のため必要な事項は、所長が定める。

附 則

- 1 この細則は、平成25年6月27日から適用する。
- 2 現行の実施細則は、平成25年6月26日をもって廃止とする。

別表第1(第2条関係)関係機関

機 関 名
国土交通省 大阪国道工事事務所
大 阪 府 西大阪治水事務所
淀川左岸水防事務組合
淀川右岸水防事務組合

50) 左門橋(左岸)防潮鉄扉管理協定書

大阪市西淀川区佃町地先一般国道左門殿川筋左門橋左岸に設置された防潮鉄扉(防潮壁を含む)の管理について、近畿地方建設局長(以下「甲」という。)と大阪府知事(以下「乙」という。)との間に次のとおり協定する。

第1条 鉄扉の構造は、別添図面のとおり、維持管理は乙が行うものとする。

第2条 甲は、鉄扉(防潮壁を含む)の閉鎖に伴う左門橋の通行を禁止しまたは制御する権限を乙に委任し、乙が行うものとする。

第3条 乙は高潮来襲等のおそれがあると認めたときは、歩道の防潮壁の閉鎖について、また高潮等がOP3.5メートルを越えると予想されるときは鉄扉の閉鎖についてそれぞれ兵庫県知事と協議のうえ、あらかじめ閉鎖開始の時刻を定め甲に通知するものとする。

ただし、緊急を要しあらかじめ閉鎖開始時刻を定める暇がないときは、直ちに閉鎖を行いこの旨を甲に通知するものとする。

第4条 甲は、乙から鉄扉（防潮壁を含む。）の閉鎖開始の通知を受けたときは、一般の交通に支障のないよう措置するものとし、これらの措置に必要な道路標識は、甲において作製保管するものとする。

第5条 乙は、防潮壁または鉄扉の閉鎖が完了したときは、その旨を甲に通知するものとする。

第6条 乙は、高潮等の危険がなくなったと認められたときは、兵庫県知事と協議のうえ、甲に通知し、防潮壁または鉄扉を開放するものとする。

第7条 連絡方法等については、別に定めるものとする。

第8条 甲は、鉄扉（防潮壁を含む。）およびこれに付随する施設に影響をおよぼす道路に関する工事を施工するときは、事前に乙に協議するものとする。

2. 乙は、鉄扉（防潮壁を含む。）およびこれに付随する施設の修繕改善等の工事を施行するときは、事前に甲に協議するものとする。

3. 乙は、鉄扉の試運転を行うときは、その都度あらかじめ甲に協議するものとする。

第9条 本協定の適用については、相互に緊密な連絡のもとに協力するものとする。

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和41年9月5日

甲 建設省近畿地方建設局長
三野 定
乙 大阪府知事 左藤 義詮

51) 神崎大橋（左右岸）防潮鉄扉管理協定書

大阪市西淀川区佃町、千舟東町、御幣島西町地先一般国道2号線神崎川筋神崎大橋左右岸に設置された防潮鉄扉の管理について、近畿地方建設局長（以下「甲」という。）と大阪府知事（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定する。

第1条 鉄扉の構造は、別添図面のとおりとし、維持管理は乙が行うものとする。

第2条 甲は、鉄扉の閉鎖に伴い神崎大橋の通行を禁止しまたは制限する権限を乙に委任し、乙が行うものとする。

第3条 乙は高潮来襲のおそれがあり、OP

3.5メートルを越えると予想されるときは、あらかじめ鉄扉の閉鎖開始時刻を定め甲に通知するものとする。

ただし、緊急を要しあらかじめ閉鎖開始時刻を定める暇がないときは、直ちに閉鎖を行いこの旨を甲に通知するものとする。

第4条 甲は、乙から鉄扉の閉鎖開始の通知を受けたときは、一般の交通に支障のないよう措置するものとし、これらの措置に必要な道路標識は、甲において作製保管するものとする。

第5条 乙は、鉄扉の閉鎖が完了したときは、甲に通知するものとする。

第6条 乙は、高潮等の危険がなくなったと認められたときは甲に通知し鉄扉を開放するものとする。

第7条 連絡方法等については、別に定めるものとする。

第8条 甲は、鉄扉およびこれに付随する施設に影響をおよぼす道路に関する工事を施行するときは、事前に乙に協議するものとする。

2. 乙は、鉄扉およびこれに付随する施設の修繕改良等の工事を施行するときは、事前に甲に協議するものとする。

3. 乙は、鉄扉の試運転を行うときは、その都度あらかじめ甲に協議するものとする。

第9条 本協定の適用については、相互に緊密な連絡のもとに協力するものとする。

第10条 本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

上記協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和42年7月27日

甲 建設省近畿地方建設局長
三野 定
乙 大阪府知事 左藤 義詮

52) 神崎大橋及び左門橋防潮鉄扉操作協定書（公道）

神崎川にかかる神崎大橋左右岸防潮鉄扉及び左門殿川にかかる左門橋左岸防潮鉄扉（歩道防潮壁を含む）の操作について、大阪府知事（以下「甲」という。）及び淀川右岸水防事務組合管理者（以下「乙」という。）並びに淀川右岸水防事務組合水防団長（以下「丙」という。）の間に次のとおり協定する。

第1条 防潮壁並びに鉄扉の維持管理は、甲に

おいて行うものとする。

第2条 防潮壁並びに鉄扉の操作は甲の指示に基づき、丙が行うものとする。ただし、防潮壁並びに鉄扉の開閉に伴う操作指導及び資材については、甲が負担するものとする。

第3条 甲は、高潮等来襲のおそれがあるときは、防潮壁並びに鉄扉の閉鎖時刻を定め、1時間前に交通遮断のため、大阪府警察本部に閉鎖の時刻を通知するとともに乙を通じ丙に閉鎖の指示を行うものとする。ただし、緊急に高潮等の危険が生ずると判断される場合はこの限りでない。

第4条 丙は、防潮壁並びに鉄扉を閉鎖したときは乙を通じ丙に鉄扉開放の指示を行うとともに大阪府警本部に連絡するものとする。

第5条 甲は、高潮等の危険性がなくなったと判断したときは、乙を通じ丙に鉄扉開放の指示を行うとともに大阪府警察に連絡するものとする。

第6条 防潮壁並びに鉄扉の操作訓練は年1回以上行うものとする

第7条 指示連絡等の通信系統については別に定めるものとする。

第8条 本協定書に定めない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自1通を保有する。

昭和50年8月6日

甲 大阪府知事 黒田 了一
乙 淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島 靖
丙 淀川右岸水防事務組合
水防団長 光吉利一

53) 大和田防潮扉操作協定書

神崎川左岸大和田船だまりに設置された防潮扉の操作について、大阪府知事（以下「甲」という。）淀川右岸水防事務組合管理者（以下「乙」という。）及び淀川右岸水防事務組合水防団長（以下「丙」という。）の間に次の条項のとおり協定する。

第1条 防潮扉の維持管理は、甲において行うものとする。

第2条 防潮扉の操作責任者は丙とする。ただし、防潮扉開閉に伴う操作指導及び資材の負担は甲がするものとする。

第3条 高潮来襲の恐れがあるときは、乙は丙

に指示し防潮扉を閉鎖することが、必要あるときは、甲がその指示をすることができるものとする。

第4条 防潮扉の開放については、地域の状況に応じ丙において行うものとする。

第5条 防潮扉の閉鎖及び開放を完了したとき、丙は速やかに甲及び乙に報告するものとする。

第6条 本防潮扉の操作訓練は年1回以上行うものとする。

第7条 本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

昭和50年8月4日

甲 大阪府知事 黒田 了一
乙 淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島 靖
丙 淀川右岸水防事務組合
水防団長 光吉利一

54) 合同製鐵防潮鉄扉協定書（私道）

下記の防潮鉄扉について、その管理及び開閉操作の万全を期するため、大阪府（以下、「府」という。）と防潮鉄扉利用者（以下、「利用者」という。）との間で、次の事項を協定する。

記

1. 防潮鉄扉の所在地 大阪市西淀川区西島
2. 防潮鉄扉の番号 神崎川 左岸 4
合同製鐵(株)鉄扉
3. 防潮鉄扉の構造 6m66×4m62
引戸（手動式）

協定事項

1. 防潮鉄扉の管理
 - ① 利用者は、防潮鉄扉の開閉にあたっては、責任をもって行うものとする。
 - ② 利用者は、防潮鉄扉を常に開閉操作に支障のない状態にするよう、その維持保全に留意し、随時操作を行って開閉の良否を確認しておくものとし、防潮鉄扉は作業等必要なとき以外は閉鎖しておくものとする。なお、防潮鉄扉に異常のあるときは、直ちに府に報告のうえ、必要な措置を講じておくものとする。
 - ③ 万一、利用者の過失により防潮鉄扉を毀損

した場合は、直ちに府に報告のうえ、その指示に従い、利用者の責任と負担において修理しなければならない。

2. 開閉操作等

- ① 府は、必要があると認められるときは、防潮鉄扉の開閉について、利用者に指示することができる。
- ② 前号により、防潮鉄扉の閉鎖の指示があったときは、利用者は直ちに防潮鉄扉を閉鎖し、府にその旨を報告しなければならない。

3. 防潮鉄扉操作責任者及び作業員

- ① 利用者は、防潮鉄扉操作責任者及び作業員をおくものとし、その要員確保と配置に留意するとともに、防潮鉄扉の開閉操作を完全に行えるように常に作業員の訓練を行うものとする。
- ② 利用者は、防潮鉄扉操作責任者（正、副各1名）の名簿及び連絡方法を府へ直ちに報告しなければならない。また、異動等があった場合も同様とする。

4. 緊急時の防潮鉄扉の閉鎖

防潮鉄扉操作責任者は、常に気象情報等に注意し、高潮来襲等のおそれがあるときは、作業員とともに待機し、府の指示に従い防潮鉄扉を閉鎖し、また、地震による津波等のおそれがあるときは、府の指示に関係なく直ちに防潮鉄扉を閉鎖するものとする。

5. 付属機材の保管

利用者は、付属機材を常に善良な管理者の注意義務をもって保管しなければならない。

万一、利用者の過失により、紛失又は毀損した場合は、府の指示に従い、利用者の責任と負担において補充又は修理しなければならない。

6. 防潮鉄扉の検査

府は防潮鉄扉の開閉操作、維持補修等の良否について、随時検査を行うことができる。

7. その他

本協定内容及び関連事項について疑義が生じたときは、各協定者は互いに誠意をもって協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通作成し、各自1通を保有するものとする。

平成17年12月8日

大阪府

代表者 大阪府知事 齊藤 房江

防潮鉄扉利用者

住 所 大阪市西淀川区西島一丁目1番2号
合同製鐵株式会社大阪製造所

氏 名 常務取締役所長 樺山 慎

55) 阪神電気鉄道株式会社西大阪線 淀川橋梁鉄扉操作協定書（私道）

阪神電気鉄道株式会社西大阪線と淀川堤防との接続交差位置に設置された、標記高潮防御用鉄扉（以下「鉄扉」という。）の操作等について、河川管理者近畿地方建設局長（以下「甲」という。）大阪府知事（以下「乙」という。）阪神電気鉄道株式会社（以下「丙」という。）の三者が、次の事項のとおり協定する。

第1条 鉄扉の維持管理は、甲において行うものとする。

第2条 鉄扉の操作は、甲の指示に基づき、丙が行うものとする。

第3条 甲は、大阪管区气象台から暴風高潮警報が発令されたときは、乙と情報の交換を行い、乙と協議のうえ鉄扉閉鎖の時期を定めるものとする。

第4条 甲は、鉄扉閉鎖の時期を定めた時は、閉鎖を完了すべき時刻を示して、少なくとも閉鎖完了時刻の1時間前まで（事情止むを得ない場合は閉鎖の時期決定後すみやかに）に丙に指令するものとし、乙は、淀川左右岸水防事務組合、その他関係者に連絡するものとする。

第5条 丙は、鉄扉閉鎖の指令を受けたときは、列車運行停止の処置をとり、鉄扉をすみやかに閉鎖するものとする。

閉鎖を完了したときは、甲に報告するとともに乙及び淀川左右岸水防事務組合に通知するものとする。

第6条 丙は、突発的な災害等で緊急に鉄扉を閉鎖しなければ危険であると判断したときは、甲の指令を受けずに鉄扉を閉鎖することが出来る。この場合、丙は前条に準じて報告、通知するものとする。

56) 阪神陸閘操作要領

第1章 総則

(趣旨)

第1条 大阪市此花区伝法地先(淀川左岸)、同西淀川区福町地先(淀川右岸)の淀川水系淀川阪神陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、この操作要領の定めるところによるものとする。

(操作の目的)

第2条 陸閘の操作は、淀川の洪水及び高潮時において、洪水の防止を目的とする。

(用語の定義)

第3条 この操作要領において「操作」とは、河川や背後地の状況等を目視で確認しながら行う手動操作をいう。

第2章 陸閘操作の方法等

(退避の目安とする水位以下の洪水及び高潮時の操作の方法)

第4条 淀川河川事務所長(以下「所長」という。)は、次の各号に定めるところにより陸閘を操作するものとする。

- 一 福島水位観測所において測定した淀川の水位(以下「福島水位」という。)が、0. P+4. 00メートルを超えると予想される1時間前までは、陸閘を全開しておくこと。
 - 二 福島水位が、0. P+4. 00メートルを超えさらに上昇するおそれのあるときは、陸閘を全開すること。
 - 三 陸閘を全開している場合において、福島水位が0. P+4. 00メートルを下回り、水位の上昇のおそれがないときは、陸閘を全開すること。
- 2 所長は、前二項の操作を行っている場合において、堤防、背後地の浸水、津波、水防活動の状況等(以下「現場状況」という。)も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作を行っている操作員(以下「操作員」という。)に退避を指示するものとする。また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

(退避の目安とする水位を上回る洪水・高潮時の操作方法)

第5条 規則第4条の操作を行っている場合において、現場状況も踏まえて総合的に勘案し、操作を安全に行えないと判断される場合には、操作員に退避を指示するものとする。また、操作員は、現場状況から危険を察知した場合には、所長に退避の指示を求めることができる。ただし、緊急を要する場合には退避後に報告することができる。

(津波のおそれがある時の操作方法)

第6条 所長は、気象庁が、大阪府に津波警報(大津波、津波のいずれの場合も含む。以下同じ。)を発表したときは、津波警報が解除されるまで、機側での作業を行わないものとする。ただし、気象庁による津波高、到達予想時刻の発表等を踏まえ、所長が操作を行う必要があると判断し、且つ操作及び退避において十分な時間が確保できると判断した時は操作を指示することができる。

- 2 所長は、第4条に規定する操作や点検・整備等のため機側で機側操作員等が作業を行っている場合には、操作員等に速やかに退避するよう指示する。(ただし、速やかな退避が可能な場合には、ゲートの閉鎖を指示することができる。) また、操作員等は、津波警報を入手し、緊急を要する場合には、所長からの指示以前に退避し、退避後に報告することができる。

(平常時における操作の方法)

第7条 所長は、洪水警戒体制が実施されていないときは、陸閘を全開しておくものとする。

(操作の方法の特例)

第8条 所長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において、前4条に規定する方法以外の方法により陸閘を操作することができるものとする。

(操作の際に行う通知)

第9条 所長は、第4条第二号並びに三号及び前条の操作を行う場合は、あらかじめ関係機関に通知

するものとする。

(操作に関する記録)

第10条 所長は、陸閘を操作したときは、次に掲げる事項を記録しておくものとする。

- 一 操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- 二 気象及び水象の状況
- 三 操作の内容
- 四 第8条に該当するときは、操作の理由
- 五 その他参考となるべき事項

第3章 洪水警戒体制

(洪水警戒体制の実施)

第11条 所長は、次の各号の一に該当する場合には、洪水警戒体制に入るものとする。

- 一 大阪管区气象台より、大阪湾沿岸に高潮に関する注意報もしくは警報が発令され、福島水位が0. P+4. 00メートルを超えると予想される3時間前。
- 二 その他、福島水位が0. P+4. 00メートルを超えるおそれがあると予想される3時間前。

(洪水警戒体制における措置)

第12条 所長は、洪水警戒体制においては、次の各号に掲げる措置をとるものとする。

- 一 洪水時において陸閘を適切に管理することができる要員を確保すること。
- 二 陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- 三 陸閘の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- 四 その他、陸閘の管理上必要な措置をとること。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水が終わったとき、又は洪水に至ることがなく洪水が発生するおそれなくなつたときは、洪水警戒体制を解除するものとする。

第4章 雑則

(点検及び整備)

第14条 所長は、陸閘及び陸閘を操作するために必要な機械、器具等については、毎月1回以上、点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(観測)

第15条 所長は、福島水位を観測するものとする。

(記録)

第16条 所長は、陸閘の管理に関する事項については記録し、これを保存するものとする。

(所長への委任)

第17条 この操作要領に定めるもののほか、この操作要領の実施のために必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成26年12月16日から適用する。
- 2 現行の操作要領は、平成26年12月15日をもって廃止とする。

57) 阪神陸閘操作実施細目

(通則)

第1条 大阪市此花区伝法地先(淀川左岸)、同西淀川区福町地先(淀川右岸)の淀川水系淀川阪神陸閘(以下「陸閘」という。)の操作については、淀川水系淀川阪神陸閘操作要領(以下「要領」という。)に定めるもののほか、この実施細目の定めるところによる。

(退避の目安とする水位)

第2条 要領第3条第二項に規定する退避の目安とする水位は、福島水位観測所における水位5.2メートルとする。

(関係機関への通知等)

第3条 要領第6条及び第9条第三号に規定する関係機関は、別表第1に掲げる機関とし、通知等の通信方法及び通信系統については、昭和44年5月27日付け阪神電気鉄道株式会社西大阪線淀川橋梁鉄扉操作協定書によるものとする。

(操作に関する記録)

第4条 要領第7条に規定する記録は、別記様式第1に記載するものとする。

(点検及び整備)

第5条 要領第11条に規定する点検及び整備は、樋門点検整備要領(昭和53年2月24日建近達第3号(河管))により行うものとする。

(観測)

第6条 要領第12条に規定する観測は、毎正時行うものとする。

附則

- 1 この細目は、平成25年6月28日から適用する。
- 2 現行の実施細目は、平成25年6月27日をもって廃止とする。

別表第1 (第2条関係)関係機関

機関名
大阪府西大阪治水事務所
阪神電気鉄道株式会社

58) 阪急電鉄神戸線神崎川橋梁左右岸 防潮扉操作協定書 (私道)

阪急電鉄神戸線神崎川橋梁左右岸に設置された防潮扉の管理及び操作について大阪府知事 (以下「甲」という。)、淀川右岸水防事務組合管理者 (以下「乙」という。)、及び淀川右岸水防事務組合水防団長 (以下「丙」という。)) 並びに阪急電鉄株式会社 (以下「丁」という。)) の間に次の条項のとおり協定する。

第1条 防潮扉の維持管理は甲が行うものとする。

第2条 防潮扉の操作は、甲の指示に基づき閉鎖については丙が行い、開放については丁が行うものとする。ただし、防潮扉の開閉に伴う操作指導者及び資材の負担は甲がするものとする。

第3条 甲は高潮来襲の恐れがあると判断したときは防潮扉閉鎖開始の時刻を定め、当該時刻の1時間前までに丁に閉鎖を通知するとともに、乙を通じて丙に指示するものとする。

ただし、緊急の場合甲は直ちに丁に閉鎖を通知し、丁の電車運行停止処置完了を確認の後、乙を通じて丙に閉鎖の指示をするものとする。

第4条 丁は防潮扉閉鎖開始時刻の通知を受けたときは、当該時刻までに電車運行停止処置をとり、その処置が完了したときは、甲、乙及び丙に連絡するものとする。

第5条 防潮扉閉鎖が完了したとき、丙は甲に報告し、丁に連絡するものとする。

第6条 甲は高潮の危険がなくなったと判断したときは、防潮扉開放を丁に指示し、乙を

通じて丙に連絡するものとする。

第7条 防潮扉開放が完了したとき、丁は甲に報告するものとする。

第8条 連絡方法等については、別途定めるものとする。

第9条 防潮扉の操作訓練は、年1回以上行うものとする。

第10条 本協定の運用については、相互に緊密な連絡のもとに協力し、万全の操作体制を確保するため努めるものとする。

第11条 本協定に定めない事項及び疑義を生じた事項については、その都度甲、乙、丙及び丁協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印のうえ各自1通を保有する。

昭和49年5月30日

甲 大阪府知事 黒田 了一
乙 淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島 靖
丙 淀川右岸水防事務組合
水防団長 光吉利 一
丁 阪急電鉄株式会社
取締役社長 森 薫

59) 千船大橋および千北橋 防潮扉操作協定書 (公道)

神崎川にかかる千船大橋及び千北橋左右岸に設置された防潮扉の操作について、大阪府知事 (以下「甲」という。)) 及び淀川右岸水防事務組合管理者 (以下「乙」という。)) 並びに淀川右岸水防事務組合水防団長 (以下「丙」という。)) の間に次の条項のとおり協定する。

第1条 防潮扉の維持管理は、甲において行うものとする。

第2条 防潮扉の操作責任者は丙とする。ただし、防潮扉の開閉にともなう操作指導者及び資材の負担は甲がするものとする。

第3条 高潮来襲の恐れがあるときは、乙は丙に指示し防潮扉を閉鎖するものとするが、必要あるときは、甲がその指示をすることができるものとする。

第4条 防潮扉の開放については、地域の状況に応じ丙において行うものとする。

第5条 防潮扉の閉鎖及び開放を完了したとき、丙は速やかに甲 (大阪府神崎川改修工営所) 及び乙に報告するものとする。

第6条 本防潮扉の操作訓練は年一回以上行

うものとする。

第7条 本協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

昭和49年5月30日

甲 大阪府知事 黒田 了 一
乙 淀川右岸水防事務組合管理者
大阪市長 大島 靖
丙 淀川右岸水防事務組合
水防団長 光 吉 利 一

60) 箕面川ダム操作規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、河川法(昭和39年7月10日法律第167号)第14条第1項の規定に基づき、箕面川ダム(以下「ダム」という。)の操作に関し必要な事項を定めるものとする。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節及び流水の正常な機能の維持をその用途とする。

(洪水)

第3条 この規則において「洪水」とは、流水の貯水池への流入量(以下「流入量」という。)が毎秒20立方メートル以上である場合における当該流水をいう。

(水位)

第4条 貯水池の水位は、取水塔に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

(常時満水位)

第5条 貯水池の常時満水位は、標高317.6メートルとする。

(サーチャージ水位)

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高332.6メートルとする。

(洪水調節等のための利用)

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高317.6メートルから標高332.6メートルまでの容量1,500,000立方メートルを利用して行うものとする。

(流水の正常な機能の維持のための利用)

第8条 流水の正常な機能維持は、標高311.0メートルから標高317.6メートルまでの容量300,000立方メートルを利用して行うものとする。

(洪水警戒体制)

第9条 大阪府池田土木事務所長(以下「所長」

という。)は、大阪管区気象台からダム流域において降雨に関する警報が発令されたときは、洪水警戒体制をとらなければならない。

2 所長は、前項に掲げる場合のほか、別で定める場合には、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに次に掲げる措置を取らなければならない。

一 別に定める関係行政機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要なこと。

(洪水調節等)

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐からの自然放流により行うものとする。

(洪水調節等の後における水位の低下)

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐からの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

(洪水警戒体制の解除)

第13条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第14条 所長は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合にダムによって貯留された流水を放流することができる。

一 第19条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があると認められるとき。

二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由があると認められるとき。

2 前項各号のいずれかに該当する場合の放流量の限度は、毎秒10立方メートルとする。

(放流の原則)

第15条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第16条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表に掲げる各地点において同表に掲げる水量を確保できるよう、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第17条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第18条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

(計測、点検及び整備)

第19条 所長は、別に定めるところにより、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

(観測)

第20条 所長は、別に定めるところにより、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

(記録)

第21条 所長は、ゲートを操作し、第19条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による観測を行ったときは、別に定める事項を記録しておかななければならない。

(細則)

第22条 この規則の施行に関し必要な事項は、土木部長が別に定める。

附則

この規則は、平成8年4月25日から施行する。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)(単位:毎秒立方メートル)

地名	水量
ダムサイト	0.05
大井堰	0.10
石橋(箕面川橋)	0.15

61) 箕面川ダム操作細則

(趣旨)

第1条 この細則は箕面川ダム操作規則(以下「規則」という)の施行に関し必要な事項を定める。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水位の上昇又は低下の割合から次式により算出するものとする。

$$Q_1 = V / T + Q_0$$

Q_1 : 流入量 (m^3 / s)

V : 増加した貯留量 (m^3)

T : 増加に要した時間 (s)

Q_0 : 放流量 (m^3 / s)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第9条で定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 ダム流入量が毎秒10立方メートルに達し、さらに流入量の増加が予想される時。
- 二 その他、所長が必要とする時。

2 所長は、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集・作業分担・配置その他必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(関係機関)

第4条 規則第10条第1項に規定する関係行政機関は、別表第1に掲げる関係行政機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 規則第13条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、放流量が毎秒10立方メートル以下に減少し、気象・水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2 洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる各関係行政機関に連絡するものとする。

(放流の方法)

第6条 規則第15条に規定する放流管からの方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
0.15 m^3 / s 未満	0.05 m^3 / s 以下
0.15 m^3 / s 以上 0.60 m^3 / s 未満	0.15 m^3 / s 以下

0.60m ³ /s を越える	0.40m ³ /s 以下
----------------------------	--------------------------

2 所長は、気象、水象その他の状況により、特に必要があると認める場合には、知事の承認を得て、他の方法で放流することができる。

(放流に関する通知を行う場合)

第7条 規則第17条の規定による放流に関する通知等は、次の各号のいずれかに該当する場合におこなうものとする。

- 一 水位が非常用洪水吐きを越えると予想されるとき。
- 二 第6条第2項の規定により、やむを得ず放流し、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知を行う範囲)

第8条 所長は、前条の各号のいずれかに該当する場合においては、別表第1に掲げる関係行政機関及び別表第2に掲げる関係行政機関に通知するとともにダム地点より一の橋地点までの必要な区間に警報を行わなければならない。

(放流に関する通知等を行うとき)

第9条 所長は、第7条の各号のいずれかに該当する場合において、放流に関する通知を行うときは、次の各号の定める時刻に実施しなければならない。

- 一 関係行政機関への通知は、第7条の各号に該当する約1時間前に行わなければならない。ただし、第7条の一号に該当する場合のみ、加えて約3時間前に通知を行うものとする。
- 二 別表第3に掲げる警報局による警報による警報は、第7条の一号に該当する約1時間前に、二号に該当する約30分前に行わなければならない。
- 三 警報車による警報は、第7条の一号に該当する約1時間前から、二号に該当する約30分前から行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の理由によっては、この限りではない。

(警報局による警報の方法)

第10条 所長は、次に定める方法により、警報所のサイレンを吹鳴させるものとする。また、必要と認める場合には、放送による警報を行うことができる。

(1分) (10秒) (1分) (10秒) (1分)

吹鳴 休み 吹鳴 休み 吹鳴

3分20秒

(警報車による警報の方法)

第11条 所長は、次に定める方法により警報車による警報を行わなければならない。

- 一 警報車に設置したスピーカーにより河川の水位上昇の見込みを一般に周知させるものとする。

(放流管及びゲートの名称)

第12条 放流管の名称は次のとおりとする。

- 一 直径2,000ミリメートルの放流管を常用洪水放流管という。
- 二 直径800ミリメートルの放流管を非常用洪水放流管という。
- 三 直径600ミリメートルの放流管を低水放流管という。
- 四 直径250ミリメートルの放流管を利水放流管という。

2 ゲートの名称は次のとおりとする。

- 一 常用洪水放流管に設置されたゲートを洪水予備ゲートという。
- 二 非常用洪水放流管に設置されたゲートを非常用ゲートという。
- 三 低水放流管上流側に設置されたゲートを低水予備ゲート、下流側に設置されたゲートを低水非常用ゲートという。
- 四 利水放流管上流側に設置されたゲートを利水予備ゲート、下流側に設置されたゲートを利水ゲートという。
- 五 取水塔に設置されたゲートを低水取水ゲートという。

(利水ゲートの操作)

第13条 利水ゲートは、次の各号に該当する場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第16条の規定により流水の正常な機能の維持のための放流を行うとき。
- 二 規則第19条の規定によりゲートの点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(利水予備ゲート、低水予備ゲート

及び洪水予備ゲートの操作)

第14条 利水予備ゲート、低水予備ゲート及び洪水予備ゲートは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、常に全開しておくものとする。

- 一 規則第19条の規定によりゲートの点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(低水非常用ゲート、非常用ゲート及び低水取水ゲートの操作)

第15条 低水非常用ゲート、非常用ゲート及び低水取水ゲートは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

- 一 規則第19条の規定によりゲートの点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二 前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(計測、点検及び整備)

第16条 規則第19条に規定する計測は、別表第4に掲げる事項について行うものとする。

2 規則第19条に規定する点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

- 一 ダム本体及び貯水地
- 二 ゲート。
- 三 ゲートを操作するために必要な機器及び器具。
- 四 警報・通信連絡・観測のため必要な設備。
- 五 監視及び湖内作業のため必要な船舶。
- 六 警報のため必要車両。
- 七 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材。

3 所長は、前項を行うために必要な基準を定めなければならない。

(観測)

第17条 規則第20条に規定する観測は、別表第5に掲げる事項について行うものとする。

2 所長は、前項を行うために必要な基準を定めなければならない。

(記録)

第18条 規則第21条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ゲート等の操作。
- 二 第16条の規定による計測・点検及び整備結果。
- 三 前条の規定による観測結果。
- 四 ダム及びダムの関連施設・貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。
- 五 放流に伴う警報及び連絡に関すること。
- 六 その他、特記すべきこと。

(報告事項)

第19条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第9条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第13条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二 規則第11条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体・付属施設・貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 ダム堤体基礎部に設置した・地震計により観測された加速度が、25ガル又は当該地域について発表された震度階が4に達したとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第20条 所長は、別に定めるところにより、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第21条 規則及びこの細則に定めるもののほか、この細則の実施のため必要な手続きその他の要領は、所長が定める。

付則

この細則は、平成8年4月25日から施行する。

付則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

付則

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条、第5条及び8条関係)

通 報 先
近畿地方整備局猪名川河川事務所 工務課
大阪府都市整備部河川室
大阪府水防本部
大阪府政策企画部危機管理室
(財)大阪府公園協会 箕面公園 管理事務所
箕面市 総務部市民安全政策室
池田市 市長公室危機管理課

豊中市 危機管理課
池田警察署
箕面警察署
豊中警察署
箕面市消防本部
池田市消防本部
豊中市消防局

別表第2 (第8条関係)

通 報 先
兵庫県宝塚土木事務所 管理第2課
伊丹市 総務部危機管理室
伊丹警察署
伊丹市消防局

別表第3 (第9条第二号関係)

局 名	用 途
箕面川ダム警報局	サイレン+スピーカ
茶長坂警報局	サイレン+スピーカ
紅葉警報局	サイレン+スピーカ
百年橋警報局	スピーカ
大日橋警報局	サイレン+スピーカ
箕面滝警報局	サイレン+スピーカ
辰岩警報局	スピーカ
行者警報局	サイレン+スピーカ
竜安寺警報局	サイレン+スピーカ
昆虫館警報局	サイレン+スピーカ
つつじが原警報局	サイレン+スピーカ

別表第4 (第16条第1項関係)

計 測 項 目	参 考
外 形 変 位	1回 / 3ヵ月

漏 水 量	1回 / 1ヵ月
-------	----------

別表第5 (第17条第1項関係)

気 象	
計測項目	参 考
気 圧	1 回 / 日
気 温	1 回 / 日
風 向	1 回 / 時
風 速	1 回 / 時
降 水 量	1 回 / 時
水 象	
計 測 項 目	参 考
水 位	1 回 / 時
流 入 量	1 回 / 時
放 流 量	1 回 / 時
水 質	2 回 / 年
堆 砂	1 回 / 年

62) 箕面川ダム事前放流実施要領

(通則)

第1条 箕面川ダムにおける事前放流の実施については、操作規則・細則に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(事前放流の基本)

第2条 次に掲げるすべての条件に該当する場合、事前放流を実施するものとする。

- (1) ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である362.7mm/日以上であるとき。
- (2) 箕面川ダムの貯水位が、標高315.5m以上のとき。
- (3) 箕面川水位基準点の水位が、水防団待機水位(1.0m)未満のとき。

2 第5条第2項及び第5条第3項の規定により事前放流を中止した後、第1項の条件に該当する場合も、事前放流を実施するものとする。

(目標水位)

第3条 事前放流を行う場合は、標高315.5mの水位を限度水位※として、事前放流を実施するものとする。

※洪水調節可能容量に対応した水位下限値

(関係機関への通知)

第4条 事前放流を行う場合は、別表に定める関係機関に通知する。

(完了、中止)

第5条 事前放流を行っている場合において、洪水調節可能容量が確保された状態(箕面川ダムの貯水位が、標高315.5m)になった場合には、事前放流操作を完了し、利水放流管の放流量を0.46m³/sから0.05m³/sに変更する。

2 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量(20m³/s)に等しくなった場合には、事前放流操作を中止し、利水放流管の放流量を0.46m³/sから0.05m³/sに変更する。

3 事前放流を行っている場合において、箕面川水位基準点の水位が、水防団待機水位(1.0m)以上になった時は、事前放流操作を中止し、利水放流管の放流量を0.46m³/sから0.05m³/sに変更する。

4 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として、2(1)の事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止し、利水放流管の放流量を0.46m³/sから0.05m³/sに変更する。

5 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要性が生じた場合、または、事前放流を継続する必要性がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

別表

関係機関(第4条関係)

機 関 名	所 在 地
近畿地方整備局猪名川河川事務所 工務課	池田市上池田2-2-39

大阪府都市整備部河川室	大阪市中央区大手前2丁目1-22
大阪府水防本部	大阪市中央区大手前2丁目1-22
大阪府政策企画部危機管理室	大阪市中央区大手前3丁目1-43
箕面市総務部市民安全政策室	箕面市西小路4丁目6-1
箕面市上下水道局浄水室	箕面市箕面2丁目7-1
池田市市長公室危機管理課	池田市城南1丁目1-1
豊中市危機管理課	豊中市中桜塚3丁目1番1号
箕面公園管理事務所	箕面市箕面公園1-18
箕面警察署	箕面市箕面5丁目11番35号
池田警察署	池田市大和町1番1号
豊中警察署	豊中市南桜塚3丁目4番11号
箕面市消防本部	箕面市箕面5丁目-11-19
池田市消防本部	池田市八王寺1-2-1
豊中市消防局	豊中市岡上の町1丁目8番24号

63) 安威川ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 安威川ダム(以下、「ダム」という。)の操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持及び環境改善をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下、「流入量」という。）が、毎秒86立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水位）

第4条 貯水池の水位は、ダム本体に設置された水位計の測定結果に基づき算出するものとする。

（常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高99.4メートルとする。

（サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高125.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第7条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、標高99.4メートルから標高125.0メートルまでの容量14,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持のための利用）

第8条 流水の正常な機能の維持は、標高90.2メートルから標高99.4メートルまでの容量2,400,000立方メートルのうち最大1,460,000立方メートルを利用して行うものとする。

（環境改善のための利用）

第9条 環境改善は、標高90.2メートルから標高99.4メートルまでの容量2,400,000立方メートルのうち最大940,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第10条 大阪府 茨木土木事務所長（以下、「所長」という。）は、大阪管区气象台から茨木市域または高槻市域において降雨に関する警報が発表されたときは、安威川ダム操作細則（以下、「細則」という。）で定めるところにより洪水警戒体制を執らなければならない。

2 所長は、前項に掲げる場合のほか、別で定

める場合には、洪水警戒体制を執ることができる。

（洪水警戒体制時における措置）

第11条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、ただちに、次の各号に定める措置を執らなければならない。

一 別に定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二 予備電源設備の試運転その他洪水調節を行うに関し必要な措置をとること。

（洪水調節等）

第12条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第13条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第14条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第15条 ダムによって貯留された流水は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合に放流を行うことができる。

一 第21条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二 前項に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2 前項の規定により放流を行う場合の放流量の限度は、毎秒30立方メートルとする。

（放流の原則）

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生じないように努めるものとする。

(流水の正常な機能の維持のための放流)

第17条 所長は、流水の正常な機能の維持のため必要があると認める場合には、別表第1に掲げる地点において同表に掲げる水量を確保できるよう、必要な流水をダムから放流しなければならない。

(環境改善のための放流)

第18条 所長は、環境改善のため必要があると認める場合には、ダムから最大毎秒30立方メートルを放流することができる。

(放流に関する通知等)

第19条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲート等の操作)

第20条 放流管から放流を行う場合のゲート等の操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検および整備等

(計測、点検及び整備)

第21条 所長は、ダム本体、貯水池及びダムに係る施設等を常に良好な状態に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第22条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2 前条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

(記録)

第23条 所長は、ゲート等を操作し、第21条第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

なければならない。

第7章 雑則

(雑則)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続その他の細則は、大阪府知事が定める。

附則

この規則は、令和5年9月1日から適用する。

別表第1 (第17条関係)

(単位：毎秒立方メートル)

期 間	水 量	
	ダム地点 (茨木川 合流点上流)	千歳橋地点 (茨木川 合流点下流)
10/1～3/31	0.170	0.200
4/1～4/30	0.170	0.630
5/1～5/10	0.753	0.652
5/11～6/30	0.606	0.645
7/1～8/31	0.606	0.315
9/1～9/30	0.386	0.215

64) 安威川ダム操作細則

(通則)

第1条 安威川ダム(以下、「ダム」という。)の操作については、安威川ダム操作規則(以下、「規則」という。)に定めるほか、この細則の定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、規則第4条に規定する水位の上昇又は低下の時間的割合から次式により算出するものとする。

$$Q = \frac{(V+q)}{t}$$

Q：流入量(単位：立方メートル/秒)

t：単位時間(単位：秒)

V：単位時間に増減した貯留量(単位：立方メートル)

q：単位時間内の積算全放流量(単位：立方メートル)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第10条第2項に規定する洪水警戒体制は次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 ダムへの流入量が26立方メートルに達したとき。
 - 二 その他、大阪府茨木土木事務所長（以下、所長という。）が必要とするとき。
- 2 所長は、規則第10条の規定により、洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置、その他必要事項を、あらかじめ定めておかなければならない。

(関係機関)

第4条 規則第11条第1項第1号の別に規定する関係機関とは、別表第1に掲げる機関（以下、「関係機関」という。）とする。

(洪水警戒体制の解除)

- 第5条 所長は流入量が毎秒86立方メートル以下に減少し、気象状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認められるときは、規則第14条の規定により洪水警戒体制を解除しなければならない。
- 2 洪水警戒体制を解除したときは、別表第1に掲げる関係機関に連絡するものとする。

(洪水に達しない流水の調節)

- 第6条 規則第12条に規定する洪水に達しない流水の調節を行う場合においては、流入量を限度として、ダムから放流を行うものとする。
- ただし、規則第10条に規定する洪水警戒体制にある場合においては、規則第12条に規定する洪水調節への円滑な移行ができるよう、その場合にあっては、規則第17条に規定する流水の正常な機能の維持のための放流に支障を与えないよう行うものとする。

(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

- 第7条 規則第15条第1項第2号に規定する場合は、次の各号に該当するときとする。
- 一 ダム本体及び貯水池等について、調査又は補修を行う必要があるとき。
 - 二 規則第9条に規定する環境改善のための放流を行うとき。
 - 三 事前放流を行うとき。

四 その他特に必要があると認めるとき。

(放流の原則)

第8条 所長は、規則第16条に規定する放流管からの放流方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
0.5m ³ /s未満	0.18m ³ /s以下
0.5m ³ /s以上 2.1m ³ /s未満	0.53m ³ /s以下
2.1m ³ /s以上 4.8m ³ /s未満	0.88m ³ /s以下
4.8m ³ /s以上 8.5m ³ /s未満	1.24m ³ /s以下
8.5m ³ /s以上 13.3m ³ /s未満	1.59m ³ /s以下
13.3m ³ /s以上 19.1m ³ /s未満	1.95m ³ /s以下
19.1m ³ /s以上 26.0m ³ /s未満	2.30m ³ /s以下
26.0m ³ /s以上 30.0m ³ /s未満	2.65m ³ /s以下

ただし、気象水象その他の状況により特に必要があると認める場合においては、流入量の時間的な増加割合を限度として放流量を決定することができる。

- 2 所長は、気象、水象その他の状況により特に必要があると認める場合には、前項の規定によらずに放流することができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

- 第9条 所長は、次の各号の一に該当する場合においては、規則第19条の規定により関係機関に対し通知するとともに、一般への周知を行うものとする。
- 一 常用洪水吐きからの自然放流により、下流に急激な水位の変動を生じると予想されるとき。
 - 二 水位が非常用洪水吐きを超えると予想されるとき。
 - 三 第8条第1項ただし書き及び第2項の規定によりやむを得ず放流を行い、下流に急激な水位の変動を生じると予想され

るとき。

四 環境改善のための放流を行うとき。

五 事前放流を行うとき。

六 その他特に必要と認めるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第10条 規則第19条に規定する通知すべき関係機関は、別表第1に掲げる機関とする。

2 規則第19条に規定する一般に周知させるため必要な措置は、第1警報局(ダムサイト)より第9警報局(三島橋下流)までの区間について行うものとする。

(放流に関する通知等の方法)

第11条 規則第19条に規定する放流に関する通知は、次の各号に定める方法により行うものとする。

一 関係機関に対する通知は、第9条に規定する放流等を開始する約1時間前に行うものとする。ただし、第9条の第2号に該当する場合のみ、加えて約3時間前に通知を行うものとする。

二 一般に周知させるための必要な措置は、別表第2に掲げる警報局及び警報車により次に定めるとおり行うものとする。ただし、気象、水象、その他の理由によっては、この限りではない。

イ 第9条第1号・第3号・第4号・第5号に規定する場合には、放流を開始する約30分前に行うものとする。

ロ 第9条第2号に規定する場合には、水位が非常用洪水吐きを超えると予想される約1時間前に行うものとする。

ハ サイレンもしくはスピーカー(擬似音によるもの)による吹鳴の方法は、次に定める方法によるものとする。

(1分)	(10秒)	(1分)	(10秒)	(1分)
吹鳴	休み	吹鳴	休み	吹鳴

3分20秒

(放流に関する通知等の内容)

第12条 前条第1項に規定する通知は、放流する日時のほか放流量又は、放流により上昇する下流の水位の見込みを示して行うものとする。

(ゲートの名称)

第13条 ゲートの名称は、次の各号のとおりとする。

一 ダム本体上流側にあり、選択取水を行うためのゲートを選択取水ゲート、環境改善と水位低下に用いるゲートをフラッシュゲート、底部取水を行うゲートを底部取水ゲートという。また、上流側取水ゲートの切り替えに用いるためのゲートを制水ゲートという。

二 ダム本体下流側にあり、放流を行うためのゲートを維持放流ゲート、フラッシュ放流ゲート、A水路放流ゲートという。

三 維持放流ゲートは、下流側にあるものから維持放流主ゲート及び維持放流副ゲートという。

四 フラッシュ放流ゲートは、下流側にあるものからフラッシュ放流主ゲート及びフラッシュ放流副ゲートという。

五 A水路放流ゲートは、下流側にあるものからA水路放流主ゲート及びA水路放流副ゲートという。

(維持放流主ゲートの操作)

第14条 維持放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

一 規則第15条、規則第17条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。

二 その他、必要があるとき。

(維持放流副ゲートの操作)

第15条 維持放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 規則第21条第2項の規定により維持放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。

二 その他、必要があるとき。

2 維持放流副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

(フラッシュ放流主ゲートの操作)

第16条 フラッシュ放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

一 規則第15条、規則第17条、規則第18条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。

二 その他、必要があるとき。

(フラッシュ放流副ゲートの操作)

第17条 フラッシュ放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 規則第21条第2項の規定によりフラッシュ放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。

二 その他、必要があるとき。

2 フラッシュ放流副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

(A水路放流主ゲートの操作)

第18条 A水路放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に閉塞しておくものとする。

一 規則第15条、規則第17条に該当する場合において、ダムから放流を行うとき。

二 その他、必要があるとき。

(A水路放流副ゲートの操作)

第19条 A水路放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き、常に全開しておくものとする。

一 規則第21条第2項の規定によりA水路放流主ゲートの点検又は整備を行う必要があるとき。

二 その他、必要があるとき。

2 A水路放流副ゲートは、常に全開又は全閉するものとし、半開の状態に置いてはならない。

(選択取水ゲートの操作)

第20条 選択取水ゲートは、河川環境の保全に配慮し、別に定める方法により操作するものとする。

ただし、気象、水象その他の状況により特に必要があると認められるときは、この限りではない。

(フラッシュゲートの操作)

第21条 フラッシュゲートは、放流設備及び底部取水ゲート並びに制水ゲートを全閉したのちに全開とする。

(底部取水ゲートの操作)

第22条 底部取水ゲートは、放流設備及びフラ

ッシュゲート並びに制水ゲートを全閉したのちに全開とする。

(制水ゲートの操作)

第23条 制水ゲートは、選択取水ゲートを用いる場合は全開とし、フラッシュゲートおよび底部取水ゲートを用いる場合は全閉とする。

(環境改善のための操作)

第24条 規則第18条の規定を適用して、環境改善のための操作を行う場合においては、あらかじめ所長の承認を受けて、保全する河川環境の内容、ダムからの放流に関する方法を定め、これにより操作しなければならない。

(計測、点検及び整備)

第25条 規則第21条第2項に規定する計測は、別に定める調査測定基準により、点検及び整備は、別に定める点検整備基準により行うものとする。

2 規則第21条第2項の点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

一 ダム本体及び貯水池

二 ゲート等

三 ゲート等を操作するため必要な機械及び器具

四 警報、通信連絡、観測等のために必要な設備及び器具

五 監視及び作業のために必要な車両、船舶

六 警報のために必要な車両

七 前各号に掲げるものの操作のために必要な資材及び電気設備

八 その他ダム管理上必要な施設等

3 所長は、前項の点検又は整備を行うため必要な基準を定めなければならない。

4 所長は、ダム地点に設置した地震計により観測された加速度が25ガル以上を観測したとき、又は大阪管区地方気象台により発表される震度階が4以上の地震が発生したときは、別に定めるところにより臨時の点検を行わなければならない。

(観測)

第26条 規則第22条に規定する観測は、第25条に定める調査測定基準により行うものとする。

(記録)

第27条 規則第23条の記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 ダム本体計測記録及び点検整備記録
- 二 ゲート等の操作記録及び点検整備記録
- 三 電気設備及び予備電源設備点検整備記録
- 四 車両、船舶点検整備記録
- 五 気象観測記録
- 六 水象観測記録
- 七 貯水池及び周辺観測記録
- 八 その他、特記すべき事項

(報告事項)

第28条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、速やかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一 規則第10条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第14条の規定によりこれを解除したとき。
- 二 規則第12条の規定により洪水調節を行ったとき。
- 三 ダム本体、付属設備、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 四 第25条第4項による地震が発生したとき及び臨時の点検を行ったとき。
- 五 貯水池において水質事故が発生したとき。
- 六 その他、必要があると認めるとき。

(管理年報の作成)

第29条 所長は、別に定めるところによりダム管理年報を作成しなければならない。

(検査)

第30条 所長は、別に定めるところにより必要に応じてダム本体、貯水池及びダムに係る施設等の検査を実施するものとする。

(雑則)

第31条 規則及びこの細則に定めるもののほか、規則及びこの細則の実施のため必要な手続きその他の要領は所長が定めることができる。

2 所長は、前項の要領を定め又は変更したときは知事に報告しなければならない。

附 則

この細則は、令和5年9月1日から適用する。

別表第1 関係機関（第4条、第5条、第10条関係）

通 報 先
近畿地方整備局 淀川河川事務所 流域治水課
近畿地方整備局 猪名川河川事務所 工務課
大阪府 政策企画部 危機管理室
大阪府 水防本部
大阪府 都市整備部 河川室
大阪府 都市整備部 西大阪治水事務所
茨木市 総務部 危機管理課
吹田市 総務部 危機管理室
摂津市 総務部 防災危機管理課
高槻市 危機管理室
大阪市 危機管理室
茨木警察署
吹田警察署
摂津警察署
高槻警察署
東淀川警察署
茨木市消防本部
吹田市消防本部
摂津市消防本部
高槻市消防本部
大阪市消防局
淀川右岸水防事務組合

別表第2（第11条関係）

局 名	用 途
第1警報局（ダムサイト）	サイレン＋スピーカ
第2警報局（桑原ふれあい広場）	スピーカ
第3警報局（桑原橋）	スピーカ
第4警報局（桑原橋下流）	スピーカ
第5警報局（長ヶ橋下）	スピーカ

流)	
第6警報局(是推橋下流)	スピーカ
第7警報局(宮之前東通学橋下流)	スピーカ
第8警報局(太田橋水位局)	スピーカ
第9警報局(三島橋下流)	スピーカ

65) 安威川ダム事前放流実施要領

(通則)

第1条 安威川ダムの事前放流の実施については、「安威川ダム操作規則」・「安威川ダム操作細則」に定めるほか、この要領に定めるところによる。

(事前放流の実施)

第2条 次に掲げるすべての条件に該当する場合、事前放流を実施するものとする。

ただし、気象、水象その他の状況によりやむを得ない場合は、これによらないことができる。

- (1) ダム上流域の予測雨量が基準降雨量である211ミリメートル/24時間以上であるとき。
 - (2) 安威川ダムの貯水位が、標高97.2メートル以上のとき。
 - (3) 事前放流開始時点において、太田橋地点及び千歳橋地点の水位が、水防団待機水位未満のとき。
- 2 事前放流による貯水位の低下は、原則として1日当たり1メートルを上限として実施するものとする。
- 3 第4条第3項の規定により事前放流を中止した後、第1項の条件に該当する場合も、事前放流を実施するものとする。

(目標水位)

第3条 事前放流を行う場合は、標高97.2メートルの貯水位を限度水位※として予測降雨量に応じた低下目標貯水位を設定し、事前放流を実施するものとする。

※洪水調節可能容量に対応した水位下限値

(中止)

第4条 事前放流を行っている場合において、流入量が洪水量に等しくなった場合には、事前放流操作を中止する。

- 2 事前放流を行っている場合において、洪水調節可能容量が確保された状態(ダムの貯水位が目標水位)になった場合は、事前放流操作を中止し、中止時の貯水位の維持に努めるものとする。
- 3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。
- 4 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要性が生じた場合、または、事前放流を継続する必要性がなくなったと認める場合には、その後の流水を貯留して貯水位が上昇するよう努めるものとする。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年9月1日から適用する。

66) 芦田川防潮水門及び排水機場の協定書

大阪府知事（以下「甲」という。）と高石市長（以下「乙」という。）は二級河川芦田川（高石市羽衣4丁目地先）に甲が設置した防潮水門及び排水機場並びにその他附帯施設（以下、「施設」という。）の管理について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、二級河川芦田川への高潮及び津波の流入の防止並びに水門閉鎖時の内水による水害を除去又は軽減するために、施設の管理を明確かつ適正に行いもって治水の効果を上げることを目的とする。

（管理の範囲）

第2条 管理の範囲は、別添図書に示す施設及び区域とする。

（維持操作の委託）

第3条 甲は、施設の維持操作を乙に委託し、乙は適正かつ善良な管理者の注意をもって施設を維持操作するものとする。

（報告の義務）

第4条 乙は施設の故障又は損傷箇所を発見し、第5条の工事を要するときは直ちに甲に報告しなければならない。

（工事の施行）

第5条 施設の改良工事及び大規模修繕については甲が施行するものとする。ただし、施設の軽微な修繕については乙が施行するものとする。

2. 前項の規定にかかわらずその原因が乙の責に帰すべき場合は乙が施行しなければならない。

（協議等）

第6条 前条の規定する工事の施行については、あらかじめ甲乙協議するものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があつて、あらかじめ協議することができないときはこの限りでない。

2. 前項ただし書の規定により工事を行った場合においてはその都度速やかに甲又は乙に通知するものとする。

（費用負担）

第7条 施設の管理に要する費用のうち乙が負担するものは、次の各号に掲げる場合とし、その他の費用は甲が負担するものとする。

(1) 第5条第1項ただし書及び同条第2項の規定により乙が負担すべき費用。

(2) 施設の維持操作及び管理に要する費用。
ただし、施設の定期点検整備並びに台風時及び異常潮位時における操作に関する費用は除く。

(3) 前号ただし書に規定する費用以外の職員に関する給与その他の費用。

（損害賠償）

第8条 施設の維持操作等が原因となって第三者に損害を与えた場合においてその原因が明らかに甲若しくは乙の故意又は過失による場合は、それぞれの原因者がその責を負い、何れかにより難しい場合、甲乙協議の上、定めるものとする。

（操作規程）

第9条 施設に係る操作規程は甲が定めるものとする。乙はその定めるところにより維持操作するものとする。

（管理記録等の保存）

第10条 甲及び乙は、それぞれに定められた施設の維持操作並びに工事に関する記録その他関係書類を整備保存するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この協定の有効期間は施行の日から1年間とする。

ただし、期間満了3カ月前までに甲又は乙から何らの意思表示のないときは、本協定と同一内容により順次一カ年更新されたものとみなす。

（雑則）

第12条 この協定書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上決定するものとする。

2. この協定の実施に関し必要な細目事項については、大阪府鳳土木事務所長と乙において協議の上定めるものとする。

附則

（施行期日）

この協定は、平成2年4月1日から施行する。
この協定は、平成25年1月7日から施行する。
この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成25年1月7日

甲 大阪府知事 松井一郎
乙 高石市長 阪口伸六

67) 王子川防潮水門及び附帯排水機の協定書

大阪府知事（以下「甲」という）と高石市長
（以下「乙」という）二級河川王子川（高石市
千代田）（泉大津市
助松町）に甲が設置した防潮水門及び
排水機場並びにその他附帯施設（以下「施設」
という）の管理について次のとおり協定を締結
する。

（目的）

第1条 この協定は、二級河川王子川への高潮
及び津波の流入の防止並びに水門閉鎖時の
内水による水害を除去又は軽減するために、
施設の管理を明確かつ適正に行いもって治
水の効果を上げることを目的とする。

（管理の範囲）

第2条 管理の範囲は、別添図書に示す施設及
び区域とする。

（維持操作の委託）

第3条 甲は、施設の維持操作を乙に委託し、
乙は適正かつ善良な管理者の注意をもって
施設を維持操作するものとする。

（報告の義務）

第4条 乙は施設の故障又は損傷箇所を発見
し、第5条の工事を要するときは直ちに甲に
報告しなければならない。

（工事の施行）

第5条 施設の改良工事及び大規模修繕につ
いては甲が施行するものとする。ただし、施
設の軽微な修繕については乙が施行するも
のとする。

2. 前項の規定にかかわらずその原因が乙の責
に帰すべき場合は乙が施行しなければならない。

（協議等）

第6条 前条に規定する工事の施行について
は、あらかじめ甲乙協議するものとする。た
だし、緊急やむを得ない事情があつて、あ
らかじめ協議することができないときはこの
限りでない。

2. 前項ただし書の規定により工事を行った場
合においてはその都度速やかに甲又は乙に
通知するものとする。

（費用負担）

第7条 施設の管理に要する費用のうち乙が
負担するものは、次の各号に掲げる場合とし、
その他の費用は甲が負担するものとする。

(1) 第5条第1項ただし書及び同条第2項の

規定により乙が負担すべき費用。

(2) 施設の維持操作及び管理に要する費用。

ただし、施設の定期点検整備並びに台
風時及び異常潮位時における操作に要す
る費用は除く。

(3) 前号ただし書に規定する費用以外の職員
に関する給与その他の費用。

（損害賠償）

第8条 施設の維持操作等が原因となって第
三者に損害を与えた場合においてその原因
が明らかに甲若しくは乙の故意又は過失に
よる場合は、それぞれの原因者がその責を負
い、何れかにより難しい場合、甲乙協議の上、
定めるものとする。

（操作規定）

第9条 施設に係る操作規定は甲が定めるも
のとする。乙はその定めるところにより維持
操作するものとする。

（管理記録等の保存）

第10条 甲及び乙は、それぞれに定められた施
設の維持操作並びに工事に関する記録その
他関係書類を整備保存するものとする。

（協定の有効期間）

第11条 この規定の有効期間は施行の日から
1年間とする。

ただし、期間満了3ヶ月前までに甲又は乙
から何らの意思表示のないときは、本協定と
同一内容により順次一ヶ年更新されたもの
とみなす。

（雑則）

第12条 この協定書に定めのない事項及び疑
義が生じたときはその都度甲乙協議の上決
定するものとする。

2. この協定の実施に関し必要な細目事項につ
いては、大阪府鳳土木事務所長と乙において
協議の上定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この協定は、昭和54年4月1日から施行する。
この協定は、平成25年1月7日から施行する。
この協定を証するため本書2通を作成し、甲
乙記名押印の上各1通を保有する。

平成25年1月7日

甲 大阪府知事 松井一郎

乙 高石市長 阪口伸六

68) 王子川防潮水門及び附帯排水機操作規程

(趣旨)

第1条 この規程は、二級河川王子川における高潮及び津波の流入の防止とこれに伴う内水の排除を目的として高石千代田地先及び泉大津市助松町地先に設置した王子川防潮水門及び附帯排水機（以下「水門」等）という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。
(操作者)

第2条 水門等の操作は、河川管理者大阪府知事（以下「河川管理者」という。）から施設の維持並びに操作を委託された高石市長（以下「市長」という。）が行うものとする。
(用語の定義)

第3条 この操作規程において「機側操作」とは、水門に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、高石市役所庁舎内の操作盤において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。
(操作の基本方針)

第4条 水門の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。
(高潮及び異常潮位のおそれがある時の閉門及び排水)

第5条 閉門は、気象庁が高石市に高潮注意報等（高潮注意報、高潮警報のいずれの場合も含む。以下同じ。）を発表し、王子川水門観測所地点での水門外水位が大阪湾最低潮位上2.2メートルを超え、さらに上昇のおそれがある場合、又は異常潮位により王子川水門観測所地点での水門外水位が大阪湾最低潮位上2.5メートルを超えることが予測される場合、河川管理者の指令に基づいて行う。ただし、緊急の必要のあるときは、市長の判断により行うことができる。

2. 排水は、閉門の完了後内水位の上昇により洪水のおそれがあると市長が判断したときに行う。

(閉門及び排水の方法)

第6条 閉門及び排水は次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通報	閉門の指令を受けたとき若しくは緊急の場合において

		市長が閉門を必要と判断したとき又は市長が排水を必要と判断したとき、市長は直ちにその旨を泉大津市長及び和泉市長に通報する。
2	水門の閉鎖又は排水	閉門の指令を受けたとき又は緊急の場合において市長が閉門を必要と判断したときは、水門の門扉を閉鎖し、市長が排水を必要と判断したときは、附帯排水機を運転する。
3	通報	市長は、水門の閉鎖完了後又は附帯排水機の運転開始後、直ちにその旨を河川管理者、泉大津市長及び和泉市長に通報する。

(開門及び排水停止)

第7条 開門は、水門の外水位が大阪湾最低潮位上2.2メートル未満又は水門の外水位が内水位より低くなり、高潮注意報等が解除されたとき、河川管理者の指令に基づいて行う。
2. 排水の停止は、開門したとき又は内水位が大阪湾最低潮位上2.2メートルより上昇しないと判断したときに行う。

(開門及び排水停止の方法)

第8条 開門及び排水の停止は次の方法により行う。

順位	区分	内容
1	通報	開門の指令を受けたとき又は市長が排水の停止を必要と判断したとき、市長は直ちにその旨を泉大津市長及び和泉市長に通報する。
2	水門の開放又は排水の停止	開門の指令を受けたときは、水門の門扉を開放し、市長が排水の停止を必要と判断したときは、附帯排水機を停止する。
3	通報	市長は、水門の開放又は排水の停止が完了後、直ちにその旨を河川管理者、泉大津市長及び和泉市長に通報する。

(津波のおそれがある時の閉門)

第9条 市長は、気象庁が大阪府に津波注意報等（津波注意報、津波警報及び大津波警報のいずれの場合も含む。以下同じ。）を発表し

たときは、これをもって河川管理者の閉門指令に代えるものとし、機側操作により閉門を行い、機側操作員に速やかに市が指定する広域避難地もしくは津波避難ビルに退避するよう指示するものとする。

また、機側操作員は、津波到達までに水門を閉鎖し避難することが困難と判断される場合は、自らの判断により退避し、退避完了後、市長へ安全確保の報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定の結果、水門が全閉されていない場合には、遠隔操作により水門を全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、津波注意報等が解除された場合には、周辺の状況等を確認した上で、前条に準じた操作により開門を行うものとする。

(平水時における操作の方法)

第10条 市長は、王子川水門地点の潮位が大阪湾最低潮位上2.2メートル未満のときは、水門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第11条 市長は、事故その他やむを得ない事情があるときは、必要の限度において前5条及び前9条に規定する以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作上の注意)

第12条 市長は、水門等の操作を行うときは、水門内外の水位に急激な変動を与えないよう注意するとともに、付近航行の船舶等に対する影響について注意しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第13条 市長は、高潮及び津波のおそれがあるときは、水門等の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、河川管理者と緊密な連絡をとるとともに、水門等の操作に必要な機械、器具等の点検整備及び予備電源設備の試運転その他水門等の操作に必要な措置を講じるものとする。

(点検及び整備)

第14条 市長は、毎月1回以上、水門等を操作して、その点検及び整備を行い、大阪府鳳土木事務所長にその結果を報告するものとする。

(操作の記録等)

第15条 市長は、水門等の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するも

のとする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門等の操作の理由
- (3) 水門等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻

- (4) その他特記すべき事項

(警戒体制の実施)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 高石市において高潮注意報等が発表されたとき
- (2) 大阪府において津波注意報等が発表されたとき
- (3) その他高潮、津波が発生するおそれがあるとき

(警戒体制における措置)

第17条 市長は、警戒体制において、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 水門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 水門及び水門を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。
- (4) その他水門の管理上必要な措置

(警戒体制の解除)

第18条 市長は、高潮、津波が終わったとき、または高潮、津波に至ることがなく、高潮、津波が発生するおそれなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

(細則)

第19条 この操作規程に定めるもののほか、水門等の操作に必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規程は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

69) 芦田川防潮水門及び附帯排水機操作規程

第1条 この規程は、二級河川芦田川における高潮及び津波の流入の防止とこれに伴う内水の排除を目的として、高石市羽衣4丁目地先に設置した芦田川防潮水門及び附帯排水機（以下「水門等」という。）の操作について必要な事項を定めるものとする。

(操作者)

第2条 水門等の操作は、河川管理者大阪府知事（以下「河川管理者」という。）から施設の維持並びに操作を委託された高石市長（以下「市長」という。）が行うものとする。

(用語の定義)

第3条 この操作規程において「機側操作」とは、水門に設置した操作室において、河川や河川利用、背後地の状況等を目視で確認しながら行う操作をいい、「遠隔操作」とは、高石市役所庁舎内の操作盤において、カメラ映像や水位計のデータ等を確認しながら行う操作をいう。

(操作の基本方針)

第4条 水門の操作は、機側操作を主たる操作方法とする。

(高潮及び異常潮位のおそれがある時の閉門及び排水)

第5条 閉門は、気象庁が高石市に高潮注意報等（高潮注意報、高潮警報のいずれの場合も含む。以下同じ。）を発表し、芦田川水門観測所地点での水門外水位が大阪湾最低潮位上2.2メートルを超え、さらに上昇のおそれがある場合、又は異常潮位により芦田川水門観測所地点での水門外水位が大阪湾最低潮位上2.5メートルを超えることが予測される場合、河川管理者の指令に基づいて行う。ただし、緊急の必要のあるときは、市長の判断により行うことができる。

2 排水は、閉門の完了後、内水位の上昇により洪水のおそれがあると市長が判断したときに行う。

(閉門及び排水の方法)

第6条 閉門及び排水は次の方法により行う。

区分	内容
水門の閉鎖又は排水	閉門の指令を受けたとき、又は緊急の場合において市長が閉門を必要と判断したときは、水門の門扉を閉鎖し、市長が排水を必要と判断したときは、附帯排水機を運転する。

(開門及び排水停止)

第7条 開門は、水門の外水位が大阪湾最低潮

位上2.2メートル未満又は水門の外水位が内水位より低くなり、高潮注意報等が解除されたとき、河川管理者の指令に基づいて行う。

2 排水の停止は、開門したとき又は内水位が大阪湾最低潮位上2.2メートルより上昇しないと判断したときに行う。

(開門及び排水停止の方法)

第8条 開門及び排水の停止は次の方法により行う。

区分	内容
水門の開放又は排水の停止	開門の指令を受けたときは、水門の門扉を開放し、市長が排水の停止を必要と判断したときは、附帯排水機を停止する。

(津波のおそれがある時の閉門)

第9条 市長は、気象庁が大阪府に津波注意報等（津波注意報、津波警報及び大津波警報のいずれの場合も含む。以下同じ。）を発表したときは、これをもって河川管理者の閉門指令に代えるものとし、機側操作により閉門を行い、機側操作員に速やかに市が指定する広域避難地もしくは津波避難ビルに退避するよう指示するものとする。

また、機側操作員は、津波到達までに水門を閉鎖し避難することが困難と判断される場合は、自らの判断により退避し、退避完了後、市長へ安全確保の報告を行うものとする。

2 市長は、前項の規定の結果、水門が全閉されていない場合には、遠隔操作により水門を全閉するものとする。遠隔操作にあたっては、カメラ映像等による周辺の状況の確認や放送等の手段による警告等、必要な措置を講ずるものとする。

3 市長は、津波注意報等が解除された場合には、周辺の状況等を確認した上で、前条に準じた操作により開門を行うものとする。

(平水時における操作の方法)

第10条 市長は、芦田川水門地点の潮位が大阪湾最低潮位上2.2メートル未満のときは、水門を全開しておくものとする。

(操作方法の特例)

第11条 市長は、事故その他やむを得ない事情が

あるときは、必要の限度において前5条及び前9条に規定する以外の方法により水門を操作することができるものとする。

(操作上の注意)

第12条 市長は、水門等の操作を行うときは、水門内外の水位に急激な変動を与えないよう注意するとともに、付近航行の船舶等に対する影響について注意しなければならない。

(気象及び水象の観測等)

第13条 市長は、高潮及び津波のおそれがあるときは、水門等の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、河川管理者と緊密な連絡をとるとともに、水門等の操作に必要な機械、器具等の点検整備及び予備電源設備の試運転その他水門等の操作に必要な措置を講じるものとする。

(点検及び整備)

第14条 市長は、毎月1回以上、水門等を操作して、その点検及び整備を行い、大阪府鳳土木事務所長にその結果を報告するものとする。

(操作の記録等)

第15条 市長は、水門等の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録し、保存するものとする。

- (1) 気象及び水象の状況
- (2) 水門等の操作の理由
- (3) 水門等の操作の開始及び終了の年月日及び時刻
- (4) その他特記すべき事項

(警戒体制の実施)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに警戒体制に入るものとする。

- (1) 高石市において高潮注意報等が発表されたとき
- (2) 大阪府において津波注意報等が発表されたとき
- (3) その他高潮、津波が発生するおそれがあるとき

(警戒体制における措置)

第17条 市長は、警戒体制において、次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 水門を適切に操作することができる要員等必要な体制を確保すること。
- (2) 水門及び水門を操作するため必要な機械、器具等の点検及び整備を行うこと。
- (3) 水門の管理上必要な気象及び水象の観

測、関係機関との連絡並びに情報の収集を密にすること。

- (4) その他水門の管理上必要な措置
(警戒体制の解除)

第18条 市長は、高潮、津波が終わったとき、または高潮、津波に至ることがなく、高潮、津波が発生するおそれがなくなったときは、警戒体制を解除するものとする。

(細則)

第19条 この操作規程に定めるもののほか、水門等の操作に必要な事項は、市長が定める。

附則

この規程は、平成二十四年十二月二十八日から施行する。

70) 東羽衣調節池 操作要領

(目的)

第1条 この要領は、河川法第14条の規定に基づき、二級河川芦田川東羽衣調節池（以下「調節池」という。）の適切な治水機能の確保に向け、一時的に貯留した雨水を迅速かつ確実に排水するため、二級河川芦田川に設置した雨水調節池の排水ポンプ施設（以下「施設」という。）の操作について、必要な事項を定める。

(施設の操作権者)

第2条 施設の操作は、大阪府鳳土木事務所長（以下「所長」という。）が行う。

(施設の運転)

第3条 所長は、調節池に雨水が貯留し、次の各号に該当するとき、施設の運転を行い排水する。

- (1) 芦田川水位観測局「加茂」の水位が0.5mを下回り、且つ、水位が下降すると判断したとき。
- (2) その他、所長が必要と認めたとき。

(施設の運転停止)

第4条 所長は、次の各号に該当する場合、施設の運転を停止する。

- (1) 調節池の排水が完了したとき。
- (2) 芦田川水位観測局「加茂」の水位が0.5m

を上回り、且つ、水位が上昇すると判断したとき。

(3) その他、所長が必要と認めたとき。

(点検及び整備)

第5条 所長は、施設を操作するために必要な機械・器具の点検及び整備を行い、これらを常に良好な状態に保つものとする。

(操作の記録等)

第6条 所長は、施設を操作した場合には、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

(1) 施設操作の開始・停止及び排水完了の年月日と時刻。

(2) その他、水位計の記録等、特記すべき事項。

(付則)

この要領は、平成26年6月1日から施行する。

大阪府鳳土木事務所長

71) 王子川小高石橋門扉操作協定書

二級河川王子川小高石橋に堤防の一部として設置した門扉（以下「門扉」という。）の開閉操作に関して、その管理者である大阪府鳳土木事務所長（以下「甲」という。）と操作者である高石市長（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

協 定 事 項

- 1 門扉の日常管理は、乙が行う。
- 2 高潮、津波及び洪水時の門扉の操作は、乙の定める地域防災計画並びに操作要領（以下「地域防災計画等」という。）により行うものとする。
- 3 乙は、門扉を開閉したときは直ちにその旨を甲に報告するものとする。
- 4 乙は、門扉の開閉を確実にを行うため、あらかじめ操作員を指定し、その名簿を作成の上、

甲に報告するとともに、門扉の操作について、操作員に十分習熟させておくものとする。

5 乙は、地域防災計画等及び操作員の名簿を変更したときは、速やかに甲に必要な書面を提出して報告するものとする。

6 甲は、門扉の維持管理を適切に行うため、毎年計画に基づき点検整備を行うものとし、その際、乙の立会及び門扉操作を求めることができるものとする。

7 甲は、門扉に異常を認めたときは直ちに修理を行うものとする。ただし、門扉の操作による損傷など乙の責めに帰するときは乙が修理するものとする。

8 門扉の修理等については、あらかじめ甲乙協議して施工するものとする。ただし、緊急を要しあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

9 この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年 9月 1日

甲 大阪府鳳土木事務所長 山口 耕市

乙 高石市長 阪口 伸六

72) 新川排水機場操作管理協定書

海岸管理者大阪府知事（以下「甲」という。）と泉大津市長（以下「乙」という。）とは泉大津市菅原町に設置した新川排水機場（以下「施設」という。）の操作管理について、次のとおり協定する。

(操作権者)

第1条 施設の操作は乙が別に命ずる排水施設主任技術者が行う。

(操 作)

第2条 操作は高潮時に樋門の閉門により氾濫制限水位（OP+2m35）を越えるおそれのあるとき、乙の定める水防計画に基づいて行う。

2. 排水の停止は樋門を開門したとき、または

内水位がOP + 2m35より上昇しないと予想されるとき行う。

3. 乙は第1項の規定のほか特に異状が認められ内水位が急激に上昇した場合は、乙の定める水防計画に基づいて施設を操作することができる。

(施設の整備点検)

第3条 乙は、施設を常に円滑に操作できるように保持するものとし、毎月1回甲にその結果を報告するものとする。

(施設の維持管理)

第4条 施設の操作に伴う費用(人件費、電気、水道、油代等)は乙の負担とする。

2. 施設に異常を認めるときは、乙は甲にすみやかに連絡するものとし、甲が修理を行う。ただし、操作によって生じた損傷であって、乙の責任に帰する場合は乙が修理する。

(疑義の決定等)

第5条 この協定書に定めのない事項および協定書に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和47年9月12日

甲 大阪市東区大手前之町
大阪府知事 黒田 了一
乙 泉大津市東雲町9番12号
泉大津市長 茶谷 徳松

3. 乙は第1項の規定のほか特に異状が認められ内水位が急激に上昇した場合は、乙の定める水防計画に基づいて施設を操作することができる。

(施設の整備点検)

第3条 乙は、施設を常に円滑に操作できるように保持するものとし、毎月1回甲にその結果を報告するものとする。

(施設の維持管理)

第4条 施設の操作に伴う費用(人件費、電気、水道、油代等)は乙の負担とする。

2. 施設に異常を認めるときは、乙は甲にすみやかに連絡するものとし、甲が修理を行う。ただし、操作によって生じた損傷であって、乙の責任に帰する場合は乙が修理する。

(疑義の決定等)

第5条 この協定書に定めのない事項および協定書に疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和47年9月12日

甲 大阪市東区大手前之町
大阪府知事 黒田 了一
乙 泉大津市東雲町9番12号
泉大津市長 茶谷 徳松

74) 八軒川排水機場操作協定書

73) 堅川・緑川排水機場操作管理協定書

海岸管理者大阪府知事(以下「甲」という。)と泉大津市長(以下「乙」という。)とは泉大津市小松町に設置した堅川・緑川排水機場(以下「施設」という。)の操作管理について、次のとおり協定する。

(操作権者)

第1条 施設の操作は乙が別に命ずる排水施設主任技術者が行う。

(操作)

第2条 操作は高潮時に樋門の閉門により氾濫制限水位(OP + 2m25)を越えるおそれのあるとき、乙の定める水防計画に基づいて行う。

2. 排水の停止は樋門を開門したとき、または内水位が(OP + 2m25)より上昇しないと予想される時行う。

大阪府港湾局長(以下「甲」という。)と泉大津市長(以下「乙」という。)とは、甲が設置した八軒川排水機場(以下「施設」という。)の操作及び管理について次のとおり協定を締結する。

(施設位置等)

第1条 この協定の対象となる施設の位置等は、別添調書のとおりとする。

(操作者)

第2条 施設の操作は乙が行う。

(操作基準)

第3条 操作は高潮時に樋門の閉門により、氾濫内水位(OP + 1.85m)を越えるおそれのあるとき、乙の定める水防計画に基づいて行う。

2. 排水の停止は樋門を開門した時または内水位がOP + 1.85mより上昇しないと予想されるとき行う。

3. 乙は第1項の規定のほか特に異常が認められ内水位が急激に上昇した場合は、乙の定める水防計画に基づいて施設を操作することができる。

(施設の整備点検)

第4条 乙は、施設を常に円滑に操作できるよう保持するものとし、毎月1回甲にその結果を報告するものとする。

(施設の維持管理)

第5条 施設の操作に伴う費用(人件費、電気・水道・油代等)は乙の負担とする。

2. 乙は、施設の損壊等異常を認めた時はすみやかに甲に報告するものとし、修理は甲が行う。但し、操作によって生じた損傷であって、乙の責任に帰する場合は乙が修理する。

(主任者の届出)

第6条 乙は、第2条の規定による操作を行う主任者(以下「主任者」という。)を定め、その氏名及び連絡先を甲に届出なければならない。主任者に変更があったときも同様とする。

(疑義の決定等)

第7条 この協定書に定めのない事項および協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、記名押印の上各1通を保有する。

平成7年5月31日

甲 大阪府港湾局長 山本 巖
乙 泉大津市長 茶谷 輝和

75) 大阪府海岸保全施設操作規則

(趣旨)

第一条 この規則は、海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第十四条の二第一項の規定に基づき、知事が管理する海岸保全施設のうち操作施設の操作等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則の用語の意義は、海岸法の定めるところによる。

(操作施設)

第三条 操作施設は、別表のとおりとする。

(操作施設の操作の基準等)

第四条 操作施設の操作に従事する者(以下「操作従事者」という。)は、次に掲げる場合には、操作施設の閉鎖のための態勢を執るものとする。

一 操作施設の所在する市町の区域で震度四以上の地震が観測されたとき。

二 操作施設の所在する市町の区域を対象とする津波注意報、津波警報又は津波特別警報が発せられたとき。

三 操作施設の所在する市町の区域を対象とする高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、知事が海水の侵入による被害の発生を防止する必要があると認めるとき。

2 操作従事者は、前項第二号に掲げる場合にあっては水防警報(水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第二条第八項に規定する水防警報をいう。以下同じ。)が発せられる前であっても直ちに、前項第三号及び第四号に掲げる場合にあっては水防警報の指示に基づき、操作施設を閉鎖するものとする。

3 次に掲げる場合には、操作施設の閉鎖のための態勢を解除するものとする。

一 地震の観測後、津波が発生しないことが気象庁から発表されたとき。

二 操作施設の所在する市町の区域を対象とする津波注意報、津波警報又は津波特別警報が解除されたとき。

三 操作施設の所在する市町の区域を対象とする高潮注意報又は高潮警報が解除されたとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、操作施設の開門によっては海水の侵入による被害が発生しないと認められるとき。

4 前項第二号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するときは、知事は、操作従事者に対して同項の規定による解除の指示を行うための水防警報をするものとする。

5 操作施設ごとの第一項第二号及び第三号並びに第三項第二号及び第三号に掲げる場合に係る操作の基準並びに操作施設ごとの操作に係る責任者は、別表に定めるとおりとする。

6 水防法第二条第三項に規定する水防管理者が操作施設の操作を行う場合は、当該水防管理者が定める同条第六項に規定する水防計画又は操作に関する要領に基づき行うものとする。

(操作施設の操作の方法)

第五条 操作施設の操作の方法は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 操作を遠隔操作により行う操作施設機器により、操作施設の閉鎖又は開門が安全かつ確実にに行われていることを確認しながら操作する。

二 操作を遠隔操作以外の方法により行う操作施設 操作施設ごとに定められた操作に関する説明書に基づき操作する。

2 操作従事者は、操作を完了したときは、直ちに知事に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(操作従事者の安全の確保)

第六条 操作従事者は、津波注意報、津波警報又は津波特別警報が発せられた場合には、気象庁の発表する津波が到達すると予想される時刻、退避に要する時間等を勘案した退避すべき時刻を経過する前に、操作施設の閉鎖のための態勢を解除し、又は操作施設の閉鎖を完了し、若しくは中止し、安全な場所に退避するものとする。

2 前項に定めるもののほか、操作従事者は、自己の安全が確保されないと判断する場合は、操作施設の閉鎖又は開門を中止し、安全な場所に退避するものとする。

(操作施設の操作の訓練)

第七条 操作施設の操作の訓練は、毎年一回以上行うものとする。

2 前項の訓練は、操作従事者が参加したものでなければならない。

(操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持)

第八条 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検は、毎年一回以上行うものとする。

2 前項の点検の結果、津波、高潮等の被害の防止又は操作従事者の安全の確保のために必要があると認める場合は、操作施設の維持、修繕、改築その他の管理のための工事を行うとともに、当該点検及び工事の記録を保管するものとする。

(操作施設の操作の際にとるべき措置)

第九条 操作施設の操作の際には、当該操作施設の付近を通行し、又は航行する車両、船舶等の安全を確保するため、警報音の鳴動、動作状況の監視その他の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第十条 この規則に定めるもののほか、操作施設の管理上必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年規則第一五号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年規則第二七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和二年規則第二七号)

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和三年規則第二七号)

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

別表(第三条、第四条関係)

(平二九規則一五・令元規則二七・令二規則二七・令三規則二七・一部改正)

項	操作施設 の名称	所在地	操作の基準	操作に係る責任者
---	-------------	-----	-------	----------

一	堺第一号水門（古川）	堺市堺区神南辺町四丁	<p>1 堺市の区域を対象として、津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。</p> <p>2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれなくなったときは、操作施設を開門する。</p>	堺市長	十三	忠岡第二一二号陸開	泉北郡忠岡町新浜一丁目	<p>報又は高潮警報が発せられたとき、十三の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、十四の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。</p> <p>2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれなくなったときは、操作施設を開門する。</p>	
二	堺第二号水門（堅川）	堺市堺区戎島町五丁			十四	忠岡第三号陸開	泉北郡忠岡町新浜一丁目		
三	削除				十五	忠岡第四号陸開	泉北郡忠岡町新浜一丁目		
四	削除								
五	削除								
六	泉大津第四号水門（新川）	泉大津市菅原町	<p>1 泉大津市の区域を対象として、六の項から九の項までに掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、十の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、十九の項に掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、十八の項、二十一の項から二十七の項まで、三十五の項及び三十六の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、三十四の項に掲げる操作施設にあつては津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を開門する。</p>	泉大津市長	十六	岸和田第二号水門（貯木場南）	岸和田市木材町	<p>1 岸和田市の区域を対象として、十六の項、十七の項、二十の項及び二十八の項から三十三の項までに掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、十九の項に掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、十八の項、二十一の項から二十七の項まで、三十五の項及び三十六の項に掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、三十四の項に掲げる操作施設にあつては津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を開門する。</p>	知事
七	泉大津第二号樋門（緑川）	泉大津市松之浜二丁目			十七	岸和田第一百号水門（岸和田）	岸和田市臨海町		
八	泉大津第三号樋門（堅川）	泉大津市小松町			十八	岸和田第一号水門（天の川）	岸和田市磯上町三丁目		
九	泉大津第十号樋門（八軒川）	泉大津市なぎさ町			十九	岸和田第三号樋門（旧天の川）	岸和田市新港町		
十	泉大津市民会館横陸開	泉大津市小松町			二十	岸和田第八一四号樋門	岸和田市臨海町		
					二十一	岸和田第一一二号陸開	岸和田市磯上町三丁目		
					二十二	岸和田第一一三号陸開	岸和田市磯上町三丁目		
					二十三	岸和田第三一二号陸開	岸和田市春木大国町		
十一	忠岡第五号水門（貯木場北）	泉北郡忠岡町新浜一丁目			二十四	岸和田第六一一号陸開	岸和田市新港町		
十二	忠岡第一号陸開	泉北郡忠岡町新浜一丁目			二十五	岸和田第六一二号陸開	岸和田市新港町		
			二十六	岸和田第六一三号陸開	岸和田市新港町				
						岸和田市長			

二十七	岸和田第六一四号陸閘	岸和田市新港町	施設を閉鎖する。 2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれが無くなったときは、操作施設を開門する。		四十六	貝塚第十八号樋門	貝塚市澤	鎖する。 2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれが無くなったときは、操作施設を開門する。					
二十八	岸和田第七一七号陸閘	岸和田市臨海町			四十七	貝塚第十九号樋門	貝塚市澤						
二十九	岸和田第七一八号陸閘	岸和田市臨海町			四十八	貝塚第二十号樋門	貝塚市澤						
三十	岸和田第七一四号陸閘	岸和田市臨海町			四十九	貝塚第二十三号樋門	貝塚市澤						
三十一	岸和田第七一六号陸閘	岸和田市臨海町			五十	貝塚第五一四号陸閘	貝塚市港						
三十二	岸和田第七一十号陸閘	岸和田市臨海町			五十一	貝塚第十七号陸閘	貝塚市澤						
三十三	岸和田第七一十一号陸閘	岸和田市臨海町			五十二	貝塚第二十二号陸閘	貝塚市澤						
三十四	岸和田第八号陸閘	岸和田市臨海町			五十三	貝塚第二十四号陸閘	貝塚市澤						
三十五	岸和田第八一二号陸閘	岸和田市臨海町			五十四	貝塚第二十五号陸閘	貝塚市澤						
三十六	岸和田第八一三号陸閘	岸和田市臨海町											
三十七	貝塚第三号水門(北境川)	貝塚市堀三丁目			1 貝塚市の区域を対象として、三十七の項から四十九の項まで、五十三の項及び五十四の項に掲げる操作施設にあっては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、五十一の項及び五十二の項に掲げる操作施設にあっては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、五十の項に掲げる操作施設にあっては、津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、五十七の項から五十九の項までに掲げる操作施設にあっては津波	貝塚市長	五十五			泉佐野第三一—号陸閘	泉佐野市新町二丁目	1 泉佐野市の区域を対象として津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。 2 1の警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれが無くなったときは、操作施設を開門する。	泉佐野市長
三十八	貝塚第十号水門(見落川)	貝塚市脇浜三丁目					五十六			田尻第五号水門(田尻川)	泉南郡田尻町嘉祥寺	1 泉南郡田尻町の区域を対象として、五十六の項に掲げる操作施設にあっては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、五十七の項から五十九の項までに掲げる操作施設にあっては津波	田尻町長
三十九	貝塚第三一—二号樋門	貝塚市港					五十七			田尻第三一—号陸閘	泉南郡田尻町嘉祥寺		
四十	貝塚第五一—二号樋門	貝塚市港					五十八			田尻第三一—二号陸閘	泉南郡田尻町嘉祥寺		
四十一	貝塚第五一—三号樋門	貝塚市港											
四十二	貝塚第六号樋門(難波川)	貝塚市西町											
四十三	貝塚第七号樋門(吉原川)	貝塚市南町											
四十四	貝塚第八号樋門(清水川)	貝塚市南町											
四十五	貝塚第十六号樋門(三味川)	貝塚市脇浜三丁目											

五十九	田尻第四号陸閘	泉南郡田尻町嘉祥寺	警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。 2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれがなくなったときは、操作施設を開門する。		七十三	阪南第十六号樋門(新川)	阪南市新町	<p>報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、七十七の項及び九十九の項から百一の項までに掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。</p> <p>2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれがなくなったときは、操作施設を開門する。</p>
六十	泉南第五号水門(紺谷川)	泉南市岡田五丁目	<p>1 泉南市の区域を対象として、六十の項、六十一の項及び六十七の項に掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、六十二の項から六十六の項までに掲げる操作施設にあつては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。</p> <p>2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれがなくなったときは、操作施設を開門する。</p>	泉南市長	七十四	阪南第二十一号樋門(佐智川)	阪南市鳥取	
六十一	泉南第二号樋門	泉南市岡田六丁目			七十五	阪南第二号陸閘	阪南市尾崎町六丁目	
六十二	泉南第三号陸閘	泉南市岡田六丁目			七十六	阪南第二一二号陸閘	阪南市尾崎町四丁目	
六十三	泉南第四号陸閘	泉南市岡田六丁目			七十七	阪南第三号陸閘	阪南市尾崎町四丁目	
六十四	泉南第六号陸閘	泉南市岡田五丁目			七十八	阪南第五一二号陸閘	阪南市尾崎町三丁目	
六十五	泉南第七号陸閘	泉南市岡田五丁目			七十九	阪南第五一三号陸閘	阪南市尾崎町	
六十六	泉南第九号陸閘	泉南市岡田五丁目			八十	阪南第六号陸閘	阪南市尾崎町	
六十七	泉南第十号陸閘	泉南市岡田五丁目			八十一	阪南第八一二号陸閘	阪南市尾崎町一丁目	
六十八	阪南第一号樋門(車屋川)	阪南市尾崎町六丁目			八十二	阪南第九号陸閘	阪南市尾崎町一丁目	
六十九	阪南第四号樋門	阪南市尾崎町四丁目			八十三	阪南第十二号陸閘	阪南市尾崎町一丁目	
七十	阪南第八号樋門	阪南市尾崎町二丁目			八十四	阪南第十二一二号陸閘	阪南市尾崎町一丁目	
七十一	阪南第十一号樋門(海老野川)	阪南市尾崎町一丁目			八十五	阪南第十四一二号陸閘	阪南市新町	
七十二	阪南第十四号樋門(とくさ川)	阪南市新町			八十六	阪南第十五号陸閘	阪南市新町	
			1 阪南市の区域を対象として、六十八の項から七十四の項まで、七十八の項及び九十八の項に掲げる操作施設にあつては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、七十五の項、七十六の項及び七十九の項から九十七の項までに掲げる操作施設にあつては津波警	阪南市長	八十七	阪南第十八号陸閘	阪南市鳥取	
					八十八	阪南第十九一号陸閘	阪南市鳥取	
					八十九	阪南第二十二号陸閘	阪南市鳥取	
					九十	阪南第二十四号陸閘	阪南市鳥取	
					九十一	阪南第二十九号陸閘	阪南市箱作	

九十二	阪南第三十号陸閘	阪南市箱作
九十三	阪南第三十五号陸閘	阪南市箱作
九十四	阪南第三十六号陸閘	阪南市箱作
九十五	阪南第三十六—一号陸閘	阪南市箱作
九十六	阪南第三十六—二号陸閘	阪南市箱作
九十七	阪南第三十七号陸閘	阪南市箱作
九十八	阪南第四十号陸閘	阪南市箱作
九十九	阪南第四十一号陸閘	阪南市箱作
百	阪南第四十二号陸閘	阪南市箱作
百一	阪南第四十四号陸閘	阪南市箱作
百二	岬第八十七号水門(谷川港)	泉南郡岬町多奈川谷川
百三	岬第一号樋門(九操川)	泉南郡岬町淡輪
百四	岬第二十五号樋門	泉南郡岬町淡輪
百五	岬第四十号樋門	泉南郡岬町淡輪
百六	岬第四十二号樋門	泉南郡岬町深日
百七	岬第四十五号樋門	泉南郡岬町深日
百八	岬第六十四号樋門	泉南郡岬町深日
百九	岬第六十七号樋門	泉南郡岬町深日
百十	岬第七十号樋門	泉南郡岬町深日
百十一	岬第七十八号樋門(朝日川)	泉南郡岬町深日
百十二	岬第七十八—二号樋門(小田平川)	泉南郡岬町多奈川谷川

1 泉南郡岬町の区域を対象として、百二の項、百四の項から百十三の項まで、百十六の項から百十八の項まで、百四十八の項、百五十一の項から百五十八の項まで及び百七十六の項に掲げる操作施設にあっては津波注意報、津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、百三の項、百四十九の項、百五十四の項及び百七十三の項に掲げる操作施設にあっては津波警報、津波特別警報、高潮注意報又は高潮警報

岬町長

百十三	岬第七十九号樋門	泉南郡岬町多奈川谷川
百十四	岬第八十六号樋門	泉南郡岬町多奈川谷川
百十五	岬第八十九号樋門	泉南郡岬町多奈川谷川
百十六	岬第九十号樋門(堀上川)	泉南郡岬町多奈川谷川
百十七	岬第九十二号樋門(新浜川)	泉南郡岬町多奈川谷川
百十八	岬第九十三号樋門(古港)	泉南郡岬町多奈川谷川
百十九	岬第五号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十	岬第六号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十一	岬第七号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十二	岬第八号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十三	岬第九号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十四	岬第十号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十五	岬第十一号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十六	岬第十二号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十七	岬第十三号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十八	岬第十四号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百二十九	岬第十五号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十	岬第十六号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十一	岬第十七号陸閘	泉南郡岬町淡輪

が発せられたとき、百十四の項及び百十五の項に掲げる操作施設にあっては高潮注意報又は高潮警報が発せられたとき、百十九の項から百四十七の項まで、百五十九の項から百六十三の項まで、百六十五の項から百七十二の項まで、百七十五の項及び百七十七の項から百八十一の項までに掲げる操作施設にあっては津波警報、津波特別警報又は高潮警報が発せられたとき、百七十四の項に掲げる操作施設にあっては高潮警報が発せられたときは、操作施設を閉鎖する。

2 1の注意報若しくは警報が解除されたとき又は津波若しくは高潮の発生のおそれがなくなったときは、操作施設を開門する。

百三十二	岬第十八号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十三	岬第十九号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十四	岬第二十号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十五	岬第二十三号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十六	岬第二十四号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十七	岬第二十六号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十八	岬第二十九号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百三十九	岬第三十号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十	岬第三十一号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十一	岬第三十二号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十二	岬第三十三号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十三	岬第三十四号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十四	岬第三十五号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十五	岬第三十七号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十六	岬第四十一号陸閘	泉南郡岬町淡輪
百四十七	岬第四十一—二号陸閘	泉南郡岬町深日
百四十八	岬第四十三号陸閘	泉南郡岬町深日
百四十九	岬第四十六号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十	岬第四十八号陸閘	泉南郡岬町深日

百五十一	岬第四十九号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十二	岬第五十号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十三	岬第五十二号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十四	岬第五十三号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十五	岬第五十四号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十六	岬第五十五号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十七	岬第五十六号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十八	岬第五十八号陸閘	泉南郡岬町深日
百五十九	岬第五十九号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十	岬第六十号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十一	岬第六十一号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十二	岬第六十五号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十三	岬第六十六号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十四	岬第六十八号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十五	岬第七十一号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十六	岬第七十二号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十七	岬第七十三号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十八	岬第七十六号陸閘	泉南郡岬町深日
百六十九	岬第七十七号陸閘	泉南郡岬町深日

百七十	岬第七十八—三号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十一	岬第七十八—四号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十二	岬第七十八—五号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十三	岬第八十号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十四	岬第八十一—二号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十五	岬第九十一号陸閘(落合川)	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十六	岬第九十三—二号陸閘	泉南郡岬町多奈川谷川
百七十七	岬第九十四号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島
百七十八	岬第九十五号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島
百七十九	岬第九十六号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島
百八十	岬第九十七号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島
百八十一	岬第九十八号陸閘	泉南郡岬町多奈川小島

76)-1 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 堺市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、堺市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(管理業務)

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111号)第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領(以下「水門等操作要領」という。)を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者(以下「操作従事者」という。)を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。
(点検整備)

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めるときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、緊急の事由等により、甲が第三者の損害を賠償したときは、甲は乙に対して求償権を有するものとする。

(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年4月1日

附 則

1. この協定書は、令和4年4月1日から適用する。
2. 本協定の締結に伴い、平成29年1月1日に締結した海岸保全施設に関する管理及び操作協定書は廃止するものとする。

甲 大阪府知事 吉村 洋文
乙 堺市長 永藤 英機

堺 市

別表

操作施設の名称	所在地	主要諸元		所管
		型 式	幅×高さ(m) 門数	
堺第1号水門 (古川)	堺区神南 辺町4丁	SS 電動式ローラーゲート	10.9×4.65 ×1門	港湾局
堺第2号水門 (堅川)	堺区戎島 町5丁	SS 電動式ローラーゲート	12.0×7.6 ×2門	港湾局
水門 = 2箇所 3門				

76)-2 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 泉大津市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和57年4月1日付で締結した海岸保全施設の操作点検等の業務に関する協定書は、平成28年12月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、泉大津市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(管理業務)

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111号)第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(泉大津市民会館横陸^{うづ}閘)

第4条 操作施設のうち泉大津市民会館横陸^{うづ}閘は、乙が甲と協議の上で撤去した海岸堤防の代替施設として設置したものであり、その財産権は国に帰属する。

2 乙は、前項の操作施設について、前条第1項の管理業務のほか、維持管理を目的とする専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、異常を認めたとときは、直ちに甲と協議の上、修繕を行い、その結果を甲に報告するものとする。

3 前項の修繕により取り替えられ、又は新たに付加された物件の所有権は、国に帰属する。

4 第1項の操作施設が必要でなくなったときは、甲と協議の上、乙において原状に復旧し、甲の検査を受けるものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第5条 操作施設の津波、高潮等の発生時にお

ける操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領(以下「水門等操作要領」という。)を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者(以下「操作従事者」という。)を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第6条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。
(点検整備)

第7条 甲は、操作施設(第4条第1項の操作施設を除く。次項において同じ。)の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第8条 操作施設の管理業務及び第4条第1項の操作施設の同条第3項の点検に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

3 前項の規定にかかわらず、第4条第1項の操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、乙が負担するものとする。

(損害の賠償)

第9条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

第10条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 泉大津市長 南出 賢一

泉大津市

別表

操作施設の名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ(m) 門数	
泉大津第4号水門 (新川)	菅原町	SS 電動式 ローラーゲート	3.2×1.2 ×2門	港湾局
泉大津第2号樋門 (緑川)	松之浜2 丁目	SS 電動式 スライドゲート	2.85×1.495 ×1門	港湾局
泉大津第3号樋門 (堅川)	小松町	SS 電動式 スライドゲート	2.85×1.56 ×2門	港湾局
泉大津第10号樋門 (八軒川)	なぎさ町	SS 電動式 ローラーゲート	3.0×1.5 ×1門	港湾局
泉大津市民会館横 陸 閘	小松町	手動式 スラ イドゲート	12.0×1.5 ×1門	港湾局

水門 =	1箇所	2門
樋門 =	3箇所	4門
陸閘 =	1箇所	1門

76)-3 海岸保全施設に関する管理 及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 忠岡町長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条
第1項に規定する海岸保全施設である同法第
14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操
作施設」という。)の管理、操作等について、
次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が平成11年4月1日付けで
締結した海岸保全施設の操作点検等の業務に
関する協定書は、平成28年6月30日限り、廃
止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害
の発生を防止することを目的として、忠岡町
の区域に所在する操作施設の適切な管理及
び操作の確保を図るために必要な事項を定
めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別
表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったと
きは、甲は直ちに乙に通知するものとする。

(管理業務)

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その
内容は次に掲げるとおりとする。

(3) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及
び操作確認。なお、操作確認は、大阪府
海岸保全施設操作規則(平成28年大阪
府規則第111号)第5条第1項第2号に規定
する操作に関する説明書に基づき行うもの
とする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障とな
る障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

(点検整備)

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲

乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 忠岡町長 和田 吉衛

忠岡町 別表

操作施設の 名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ(m) 門数	
忠岡第1号 陸開	新浜1 丁目	AL 電動引戸 式ゲート	5.0×3.1 1門	港 湾 局
忠岡第2号 2号陸開	新浜1 丁目	SS 動力引き 戸式ゲート ウィンチ22K w	30.0×1.0 1門	港 湾 局
忠岡第3号 陸開	新浜1 丁目	AL 電動引戸 式ゲート	8.0×2.15 1門	港 湾

				局
忠岡第4号 陸閘	新浜1 丁目	AL 電動引戸 式ゲート	8.0×2.3 1門	港 湾 局
水門 = 箇所 門				
樋門 = 箇所 門				
陸閘 = 4箇所 4門				

76)-4 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 岸和田市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条
第1項に規定する海岸保全施設である同法第
14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操
作施設」という。)の管理、操作等について、
次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害
の発生を防止することを目的として、岸和田市
の区域に所在する操作施設の適切な管理及び
操作の確保を図るために必要な事項を定める
ものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別
表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったと
きは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(岸和田第1-3号陸閘)

第3条 操作施設のうち岸和田第1-3号陸
閘は、乙が、府道大阪臨海線から磯ノ上下水
処理場へのし尿収集運搬車専用進入路を設
置するに当たり、甲と協議の上、撤去した海
岸堤防の代替施設として設置したものであ
り、その所有権は国に帰属する。

2 前項の操作施設の管理業務は乙が行い、そ
の内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及

び操作確認。なお、操作確認は、大阪府
海岸

保全施設操作規則(平成28年大阪府規則
第111号)第5条第1項第2号に規定する操
作に関する説明書に基づき行うものとし
る。

(2) 操作施設の操作を行うために支障とな
る障害物の除去

3 乙は、第1項の操作施設について、前項の
管理業務のほか、維持管理を目的とする専門
業者による年1回以上の点検を行うものと
し、異常を認めたときは、直ちに甲と協議の
上、修繕を行い、その結果を甲に報告するも
のとする。

4 前項の修繕により取り替えられ、又は新た
に付加された物件の所有権は、国に帰属する。

5 第1項の操作施設が必要でなくなったと
き、又は磯ノ上下水処理場に隣接するし尿処
理施設が移転若しくは廃止となったときは、
甲と協議の上、乙において原状に復旧し、甲
の検査を受けるものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時にお
ける操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規
則第4条第6項に規定する操作に関する要
領(以下「水門等操作要領」という。)を定
め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の
操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従
事する者(以下「操作従事者」という。)を
定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟さ
せておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を
開閉したときは、直ちに甲に報告しなければ
ならない。ただし、やむを得ない事情により
直ちに報告することができないときは、この
限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。(点検整備)

第6条 甲は、操作施設(第3条第1項の操作施設を除く。次項において同じ。)の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めるときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の操作施設の管理業務及び同条第3項の点検に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

3 前項の規定にかかわらず、第3条第1項の操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、乙が負担するものとする。

(損害の賠償)

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由

により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年8月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 岸和田市長 信貴 芳則

岸和田市 別表

操作施設の 名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ(m) 門数	
岸和田第1 号水門 (天の川)	磯上町 3丁目	SS 電動式ローラーゲート	6.0×4.3 1門	港湾局
岸和田第3 号樋門 (旧天の川)	新港町	SUS 電動式ローラーゲート	2.5×2.0 2門	港湾局
岸和田第8 -4号樋門	臨海町	AL 電動式スライドゲート	0.6×0.6 1門	港湾局
岸和田第1 -2号陸閘	磯上町 3丁目	AL 手動両開式ゲート	18.4×1.23 1門	港湾局
岸和田第1 -3号陸閘	磯上町 3丁目	AL 手動引戸式ゲート	7.0×1.71 1門	港湾局
岸和田第3 -2号陸閘	春木大 国町	AL 電動引戸式ゲート	7.0×1.325 1門	港湾局
岸和田第6 -1号陸閘	新港町	SUS 電動引戸式ゲート	11.0×0.8 1門	港湾局

岸和田第6 -2号陸閘	新港町	SUS 電動引 戸式ゲート	7.0×0.9 1門	港 湾 局
岸和田第6 -3号陸閘	新港町	SUS 電動引 戸式ゲート	13.5×0.8 1門	港 湾 局
岸和田第6 -4号陸閘	新港町	SUS 電動引 戸式ゲート	13.5×0.8 1門	港 湾 局
岸和田第7 -1号陸閘	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	7.0×2.75 1門	水 産 課
岸和田第7 -2号陸閘	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	7.0×3.0 1門	水 産 課
岸和田第7 -4号陸閘	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	7.0×3.15 1門	水 産 課
岸和田第7 -6号陸閘	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	7.0×3.7 1門	水 産 課
岸和田第7 -10号陸 閘	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	2.0×3.25 1門	水 産 課
岸和田第7 -11号陸 閘	臨海町	AL 電動引戸 式ゲート	4.0×3.25 1門	水 産 課
岸和田第8 号陸閘	臨海町	AL 手動引戸 式ゲート	12.0×1.13 1門	港 湾 局
岸和田第8 -2号陸閘	臨海町	AL 手動引戸 式ゲート	5.0×3.0 1門	港 湾 局
岸和田第8 -3号陸閘	臨海町	AL 手動片開 式ゲート	1.5×2.4 1門	港 湾 局
水門 = 1箇所 1門 樋門 = 2箇所 3門				

陸閘 = 16箇所 16門

76)-5 海岸保全施設に関する管理 及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 貝塚市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条
第1項に規定する海岸保全施設である同法第
14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操
作施設」という。)の管理、操作等について、
次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害
の発生を防止することを目的として、貝塚市
の区域に所在する操作施設の適切な管理及
び操作の確保を図るために必要な事項を定
めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別
表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったと
きは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(管理業務)

第3条 操作施設のうち貝塚第3号水門、貝塚
第10号水門、貝塚第3-2号樋門、貝塚第
5-2号樋門、貝塚第5-3号樋門、貝塚第
6号樋門、貝塚第5-4号陸閘、貝塚第24
号陸閘及び貝塚第25号陸閘の管理業務は乙
が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及
び操作確認。なお、操作確認は、大阪府
海岸

保全施設操作規則(平成28年大阪府規則
第111号)第5条第1項第2号に規定する操
作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障とな
る障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、前項の操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

(点検整備)

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲

乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 第3条第1項の操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 貝塚市長 藤原 龍男

貝塚市 別表

操作施設の 名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ (m) 門数	
貝塚第3号 水門 (北境川)	堀3丁 目	SS 電動式ローラーゲート	5.0×3.5 1門	港湾局
貝塚第10号水門 (見落川)	脇浜3 丁目	SS 電動式ローラーゲート	6.0×3.5 1門	港湾局

貝塚第3-2号樋門	港	SUS 手動式 スライドゲート	1.0×1.0 1門	港 湾 局
貝塚第5-2号樋門	港	AL 手動式ス ライドゲート	2.1×2.0 1門	港 湾 局
貝塚第5-3号樋門	港	AL 手動式ス ライドゲート	1.15×1. 35 1門	港 湾 局
貝塚第6号 樋門 (難波川)	西町	AL 手動式ロ ーラーゲート	1.8×3.0 2門	港 湾 局
貝塚第7号 樋門 (吉原川)	南町	AL 手動式ス ライドゲート	2.5×1.8 1門	港 湾 局
貝塚第8号 樋門 (清水川)	南町	AL 手動式ス ライドゲート	2.0×2.0 1門	港 湾 局
貝塚第16 号樋門 (三昧川)	脇浜3 丁目	SUS 電動式 ローラーゲート	3.2×1.7 5 1門	港 湾 局
貝塚第18 号樋門	澤	AL 手動式ス ライドゲート	2.0×1.5 1門	港 湾 局
貝塚第19 号樋門	澤	AL 手動式ス ライドゲート	2.0×1.5 1門	港 湾 局
貝塚第20 号樋門	澤	AL 手動式ス ライドゲート	2.0×1.5 1門	港 湾 局
貝塚第23 号樋門	澤	SUS 手動式 スライドゲート	1.0×1.0 1門	港 湾 局
貝塚第5-4号陸閘	港	AL 電動引戸 式ゲート	13.3×0. 57 1門	港 湾 局

貝塚第17 号陸閘	澤	AL 電動引戸 式ゲート	4.0×2.2 3 1門	港 湾 局
貝塚第22 号陸閘	澤	AL 手動両開 式ゲート	4.0×3.2 5 1門	港 湾 局
貝塚第24 号陸閘	澤	AL 手動両開 式ゲート	5.0×2.6 1門	港 湾 局
貝塚第25 号陸閘	澤	AL 手動両開 式ゲート	5.0×3.0 1門	港 湾 局
水門 = 2箇所 2門 樋門 = 11箇所 12門 陸閘 = 5箇所 5門				

76)-6 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)と水防管理者 泉佐野市長(以下「乙」という。)は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、泉佐野市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111号)第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる

障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 泉佐野市長 千代松 大耕

泉佐野市

番号	設置場所	種別	主要諸元	
			型式	巾×高×門数
3-1	新町2丁目	門扉	AL 電動扉式ゲート	12.5×1.4 ×1門
	水門 =	箇所	門	
	樋門 =	箇所	門	
	門扉 =	1箇所	1門	

76)-7 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事（以下「甲」という。）と水防管理者 田尻町長（以下「乙」という。）は、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設（以下「操作施設」という。）の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。なお、甲及び乙が平成11年4月1日付けで締結した海岸保全施設の操作点検等の業務に関する協定書は、平成28年6月30日限り、廃止する。

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、田尻町の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則（平成28年大阪府規則第111号）第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷

であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 田尻町長 栗山 美政

田尻町

番号	設置場所	種別	主要諸元	
			型式	巾×高×門数
5	(田尻川) 嘉祥寺	水門	SS電動式ローラーゲート	4.5×3.8 ×2門
3-1	嘉祥寺	門扉	AL 手動式戸式ゲート	6.0×1.55 ×1門
3-2	嘉祥寺	門扉	AL 手動片開式ゲート	3.36×1.5 ×1門
4	嘉祥寺	門扉	AL 手動片開式ゲート	3.0×2.2 ×1門
水門 =		1箇所	2門	
樋門 =		箇所	門	
門扉 =		3箇所	3門	

76)-8 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)と水防管理者 泉南市長(以下「乙」という。)は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、泉南市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

第3条 操作施設の管理業務は乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1)別紙の水門等点検要領に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111

号) 第5条第1項第2号に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。

(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めたとときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

第7条 操作施設の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理

のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎

乙 泉南市長 竹中 勇人

泉南市

番号	設置場所	種別	主要諸元	
			型式	巾×高×門数
5	(紺谷川)岡田	水門	SS電動式ローラーゲート	6.0×3.2 ×1門
2	岡田	樋門	SS手動式スライドゲート	0.8×0.9 ×1門
3	岡田	門扉	SS手動片開式ゲート	2.0×1.0 ×1門
4	岡田	門扉	SS手動両開式ゲート	5.0×1.0 ×1門
6	岡田	門扉	SS手動両開式ゲート	5.0×1.0 ×1門
7	岡田	門扉	SS手動両開式ゲート	5.0×1.0 ×1門
9	岡田	門扉	SS手動両開式ゲート	3.0×1.0 ×1門
10	岡田	門扉	SUS手動両開式ゲート	5.0×2.0 ×1門
		水門 =	1箇所	1門
		樋門 =	1箇所	1門
		門扉 =	6箇所	6門

76)-9 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 阪南市長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、阪南市の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。
(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第3条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則（平成28年大阪府規則第111号）第4条第6項に規定する操作に関する要領（以下「水門等操作要領」という。）を定め、当該水門等操作要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者（以下「操作従事者」という。）を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第4条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた水門等操作要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

(点検整備)

第5条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会

い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めるときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第6条 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第7条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。
(疑義の決定等)

第8条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年7月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 阪南市長 福山 敏博

阪南市		別表		
操作施設の 名称	所在地	主要諸元		所 管
		型 式	幅×高さ (m) 門数	
阪南第1号 樋門	尾崎町 6丁目	AL 電動式スラ	2.0×2.0	港 湾
		イドゲート	3門	

(車屋川)				局
阪南第4号樋門	尾崎町 4丁目	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.5 1門	港湾局
阪南第8号樋門	尾崎町 2丁目	AL 手動式スライドゲート	1.5×1.0 1門	港湾局
阪南第11号樋門 (海老野川)	尾崎町 1丁目	AL 手動式スライドゲート	1.5×1.0 1門	港湾局
阪南第14号樋門 (とくさ川)	新町	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.5 1門	水産課
阪南第16号樋門 (新川)	新町	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.5 1門	水産課
阪南第21号樋門 (佐智川)	鳥取	SUS 手動式ローラーゲート	2.0×2.15 2門	水産課
阪南第2号陸閘	尾崎町 6丁目	AL 手動引戸式ゲート	1.5×0.8 1門	港湾局
阪南第2-2号陸閘	尾崎町 4丁目	AL 手動引戸式ゲート	1.5×0.8 1門	港湾局
阪南第3号陸閘	尾崎町 4丁目	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.55 1門	港湾局
阪南第5-2号陸閘	尾崎町 3丁目	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.8 1門	港湾局

阪南第5-3号陸閘	尾崎町	AL 手動引戸式ゲート	1.5×0.8 1門	港湾局
阪南第6号陸閘	尾崎町	AL 手動引戸式ゲート	4.0×1.5 1門	港湾局

阪南第8-2号陸閘	尾崎町 1丁目	AL 手動片開式ゲート	1.5×1.5 1門	港湾局
阪南第9号陸閘	尾崎町 1丁目	AL 電動引戸式ゲート	4.0×2.45 1門	港湾局
阪南第12号陸閘	尾崎町 1丁目	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	港湾局
阪南第12-2号陸閘	尾崎町 1丁目	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	港湾局
阪南第14-2号陸閘	新町	AL 手動片開式ゲート	1.5×1.5 1門	水産課
阪南第15号陸閘	新町	SUS 手動両開式ゲート	3.0×1.5 1門	水産課
阪南第18号陸閘	鳥取	AL 電動引戸式ゲート	3.5×2.0 1門	水産課
阪南第19-1号陸閘	鳥取	AL 手動引戸式ゲート	11.0×1.5 1門	水産課
阪南第22号陸閘	鳥取	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	水産課
阪南第24号陸閘	鳥取	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	水産課
阪南第29号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.75 1門	水産課
阪南第30号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.75 1門	水産課
阪南第35号陸閘	箱作	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.75 1門	水産課

阪南第36号陸開	箱作	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.75 1門	水産課
阪南第36-1号陸開	箱作	AL 手動引戸式ゲート	5.0×1.55 1門	水産課
阪南第36-2号陸開	箱作	AL 電動引戸式ゲート	4.0×2.0 1門	水産課
阪南第37号陸開	箱作	AL 手動引戸式ゲート	3.0×1.9 1門	水産課
阪南第40号陸開	箱作	AL 手動片開式ゲート	3.0×2.2 1門	水産課
阪南第41号陸開	箱作	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.15 1門	水産課
阪南第42号陸開	箱作	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.15 1門	水産課
阪南第44号陸開	箱作	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.15 1門	水産課
水門 = 箇所 門 樋門 = 7箇所 10門 陸開 = 27箇所 27門				

76)-10 海岸保全施設に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 岬町長(以下「乙」という。)
は、海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第1項に規定する海岸保全施設である同法第14条の2第1項に規定する操作施設(以下「操作施設」という。)の管理、操作等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、岬町の区域に所在する操作施設の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この協定の対象とする操作施設は、別表のとおりとする。

2 操作施設の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に通知するものとする。(管理業務)

第3条 操作施設の管理業務については乙が行い、その内容は次に掲げるとおりとする。

(1) 別紙「水門等点検要領」に基づく点検及び操作確認。なお、操作確認は、大阪府海岸保全施設操作規則(平成28年大阪府規則第111号)第5条第1項第2号(以下「規則」という。)に規定する操作に関する説明書に基づき行うものとする。(2) 操作施設の操作を行うために支障となる障害物の除去

2 乙は、管理業務を行う中で、操作施設に異常を認めたととき、又は前項第2号に掲げる障害物の除去が容易でないときは、直ちに甲に報告するものとする。

(津波、高潮等の発生時の操作施設の操作)

第4条 操作施設の津波、高潮等の発生時における操作は、乙が行うものとする。

2 乙は、毎年度、大阪府海岸保全施設操作規則第4条第6項に規定する操作に関する要領(以下「要領」という。)を定め、当該要領に基づき操作施設の操作を行うものとする。ただし、岬第87号水門については、甲が定めた「深日港(谷川港)水門操作要領」により行うものとする。

3 乙は、操作施設ごとに操作施設の操作に従事する者(以下「操作従事者」という。)を定め、操作従事者に操作施設の操作を習熟させておくものとする。

4 乙は、津波、高潮等の発生時に操作施設を開閉したときは、直ちに甲に報告しなければならない。ただし、やむを得ない事情により直ちに報告することができないときは、この限りでない。

(提出書類)

第5条 乙は、前条第2項の規定により毎年度定めた要領を甲に提出するものとする。

2 乙は、前条第3項の規定により定めた操作従事者の名簿を甲に提出するものとする。操作従事者に変更があったときも、同様とする。

(点検整備)

第6条 甲は、操作施設の維持管理を目的として、専門業者による年1回以上の点検を行うものとし、その際、必要に応じて乙の立会い及び操作を求めるものとする。

2 甲は、操作施設に異常を認めるときは、直ちに修繕を行うものとする。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰するものである場合は、乙が修繕するものとする。

3 操作施設の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(費用負担)

第7条 操作施設のうち岬第40号樋(ひ)門、岬第70号樋門、岬第41号陸閘(こう)、岬第65号陸閘、岬第68号陸閘、岬第71号陸閘、岬第72号陸閘、岬第73号陸閘及び岬第93-2号陸閘の管理業務に要する費用は、乙が負担するものとし、その他の操作施設については甲が負担するものとする。

2 操作施設の改築、維持、修繕その他の管理のための工事に係る費用は、甲が負担する。ただし、操作施設の操作によって生じた損傷であって、乙の責めに帰する場合は、乙が費用を負担する。

(損害の賠償)

第8条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。(疑義の決定等)

第9条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月1日

附則

1. この協定書は、令和3年4月1日から適用する。

2. 平成28年7月1日締結(平成28年12月26日、平成29年3月9日、令和元年7月24日及び令和2年3月25日変更)の「海岸保全施設に関する管理及び操作協定書」は令和3年3月31日をもって廃止する。

甲 大阪府知事 吉村 洋文

乙 岬町長 田代 堯

岬町

別表

操作施設 の名称	所在地	主要諸元		所管
		型式	幅×高さ (m) 門数	
岬第87号水門 (谷川港)	多奈川谷川	SS 電動走行式ローラーゲート (副水門) AL 電動式ローラーゲート	12.0×8.65 1門 3.0×6.0 1門	港湾局
岬第1号樋門 (九操川)	淡輪	AL 手動式スライドゲート	2.0×1.5 1門	水産課
岬第25号樋門	淡輪	SUS 手動式スライドゲート	1.1×1.1 1門	水産課
岬第40号樋門	淡輪	AL 手動式スライドゲート	2.0×2.0 2門	港湾局
岬第42号	深日	SUS 手動式スラ	1.2×1.2	水

号樋門		イドゲート	1門	産 課
岬第45 号樋門	深日	SUS 手動式スラ イドゲート	1.2×1.1 1門	水 産 課
岬第64 号樋門	深日	AL 手動式スライ ドゲート	1.5×1.2 1門	港 湾 局
岬第67 号樋門	深日	AL 手動式スライ ドゲート	2.0×2.0 2門	港 湾 局
岬第70 号樋門	深日	AL 手動ローラー ゲート	3.0×1.5 1門	港 湾 局
岬第78 号樋門 (朝日川)	深日	AL 電動式ローラ ーゲート	2.0×3.2 2門	港 湾 局
岬第78 -2号樋 門 (小田平 川)	多奈 川谷 川	SUS 手動式スラ イドゲート	2.12×1. 3 1門	港 湾 局
岬第79 号樋門	多奈 川谷 川	AL 手動式スライ ドゲート	2.0×1.7 5 2門	港 湾 局
岬第86 号樋門	多奈 川谷 川	SUS 手動式スラ イドゲート	1.3×0.6 65 2門	港 湾 局
岬第89 号樋門	多奈 川谷 川	AL 手動式スライ ドゲート	1.1×1.1 1門	港 湾 局
岬第90 号樋門 (堀上川)	多奈 川谷 川	AL 手動式スライ ドゲート	2.0×2.0 2門	港 湾 局
岬第92 号樋門 (新浜川)	多奈 川谷 川	AL 電動式スライ ドゲート	1.5×1.5 2門	港 湾 局
岬第93 号樋門	多奈 川谷 川	AL 手動式スライ ドゲート	1.0×1.2 1門	港 湾 局

(古港)	川			局
岬第5号 陸開	淡輪	AL 手動式スライ ドゲート	4.0×0.7 1門	水 産 課
岬第6号 陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	3.1×0.7 1門	水 産 課
岬第7号 陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	1.1×0.7 1門	水 産 課
岬第8号 陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	3.1×0.7 1門	水 産 課
岬第9号 陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第10 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	3.7×0.7 1門	水 産 課
岬第11 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	3.1×0.7 1門	水 産 課
岬第12 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第13 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	2.1×0.7 1門	水 産 課
岬第14 号陸開	淡輪	AL 手動式スライ ドゲート	3.6×0.7 1門	水 産 課
岬第15 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	3.1×0.7 1門	水 産 課
岬第16 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	3.7×0.7 1門	水 産 課
岬第17 号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲ ート	2.1×0.7 1門	水 産 課

				課
岬第18号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第19号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第20号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.1×0.7 1門	水産課
岬第23号陸開	淡輪	AL 手動式スライドゲート	2.0×0.7 1門	水産課
岬第24号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第26号陸開	淡輪	AL 手動片開式ゲート	4.0×0.7 1門	水産課
岬第29号陸開	淡輪	AL 手動式スライドゲート	3.0×0.7 1門	水産課
岬第30号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第31号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第32号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第33号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第34号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	2.1×0.7 1門	水産課
岬第35号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.1×0.7 1門	水産

				課
岬第37号陸開	淡輪	AL 手動角落式ゲート	3.0×0.7 1門	水産課
岬第41号陸開	淡輪	SS 手動両開式ゲート	5.5×1.7 31 1門	港湾局
岬第41-2号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲート	3.5×2.5 1門	水産課
岬第43号陸開	深日	SUS 手動片開式ゲート	2.15×1.0 1門	水産課
岬第46号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲート	4.0×1.1 5 1門	水産課
岬第48号陸開	深日	AL 電動片開式ゲート	4.0×1.1 5 1門	水産課
岬第49号陸開	深日	AL 電動片開式ゲート	4.0×1.5 1門	水産課
岬第50号陸開	深日	AL 手動引戸式ゲート	2.5×1.5 1門	水産課
岬第52号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲート	5.0×1.5 1門	水産課
岬第53号陸開	深日	AL 手動引戸式ゲート	2.5×1.5 1門	水産課
岬第54号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.5 1門	水産課
岬第55号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲート	3.5×1.5 1門	水産課
岬第56号陸開	深日	AL 電動引戸式ゲート	5.0×1.5 1門	水産

				課
岬第58号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	4.0×1.5 1門	水産課
岬第59号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	4.0×1.5 1門	水産課
岬第60号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	4.0×1.5 1門	水産課
岬第61号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	3.5×1.5 1門	水産課
岬第65号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	6.0×1.3 5 1門	港湾局
岬第66号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	4.0×1.5 1門	港湾局
岬第68号陸開	深日	A L 手動引戸式ゲート	10.0×1. 37 1門	港湾局
岬第71号陸開	深日	A L 手動引戸式ゲート	2.0×1.3 1門	港湾局
岬第72号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	12.5×1. 45 1門	港湾局
岬第73号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	14.0×1. 45 1門	港湾局
岬第76号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	10.0×1. 35 1門	港湾局
岬第77号陸開	深日	A L 電動引戸式ゲート	10.0×1. 35 1門	港湾局
岬第78号-3号陸	多奈川谷	A L 手動引戸式ゲート	4.0×1.0 1門	港湾

開	川			局
岬第78号-4号陸開	多奈川谷川	A L 電動引戸式ゲート	4.0×1.0 1門	港湾局
岬第78号-5号陸開	多奈川谷川	A L 手動引戸式ゲート	2.0×0.6 8 1門	港湾局
岬第80号陸開	多奈川谷川	A L 手動引戸式ゲート	3.0×1.7 1門	港湾局
岬第80号-2号陸開	多奈川谷川	A L 手動引戸式ゲート	3.5×0.9 1門	港湾局
岬第91号陸開	多奈川谷川	A L 電動引戸式ゲート	3.5×2.3 5 1門	港湾局
(落合川)				
岬第93号-2号陸開	多奈川谷川	A L 電動引戸式ゲート	4.0×2.8 8 1門	港湾局
岬第94号陸開	多奈川小島	SUS 手動両開式ゲート	3.0×1.0 1門	水産課
岬第95号陸開	多奈川小島	SUS 手動両開式ゲート	3.0×1.0 1門	水産課
岬第96号陸開	多奈川小島	SUS 電動引戸式ゲート	6.5×1.2 8 1門	水産課
岬第97号陸開	多奈川小島	SUS 手動両開式ゲート	2.0×1.0 1門	水産課
岬第98号陸開	多奈川小島	SUS 手動片開式ゲート	1.5×1.0 1門	水産課
水門 = 1箇所 2門 樋門 = 16箇所 23門 陸開 = 63箇所 63門				

別紙

○水門等点検要領

1. 点検の周期 点検は毎月3回行うこと。
2. 操作の周期 操作確認は毎月1回行うこと。
3. 点検結果報告 翌月の10日(15日:岸和田市)までに海岸管理者あて報告すること。

4. 点検の要領と留意事項

(1) アルミ製門扉及び引戸

- (a) 物を立て掛けたりロープその他をつないだりしていないか。
(アルミは異種金属、物質の接触により電氣的な腐食を特に起こしやすい。)
- (b) 止金具は完全にロックされているか。
- (c) 扉に大きな傷(カキ傷、へこみ等)変形等の異常はないか、水密ゴムに異常はないか。
- (d) 引戸は竹べら等でレールに異状はないか。

(2) 鋼製門扉及び引戸

- (1)の(a)、(b)、(c)、(d)の項の他に錆の発生のはなはだしいものはないか。

(3) 水門及び樋門

- (a) ドアーの鍵、窓ガラスその他外部より見て破損と思われる箇所はないか。
- (b) 安全施設(立入禁止、火気厳禁等)の表示板等は完全か。
- (c) 構造物に舟のワイヤー・ロープその他のものをつないだり、立て掛けたりしていないか。
- (d) 下部戸当り部(扉体の降りる部分)へ泥、特に石、ゴミ木材等が集積していないか。

- (e) ラック面のグリース塗布状態は適正か確認してください。(給油状態)

(4) 操作及び運転の要領

- (a) 角落式の扉では敷地を掃除した上で、各止金具をロックしてみて、金具に不良品はないか。又、扉の変形により戸当たりがうまく密着しないものはないか。
- (b) 片開き、両開き式の扉では、敷地を掃除した上で、扉を閉じロック金具を締付けた時、締付金具はきちんと閉まるか、水密部は密着するか、軽く操作できるか、油は切れていないか。
(回転ピンの部分)
- (c) 引戸式ではレール内の土を完全に除去し、扉上下式では完全に上下するか。上部のガイドローラ及び扉の車輪に油切れはないか。特に締める時重い部分はないか。締付金具は完全か。
- (d) 水門及び樋門の操作では、下部戸当り部に泥及びその他の異物がないことを確認する。

77) 水門操作規定

(趣旨)

第一条 この規定は、高潮または津波などによる海水の流入防止を目的として大阪府港湾局が設置した岸和田第百号水門(岸和田)、岸和田第二号水門(貯木場南)及び忠岡第五号水門(貯木場北)(以下「水門」という。)の操作について、必要な事項を定めるものとする。

(操作権者)

第二条 水門の操作は、大阪府港湾局長(以下「局長」という。)が行う。

(用語の定義)

第三条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 機側操作 水門に設置した操作室において行う施設操作をいう。

二 遠隔操作 大阪府港湾局の操作室から行う施設操作をいう。

(高潮時の水門閉鎖)

第四条 大阪湾に高潮注意報、高潮警報または波浪警報等(以下、「高潮注意報等」という。)が発表されたとき若しくは潮位がO. P+二. 五m以上になることが予想されるときは、潮位が概ねO. P+二. Omに達するまでに若しくは水門が暴風域に入るまでに、局長の指令(以下「指令」という。)に基づき、原則として機側操作により水門を閉鎖する。

(高潮時の水門開放)

第五条 高潮注意報が解除され、水門の外水位がO. P+二. 三m以下になったとき若しくは被害の発生のおそれなくなったときは、指令に基づき、機側操作により水門を開放する。

(津波時の水門閉鎖)

第六条 大阪府沿岸に津波注意報、津波警報または大津波警報等(以下、「津波注意報等」という。)が発表されたときは、これをもって指令にかえるものとし、機側操作により水門を閉鎖する。

2 前項による水門の機側操作がなされていない場合には、直ちに遠隔操作により水門を閉鎖するものとする。

(津波時の水門開放)

第七条 大阪府沿岸の津波注意報が解除され、水門の外水位がO. P+二. 三m以下になったときは、指令に基づき、水門の開放を行うものとする。

(操作方法の特例)

第八条 浸水による被害を防止するため、指令に基づき、第四条から第七条の規定によらず水門を操作することができるものとする。

(操作者の安全確保)

第九条 機側操作を行う者は、水門操作後安全な場所に避難しなければならない。また、津波到達までに水門の操作が困難な場合も同様とする。

(安全の確認)

第十条 水門の操作の安全を図るため、操作を行うにあたっては、船舶の安全を確認しなければならない。ただし、津波時の閉鎖においては、この限りではない。

(通知及び告知)

第十一条 第四条、第五条及び第七条の規定により水門を操作する際には、細則で定める関係機関に、あらかじめ通知するものとする。

2 第四条、第五条及び第七条の規定により水門を操作する際には、細則で定めるところにより、一般に告知するものとする。

3 第六条または第八条の規定により水門の操作をする際については、前二項の限りではない。

(操作点検整備)

第十二条 水門を常に良好な状態に保つため、水門を操作して水門の操作に必要な機械及び器具並びに通信、警報、観測等のため必要な設備を点検し、その整備を行わなければならない。

2 水門の修理等のため特に必要があると認めるときは、前項の水門の点検整備を行うことができる。

(記録の作成と保存)

第十三条 水門の管理に関する事項については、細則で定めるところにより記録を作成し、保存するものとする。

(操作の記録等)

第十四条 水門の操作を行った場合は、次の各号に掲げる事項を記録しておくものとする。

一 気象、水象等の状況

二 水門の操作の理由

三 水門の操作の開始、及び終了の年月日並びに時刻

四 水門の操作に伴う警報及び連絡に関する事項

五 その他特記すべき事項

(細則)

第十五条 この規程を実施するために必要な細則を定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年2月22日から施行する。

78) 岸和田水門操作要領

大阪府が岸和田市阪南港内に設置した岸和田水門(以下「水門」という)の操作について、本要領の定めるところにより行うものとする。

第1 趣旨

本要領は、「岸和田水門防災対策要綱」に基づき、水門の操作が円滑かつ安全確実に行われ

ることを目的とする。

第2 水門の操作

1. 水門の操作は、大阪港湾局長（以下「甲」という）の指令により行うものとし、事前に防災協議会会長に通報するものとする。
2. 水門の操作は、甲の定めた操作員（以下「乙」という）が岸和田市の定めた操作員（以下「丙」という）の立会いのうえ行うものとする。

3. 津波による水門操作は、潮位に関係なく津波注意報・津波警報・大津波警報の発表をもって甲の指令にかえるものとし操作を行う。

- (1) 現地操作は、乙及び丙の操作員の内2名が到着した時点で、操作が安全かつ確実に行われていることを確認しながら行うものとする。

ただし、1名のみ到着の場合でも、津波到達時間まで2時間未満となった場合は、その時点で操作を開始するものとする。

- (2) 津波到達時間まで2時間未満の場合、乙は遠隔操作により閉鎖を行うことができるものとする。

遠隔操作は、操作が安全かつ確実に行われていることを確認しながら行うものとする。

4. 乙及び丙の操作員は、自己の安全が確保されないと判断する場合は、操作等を中止し、安全な場所に退避するものとする。

第3 水門の操作基準等

1. 閉門は次の(1)～(5)の何れかに該当する場合に行う。

- (1) 気象情報により大阪湾に台風等が来襲し、潮位がO. P+2.5m以上となることが予測されるとき。

- (2) 異常潮位により、潮位がO. P+2.5m以上となることが予測されるとき。

- (3) 大阪府に、津波注意報・津波警報・大津波警報が発表されたとき。

- (4) 阪南港長より「第二避難体制（全船舶避難勧告）」の発令があったとき。

- (5) 各年度の防災対策計画により決定された水門の点検操作日。

なお、点検等における閉門は、日出時から日没時までに行うものとする。

- (6) 上記(1)、(2)により閉門する時は、潮位

が概ねO. P+2.00mで閉鎖を完了することとする。

- (7) 上記(4)により閉門する時は、水門が暴風域に入る前に閉鎖を完了することとする。

- (8) 前号までの規定に関わらず緊急に水門の操作が必要になったときは、乙又は丙は単独で操作が行えるものとし、その旨を甲に報告して足りるものとする。

2. 閉門は次の方法によるものとする。

順位	区分	内容	備考
1	通報	閉門しようとする時は、直ちにその旨を防災協議会会長に通報する。	
2	告知	サイレンを吹鳴し、一般に知らせる。	サイレンの吹鳴方法10秒吹鳴3秒休止を連続3回繰り返す
3	閉門の表示	告知後信号灯を赤色に切り換える。	
4	警備	緩衝用チェーンを張る。	
5	水門の閉鎖	水門の扉体を降ろす。	
6	通報	水門の閉鎖が完了した後、直ちにその旨を防災協議会会長に通報する。	

*津波による場合は、緊急かつ時間的制約のため、上記方法の1. 通報は行わなくてもよいものとし、4. 警備と5. 水門の閉鎖は同時に操作を開始してよいものとする。

3. 開門は次の各号に掲げる場合に行う。

- (1) 高潮のおそれなくなったことを確認し、かつ、水門の外水位計による水位（以下「外水位」という。）がO. P+2.3m以下となった場合に甲が水門の開門を指令したとき。

- (2) 大阪湾の津波注意報・津波警報・大津波警報が解除され、甲が水門の開門を指令したとき。

- (3) 水門が暴風域を抜け、被害のおそれなくなった時点で、甲が水門の開門を指令したとき。

4. 開門は次の方法により行う。

順位	区分	内容	備考
1	通報	開門しようとする時は、直ちにその旨を防災協議会会長に通報する。	
2	水門の開放	水門の扉体を上げる。	
3	警備の解除	緩衝用チェーンを海底に沈める。	
4	開門の表示	告知後信号灯を青色に切り換える。	
5	告知	サイレンを吹鳴し、一般に知らせる。	サイレンの吹鳴方法1分間吹鳴する
6	通報	水門の開放が完了した後、直ちにその旨を防災協議会会長に通報する。	

5. 水門の補修等により開閉操作の必要が発生した場合に甲は、岸和田水門防災協議会の承諾を得て開門及び閉門の指令を行うことができる。

第4 点検操作時の航行

点検操作時における開航路側の航行は、操作室等から船舶の航行状況を監視し、信号機表示の切り換えによる入出港を行う。

附 則

この要領は、昭和62年7月28日より施行する。
この要領は、平成4年2月19日より施行する。
この要領は、平成6年2月10日より施行する。
この要領は、平成18年4月1日より施行する。
この要領は、平成24年3月1日より施行する。
この要領は、平成29年4月1日より施行する。
この要領は、平成30年4月1日より施行する。
この要領は、令和2年1月1日より施行する。
この要領は、令和2年10月1日より施行する。

79) 排水機場に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)
と水防管理者 貝塚市長(以下「乙」という。)
は、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設である排水機場(以下「排水機場」という。)

の管理及び操作について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和41年11月22日付けで締結した北境川排水施設に係る排水施設設置協定書、昭和46年12月20日付けで締結した北境川排水機場の操作管理についての協定書、昭和51年12月8日付けで締結した阪南港3区排水施設に係る排水施設設置協定書及び昭和52年3月14日付けで締結した阪南港3区排水施設の操作管理についての協定書は、平成28年10月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、貝塚市の区域に所在する排水機場の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする排水機場)

第2条 この協定の対象とする排水機場は、次に掲げるとおりとする。

(1) 北境川排水機場(所在地:貝塚市堀3丁目)

(2) 阪南港3区排水施設(所在地:貝塚市港)

2 排水機場の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に文書で通知するものとする。

(管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分等)

第3条 排水機場の管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分は、別紙のとおりとする。

2 前項の分担区分に基づき、甲及び乙は、排水機場を常に円滑に操作できるよう保持するものとする。

3 乙は、排水機場に異常を認めるときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 排水機場の異常が乙の責めに帰するものである場合は、別紙の分担区分にかかわらず、乙が修繕するものとする。

5 排水機場の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(排水機場の操作)

第4条 乙が行う排水機場の操作は、排水機場ごとに乙が指定する操作技術者が行うものとする。

2 第2条第1項第1号に掲げる排水機場の排水の操作は、貝塚第3号水門(北境川)の閉鎖により氾濫制限水位(OP+2.40m)を超えるおそれのあるときに、同項第2号に掲げる排水機場の排水の操作は、貝塚第3-2号樋門の閉鎖により氾濫制限水位(OP+1.50m)を超えるおそれのあるときに、それぞれ行うものとする。

3 乙は、前項に規定する場合のほか、特に異常が認められ内水位が急激に上昇したときは、乙の判断により排水の操作をすることができるものとする。

4 排水の停止は、第2項の水門又は樋門を開門したとき、又は内水位が同項の氾濫制限水位を超えないと予想されるときに、行うものとする。

(損害の賠償)

第5条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。(疑義の決定等)

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年11月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 貝塚市長 藤原 龍男

80) 排水機場に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)と水防管理者 田尻町長(以下「乙」という。)は、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設である排水機場(以下「排水機場」という。)の管理及び操作について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和51年1月27日付けで締結した田尻川排水施設の設置及び管理についての協定書並びに昭和52年8月11日付けで締結した田尻川排水機場の操作管理についての協定書は、平成30年3月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、田尻町の区域に所在する排水機場の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする排水機場)

第2条 この協定の対象とする排水機場は、田尻川排水機場(所在地:泉南郡田尻町嘉祥寺)とする。

2 排水機場の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に文書で通知するものとする。

(管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分等)

第3条 排水機場の管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分は、別紙のとおりとする。

2 前項の分担区分に基づき、甲及び乙は、排水機場を常に円滑に操作できるよう、その機能を維持するものとする。

3 乙は、排水機場に異常を認めたときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 排水機場の異常が乙の責めに帰するものである場合は、別紙の分担区分にかかわらず、乙が修繕するものとする。

5 排水機場の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(排水機場の操作)

第4条 乙が行う排水機場の操作は、乙が指定する者が行うものとする。

- 2 排水の操作は、田尻川水門（田尻川）の閉鎖により氾濫制限水位（OP+2.50m）を超えるおそれのあるときに、行うものとする。
- 3 乙は、前項に規定する場合のほか、特に異常が認められ内水位が急激に上昇したときは、乙の判断により排水の操作をすることができるものとする。
- 4 排水の停止は、第2項の水門を開門したとき、又は内水位がOP+2.30mを超えないと予想されるときに、行うものとする。

（損害の賠償）

第5条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。（疑義の決定等）

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
平成30年3月31日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 田尻町長 栗山 美政

81) 排水機場に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事（以下「甲」という。）
と水防管理者 阪南市長（以下「乙」という。）
は、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設である排水機場（以下「排水機場」という。）の管理及び操作について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和46年4月7日付けで締結した車屋川ポンプ施設の設置及び管理についての協定書並びに昭和46年10月15日付けで締結した車屋川排水機場の操作管理についての協定書は、平成28年10月31日限り、廃止する。

（趣旨）

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、阪南市

の区域に所在する排水機場の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

（対象とする排水機場）

第2条 この協定の対象とする排水機場は、車屋川排水機場（所在地：阪南市尾崎町6丁目）とする。

2 排水機場の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に文書で通知するものとする。

（管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分等）

第3条 排水機場の管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分は、別紙のとおりとする。

2 前項の分担区分に基づき、甲及び乙は、排水機場を常に円滑に操作できるよう保持するものとする。

3 乙は、排水機場に異常を認めるときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 排水機場の異常が乙の責めに帰するものである場合は、別紙の分担区分にかかわらず、乙が修繕するものとする。

5 排水機場の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

（排水機場の操作）

第4条 乙が行う排水機場の操作は、乙が指定する操作技術者が行うものとする。

2 排水の操作は、阪南第1号樋門（車屋川）の閉鎖により氾濫制限水位（OP+2.40m）を超えるおそれのあるときに、行うものとする。

3 乙は、前項に規定する場合のほか、特に異常が認められ内水位が急激に上昇したときは、乙の判断により排水の操作をすることができるものとする。

4 排水の停止は、第2項の樋門を開門したと

き、又は内水位が同項の氾濫制限水位を超えないと予想されるときに、行うものとする。
(損害の賠償)

第5条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。
(疑義の決定等)

第6条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。
平成28年11月1日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 阪南市長 福山 敏博

82) 排水機場に関する管理及び操作協定書

海岸管理者 大阪府知事(以下「甲」という。)と水防管理者 岬町長(以下「乙」という。)は、海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設である排水機場(以下「排水機場」という。)の管理及び操作について、次のとおり協定を締結する。

なお、甲及び乙が昭和43年8月16日付けで締結した新浜川排水施設に係る排水施設設置協定書、昭和46年12月20日付けで締結した新浜川排水機場の操作管理についての協定書、昭和51年1月27日付けで締結した深日港(多奈川)排水施設の設置及び管理についての協定書並びに昭和52年3月10日付けで締結した深日港(谷川港)排水機場の操作管理についての協定書は、平成28年10月31日限り、廃止する。

(趣旨)

第1条 この協定は、津波、高潮等による被害の発生を防止することを目的として、泉南郡

岬町の区域に所在する排水機場の適切な管理及び操作の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

(対象とする排水機場)

第2条 この協定の対象とする排水機場は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新浜川排水機場(所在地:泉南郡岬町多奈川谷川)

(2) 深日港(谷川港)排水機場(所在地:泉南郡岬町多奈川谷川)

2 排水機場の新設、更新又は廃止があったときは、甲は直ちに乙に文書で通知するものとする。

(管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分等)

第3条 排水機場の管理及び操作に関する業務及び費用の分担区分は、別紙のとおりとする。

2 前項の分担区分に基づき、甲及び乙は、排水機場を常に円滑に操作できるよう保持するものとする。

3 乙は、排水機場に異常を認めるときは、直ちに甲に報告するものとする。

4 排水機場の異常が乙の責めに帰するものである場合は、別紙の分担区分にかかわらず、乙が修繕するものとする。

5 排水機場の工事については、あらかじめ甲乙協議の上、行うものとする。ただし、緊急な対応が求められる等やむを得ない事情によりあらかじめ協議することができないときは、この限りでない。

(排水機場の操作)

第4条 乙が行う排水機場の操作は、排水機場ごとに乙が指定する操作技術者が行うものとする。

2 第2条第1項第1号に掲げる排水機場の排水の操作は、岬第87号水門(谷川港)の閉鎖により氾濫制限水位(OP+2.30m)を超えるおそれのあるときに、同項第2号に掲げ

る排水機場の排水の操作は、岬第 92 号樋門（新浜川）の閉鎖により氾濫制限水位（OP +2.40m）を超えるおそれのあるときに、それぞれ行うものとする。

3 乙は、前項に規定する場合のほか、特に異常が認められ内水位が急激に上昇したときは、乙の判断により排水の操作をすることができるものとする。

4 排水の停止は、第 2 項の水門又は樋門を開門したとき、又は内水位が同項の氾濫制限水位を超えないと予想されるときに、行うものとする。

（損害の賠償）

第 5 条 甲又は乙は、この協定書に定める業務の執行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により相手方又は第三者に損害を与えた場合は、当該損害を賠償しなければならない。

（疑義の決定等）

第 6 条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 11 月 1 日

甲 大阪府知事 松井 一郎
乙 岬町長 田代 堯

83) 深日港（谷川港）水門操作要領

本水門の開閉操作については、通常次の基準により行うものとする。

（閉 門）

気象情報により、大阪湾に台風来襲等による高潮のおそれがあることが明らかな場合に閉門する。

（閉門方法）

1. 主水門の閉鎖は、次の方法により、原則として日出時から日没時までに行う。

順位	区分	内 容	備 考
----	----	-----	-----

1	通 報	主水門を閉鎖しようとするときは、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港事務所長	
2	告 知	サイレンを吹鳴し一般に知らせる。	サイレンの吹鳴方法10秒吹鳴3秒休止を連続3回繰り返す
3	主水門の閉鎖	主水門の門扉を降ろす。	
4	通 報	主水門の閉鎖が完了した後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港事務所長	

2. 副水門の閉鎖は、台風来襲等により潮位が OP +2m00 に達した場合に次の方法により行う。

順位	区分	内 容	備 考
1	副水門の閉鎖	副水門の門扉を閉じる。	
2	通 報	副水門の閉鎖が完了した後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港事務所長	

（開 門）

気象情報及び水防指令により、高潮の最高潮位が過ぎ去ったことが確認され潮位が OP + 2m00 以下になり、しかも外水位が内水位より低くなった場合に開門する。

（開門方法）

1. 副水門の開放は、次の方法により行う。

順位	区分	内 容	備 考
1	通 報	副水門を開放しようとするときは、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港事務所長	
2	副水門の開放	副水門の門扉を開く。	

2. 主水門の開放は、次の方法により、原則として日出時から日没時までの間に行う。

順位	区分	内容	備考
1	通報	主水門を開放しようとするときは、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港湾事務所長	
2	主水門の開放	主水門の門扉を上げる。	
3	告知	サイレンを吹鳴し一般に知らせる。	サイレンの吹鳴方法0秒吹鳴3秒休止を連続3回繰り返す
4	通報	主水門の開放が完了した後、直ちに、その旨を次の機関に通報する。 大阪海上保安監部長 大阪府岸和田港湾事務所長	

(気象及び水象の観測)

高潮のおそれがあるときは、水門の操作に必要な気象及び水象に関する情報を収集し、大阪府知事、その他の関係機関と緊密な連絡をとらなければならない。

(安全の確認)

水門の開閉に当たっては、船舶の安全を確認の上行わなければならない。

(操作の記録等)

水門の開閉に当っては次の事項を備付けの操作日記に確実に記入する。

- (1) 日時、天候
- (2) 開閉時間及び水位（水門内外の水位）
- (3) 機械操作上の良否
- (4) その他の必要事項

84) 大阪府水門等管理員規程

1. 概要

泉州海岸では延長60数kmの間に水門、樋門、通路扉等の海岸保全施設が352ヶ所あり、府が水門等管理員を任命して水門等の維持保全を図っている。

2. 大阪府水門等管理員規定

大阪府水門等管理規定

土 木 部 長

受訓先 港 湾 局 長
各土木事務所長

(趣 旨)

第1条 この規程は、水門等の維持保全を図るため水門等管理員（以下「管理員」という）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において「水門等」とは、河川管理施設又は防潮堤を構成する構造物で開閉のできる構造を有する堰、水門、樋門、防潮扉等をいう。

(管理員の設置)

第3条 港湾局長は、水門等の維持保全を図るため必要があると認めるときは、管理者を置く。

2. 土木事務所長は、水門等の維持保全を図るため管理員を置く必要があると認めるときは、管理員の設置を土木部長に申し出なければならない。

(管理員の職務)

第4条 管理員は、所長の指揮のもとに次に掲げる事務を行うものとする。

1. 常時水門等の巡視を行うこと。
2. 毎月1回以上水門等を試験操作してこれの点検を行うものとする。
3. 水門等が破損し、又は故障していることを発見したときは、すみやかにその旨を局長等に報告すること。
4. 毎月5日までに、第1号及び第2号の規定による前月の巡視及び点検の結果を水門等点検結果報告書別記様式により局長等及び水防管理者に報告すること。

(管理員の管理にかかる水門等)

第5条 管理員が巡視及び点検をすべき水門等は、水防管理者の意見をきいて、局長等が別に定める。

(水門等の補修等)

第6条 局長等は、第4条第3条の規定による報告を受けたとき、及び水門等が損壊し、又は故障していることを発見したときは、すみやかに当該水門等の補修その他必要な措置を講じなければならない。

(管理員が不在の場合の措置)

第7条 管理員が長期にわたり不在になるときはあらかじめ、疾病その他の事故により第4条に規定する職務に従事することが困難

になったときは遅滞なく、局長等にその旨の届出をし、その指示を受けなければならない。

85) 門扉操作協定書

岬町管内に恒久防潮堤の一部として設置した別紙門扉（以下「門扉」という。）の開閉操作に万全を期し、災害防止に資するため、その管理者である大阪府岸和田土木事務所長（以下「甲」という。）と水防管理者である岬町長（以下「乙」という。）との間に次の事項を協定する。

協 定 事 項

1. 門扉の日常管理については、乙が行う。
2. (1) 高潮時等の門扉の操作は、乙の定める水防計画及び操作要領により乙が行うものとする。
(2) 乙は、門扉を開閉したときは、すみやかにその旨を甲に報告するものとする。
3. 甲は、門扉の機能維持を目的として毎年計画に基づき点検整備を行うこととし、その際、乙の立会、操作を求めるものとする。
4. 門扉に異常を認めたときは、甲は直ちに修理を行う。
ただし、門扉の操作によって生じた損傷であって、乙の責任に帰する場合は乙が修理する。
5. 門扉の工事施工については、あらかじめ甲乙協議するものとする。
ただし、緊急時等あらかじめ協議することが出来ないときは、この限りでない。
6. この協定は、門扉が廃止されるまでの間有効とし、この協定期間中に門扉の廃止、または新設があった場合は、甲は直ちに乙に通知し、新設門扉はこの協定の各条項を適用するものとする。
7. この協定書に定めのない事項及び協定書に疑義が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年3月24日

甲 大阪府岸和田土木事務所長
野村 勝博
乙 岬町長 田代 堯

(別紙)

施設名称	河川名	場 所		数量	形式	開閉操作方法
HL-1	東川(左岸)	泉南郡岬町 多奈川谷川	落合橋 橋詰	1	片開式	手動
HL-2	東川(左岸)	泉南郡岬町 多奈川谷川	落合橋 橋詰	1	引き戸式	手動
HR-1	東川(右岸)	泉南郡岬町 多奈川谷川	落合橋 橋詰	1	引き戸式	手動
BL-1	番川(左岸)	泉南郡岬町 淡輪	古田橋 橋詰	1	引き戸式	手動
BR-2	番川(右岸)	泉南郡岬町 淡輪	古田橋 橋詰	1	引き戸式	手動
合計				5		

86) 滝畑ダム操作規程

第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、滝畑ダム（以下「ダム」という。）の操作の方法のほか、ダム及び滝畑貯水池（以下、「貯水池」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 ダム及び貯水池の管理は、昭和56年6月22日締結した「滝畑ダム管理に関する協定書」第4条の規定により大阪府知事が行うものとする。

3 ダム及び貯水池の管理は、この規程によるほか「滝畑ダムから取水する河内長野市水道取水規程」及び「滝畑ダムから取水する富田林市水道取水規程」により行うものとする。

(管理主任技術者)

第2条 ダムに、河川法（昭和39年法律第167号、以下「法」という。）第50条第1項に規定する管理主任技術者1人を置く。

2 前項の管理主任技術者は、部下の職員を指揮監督して、法及びこれに基づく命令並びにこの規程の定めるところにより、ダム及び貯水池の管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(ダム及び貯水池の諸元等)

第3条 ダム及び貯水池の諸元その他これに類するダム及び施設等の管理上参考となるべき事項は、次のとおりとする。

(1) ダム

イ 堤 高	62.0m
ロ 堤頂長	120.5m
ハ 堤頂標高	EL 274.00m
ニ 越流頂標高	EL 269.80m (常時 EL 262.40m)
ホ 洪水吐放流管	
規模及び数	
放流管	1,700m/m 角管
1条	
放流管ゲート	高さ1.7m 幅1.7mのもの1門
放流管ゲートの開閉の速さ	1分につき 0.1m
ヘ 放流管バルブ	
(イ) 規模及び数	
利水バルブ	内径0.8mのもの1門、内径

0.4mのもの1門

維持用水バルブ 内径0.4mのもの1門

(ロ) 開閉に係る開度変化率

利水バルブ 1分につき38%以下

維持用水バルブ 1分につき35%以下

ト 設計洪水流量 600m³/s

(2) 貯水池

イ 直接集水区域の面積 22.9km²

ロ 湛水区域の面積 52.3ha

ハ 最大背水距離 2.4km

ニ 設計洪水位 EL 272.80m (水位計による表示 272.80m)

ホ 常時満水位 EL 262.40m (水位計による表示 262.40m)

ヘ 満水位 EL 269.80m (水位計による表示 269.80m)

ト 最低水位 EL 245.00m (水位計による表示 245.00m)

チ 総貯水量 9,340,000m³

リ 有効貯水容量 4,613,000m³

(3) 最大使用水量

イ かんがい用水

しろかき期最大放流量 1.212m³/s

一般かんがい期最大放流量 1.101m³/s

かんがい期間総放流量 2,784,000m³

ロ 上水道用水 12,780,000m³/年

1日最大取水量 43,750m³

(4) かんがい期間 毎年6月10日から9月20日まで

(5) 洪水期間 毎年6月1日から9月30日まで

(洪水及び洪水時)

第4条 この規程において「洪水」とは、貯水池への流入量（以下「流入量」という）が23m³/s以上であることをいい、「洪水時」とは洪水が発生しているときをいう。

(洪水警戒時)

第5条 この規程において「洪水警戒時」とは、ダムに係る直接集水区域の全部又は一部を含む区域を対象として暴風雨警報又は大雨警報、或いは洪水警報が発令され、その他貯水池への流入量が14m³/sに達するおそれがあると認められた時から洪水時に至るまで又は、洪水時に至ることがなく、これらの警報が解除され、又は、切り替えられ、その他洪水の発

生するおそれが少ないと認められるまでの間で、洪水時を除く間をいう。

(予備警戒時)

第6条 この規程において「予備警戒時」とは、第5条の区域を対象として、大雨注意報或いは洪水注意報が発令され、かつ早期注意情報[中][高]が発令され、その他洪水が発生するおそれがあると認められるに至った時から、洪水警戒時に至るまで又は、洪水警戒時に至ることなく、これらの注意報が解除され若しくは切り替えられ、その他洪水が発生するおそれがないと認められるに至るまでの間をいう。

(貯水位の算定方法)

第7条 貯水池の水位(以下「貯水位」という)は、ダム上流面に設置した水位計の読みに基づいて算定するものとする。

(流入量の算定方法)

第8条 流入量は、これを算定すべき時を含む一定の時間における貯水池の貯水量の増分と当該一定の時間における貯水池からの延放流量との合算量を当該一定の時間で除して算定するものとする。

2 前項の貯水量の増分は、同項の一定の時間が始まるとき及びこれが終わるときにおける貯水位にそれぞれ対応する貯水池の貯水量を別図第1により求め、これらを差引計算して算定するものとする。

第2章 ダム等の管理の原則

第1節 流水の貯留および放流の方法

(流水の貯留の最高限度)

第9条 貯留池における流水の貯留は、第4条に規定する状態によって貯水池に流水を貯留する場合を除くほか、常時満水位をこえてはならない。

(ダムから放流することが出来る場合)

第10条 ダムによって貯留された流水は、次の各号の一に該当する場合に限り放流することが出来るものとする。

- (1) 貯水位が常時満水位を越えるとき
- (2) 下流における他の河川の使用のため、必

要な河川の流量を確保する必要があるとき

- (3) ダム、その他貯水池内の施設又は、工作物の点検又は整備のため必要があるとき
- (4) その他やむを得ない必要があるとき

(放流の原則)

第11条 貯水池からの放流は第4条に規定によってする場合を除くほか、下流の水位の急激な変動を生じないように努めるものとする。

(ゲート及びバルブの操作の方法等)

第12条 ダムの洪水吐に設置された放流管ゲートは、全開状態を保つものとし、洪水調節のための操作を行ってはならない

2 放流管ゲート及びダムの放流管バルブは、第10条の規定により放流する場合又は、ダムの洪水吐若しくは放流管の点検若しくは整備のため必要がある場合を除いて開閉してはならない。

第2節 放流の際にとるべき措置等

(放流の際の関係機関に対する通知)

第13条 法第48条の規程による通知は、ダムの洪水吐又は放流管からの放流の開始のすくなくとも1時間前に別表第1(イ)欄に定めるところにより行うものとする。

2 前項の通知をするときには、近畿地方整備局長(以下「局長」という)に対しても、別表第1(ロ)欄に定めるところにより、河川法施行令(昭和40年政令第14号、以下「令」という。)第31条に規定する当該通知において示すべき事項と同一の事項を通知しなければならない。

(放流の際の一般に周知させるための措置)

第14条 法第48条の一般に周知させるため必要な措置は、ダム地点から天見川合流地点までの石川の区間についてとるものとする。

2 令第31条の規程による警告は、別表第2(イ)に掲げる警報局及び警報者のサイレン或いは拡声器により、それぞれ次に掲げる時間に行うものとする。

(1) ダム地点警報局のサイレンによる警告は、貯水位が標高263.00m附近にあって、流入量が $14\text{m}^3/\text{s}$ 以上となり、かつ10分間の流入増加量が $7\text{m}^3/\text{s}$ を上まわったとき、又は洪水時貯水位が標高268.80mに達したとき約1分

20秒間行うものとする。

(2) ダム地点以外の警報局に設置されたサイレンによる警告は、ダム地点警報局の警報が終了したのち、順次上流から下流へ、それぞれ約1分20秒間行うものとする。

(3) 警報車のサイレンによる警告にあっては、前項の区間に含まれる各地点について、ダム放流により当該地点における石川の水位の上昇が開始されると認められるときの約10分前に行うものとする。

(4) 前2号に掲げるサイレンによる警告の方法は、別表第2(ロ)によるものし、サイレンの補助として拡声器によって警告を行なう場合にあっては、別表第2(ハ)の例によるものとする。

(ダムの操作に関する記録の作成)

第15条 放流管のゲート又はバルブを操作した場合においては、次の各号に掲げる事項(その開閉がダム放流を伴わなかったときは、第1号および第2号に掲げる事項)を記録しておかなければならない。

(1) 操作の理由

(2) 開閉したゲート又はバルブの名称、その1回の開閉を始めた時刻及びこれを終えた時刻並びにこれを終えた時におけるその開度

(3) ゲート又はバルブの1回の開閉を始めた時及びこれを終えた時における貯水位、流入量、放流量又は取水量

(4) ゲート又はバルブの操作の有無にかかわらず、洪水吐又は放流管から放流が行われた場合は、毎時の貯水位、流入量、放流量

(5) 法第48条の規定による通知(第13条第2項の規定による通知を含む)及び令第31条の規定による警告の実施状況

(観測及び測定等)

第16条 法45条の規定による測定は、別表第3に定めるところにより行うものとする。

2 前条の規定により、測定すべき事項のほか、別表第4に掲げる事項については、同表に定めるところにより観測又は測定をしなければならない。

3 前項のほか、次条後段の規定に該当するとき、その他ダム又は貯水池について異常かつ重大な状態が発生していると疑われる事情があるときは、すみやかに別表第3に掲げる事項のうちダムの状況に関するものの測定をし

なければならない。

4 観測及び調査の結果は、記録しておかなければならない。

(点検及び整備等)

第17条 ダム及び貯水池並びにこれらの管理上必要な機械、器具及び資材は、定期的に、及び時宜によりその点検及び整備を行うことにより、常時良好な状態に維持しなければならない。特に洪水又は暴風雨、地震、その他これに類する異常な現象でその影響が、ダム又は貯水池に及ぶものが発生したときは、その発生後すみやかにダム及び貯水池の点検(貯水池附近の土地の形状の変化の観測及びダムに係る地山からにじみ出る水の量と貯水位との関係の検討を含む)を行い、ダム又は貯水池に関する異常な状態が早期に発見されるようにしなければならない。

(報告義務)

第18条 第16条第1項の規定による測定の結果は、年ごとにその報告を取りまとめて、翌年の1月31日までに、これを局長及び河川管理者に報告しなければならない。

2 ダム又は貯水池に関する異常かつ重大な状態が発見されたときは、直ちに局長に別表第1(ロ)欄の例により、その旨を報告しなければならない。

第3章 洪水に対する措置に関する特則

(予備警戒時における措置)

第19条 予備警戒時においては、次の各号に掲げる措置をとらなくてはならない。

(1) 洪水時において、ダム及び貯水池を適切に管理することが出来る要員を確保すること。

(2) ダムを操作するために必要な機械及び器具(受電及び受電した電気の使用のための電気設備並びに予備電源設備を含む)法第45条の観測施設、法46条第2号の通報施設、令第31条の規定により警告するためのサイレン及び警報車、夜間に外で洪水時における作業を行うため必要な照明設備その他洪水時におけるダム及び貯水池の管理のため必要な機械、器具及び資材の点検及び整備を行うこと。

(3) 気象官署が行う気象の観測の結果を的確かつ迅速に収集すること。

第4章 雑 則

- (4) 別表第1(イ)欄に掲げる関係機関に対し、同表に定めるところにより通報を行うこと。
- (5) 河川法施行規則(昭和40年建設省令第7号)第27条の規定の例により、ダムの操作に関する記録を作成すること。
- (6) その他ダム及び貯水池の管理上必要な措置

(洪水警戒時における措置)

第20条 洪水警戒時においては、前条第1号から第5号までに掲げる措置のほか、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 最大流入量その他流入量の時間的変化を予測すること。
- (2) 洪水警戒時に至ったときにおける貯水位が常時満水位を下まわっているときは、前項の予測から流水が放流管から放流される時を予測すること。

(洪水時における措置)

第21条 洪水時においては、第19条第3号、第4号及び第5号並びに前条第1号に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 洪水時に至った時における貯水位が常時満水位を下まわっているときは、流水が放流管から放流される時を予測すること
- (2) 洪水時に至った時における貯水位が常時満水位を上まわっているときは、流水が洪水吐から放流される時を予測すること

(その他)

第22条 大阪府知事は、この規程を施行するため、又はその他必要のある場合は、ダムの操作や管理に関する実施要領を定めることが出来るものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月9日から施行する。

別表第1(第14条、第19条第2項、第20条第4号)

	通知の相手方		通知の方法	摘要
	名称	担当機関の名称		
(イ)	大阪府知事	環境農林水産部 農政室	専用無線電話 又は 加入電話	
		都市整備部 河川室		
		南河内農と緑の 総合事務所		
		富田林 土木事務所		
	河内長野市長	建設部 交通防災課	加入電話	
	大阪府河内長野警察署	警備課	加入電話	
(ロ)	国土交通省近畿地方整備局長	大和川 河川事務所	加入電話	

別表第2(第14条)

(イ)(第14条第2項)

サイレンの名称	警報局の名称	位置	構造又は能力	摘要
第1号サイレン	滝畑ダム	河内長野市滝畑 239-1	サイレン 2.2kW 1基 スピーカー 50W 4基 (赤色回転灯 1)	
第2号サイレン	旗倉	河内長野市日野 1492-2	同上	
第3号サイレン	日野	河内長野市日野 1016	同上	
第4号サイレン	汐滝橋	河内長野市高向 1361-2	同上	
第5号サイレン	高向	河内長野市高向 2243	同上	
第6号サイレン	西代	河内長野市栄町 27-27	同上	

(ロ) (第14条第2項第4号)
サイレンによる警告の方法



(ハ) (第14条第2項第4号)
拡声器による警告の方法

「滝畑ダム管理事務所からお知らせします。(2回くりかえす)
滝畑ダムの水位が上昇していますので、午前(午後) 時 分ごろから
石川は増水しますので、十分注意してください。」
(上記を原則として、状況に応じてくり返す。)

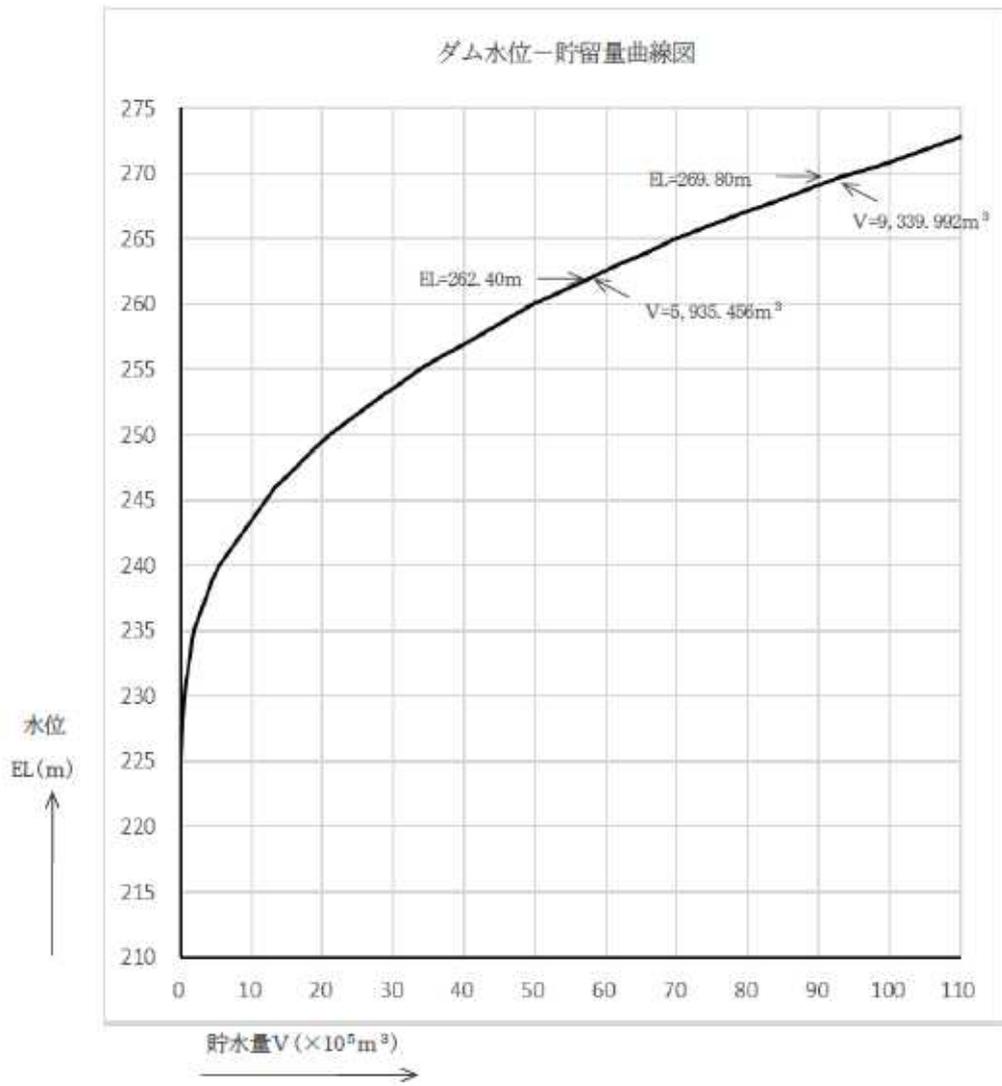
別表第3 (第16条第1項、第3項)

測定すべき事項		測定の回数	摘要
貯水池の水位		毎日	
貯水池への流入量		毎日	
ダムからの放流量		放流のつど	
ダム	変形	少なくとも毎四半期1回	
	揚圧力		
	漏水量	少なくとも毎月2回	
貯水池内及び末端付近の堆砂の状況		少なくとも毎年1回	

別表第4 (第16条第2項)

観測すべき事項	観測施設			観測の回数	摘要
	名称	位置	構造又は能力		
貯水位及び流入量 ダム地点雨量	滝畑ダム (管理事務所)	河内長野市 滝畑 239-1 (石川左岸)	テレメーター付 水晶水圧式 転倒マス型雨量計	毎月1回 (洪水時、洪水警戒時、予 備警戒時においては必要の つど)	流入量は第8条 の規定により、 流量は水位観測 の結果に基づき、 それぞれ算出す る。
水位及び降雨量	滝畑ダム上流 (関屋橋)	河内長野市滝畑 (石川左岸)	テレメーター付 水晶水圧式 雨量計併設		
水位 (流量)	滝畑ダム下流 (滝尻橋)	河内長野市滝畑 (石川左岸)	テレメーター付 水晶水圧式		
	滝畑ダム下流 (諸越橋)	河内長野市菊水町 (石川左岸)	テレメーター付 超音波式		

別図第1 (第8条第2項)



87) 狭山ダム操作規則（案）

第1章 総 則

（通 則）

第1条 狭山ダム（以下「ダム」という。）の操作については、この規則の定めるところによる。
（ダムの用途）

第2条 ダムは、洪水調節及び既得用水の補給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

（洪 水）

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒36立方メートル以上である場合における当該流水とする。

（水 位）

第4条 貯水池の水位は、第1取水塔に設置された水位計の測定結果によるものとする。

（常時満水位）

第5条 貯水池の常時満水位は、標高79.2メートルとする。

（サーチャージ水位）

第6条 貯水池のサーチャージ水位は、標高82.0メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第7条 洪水調節及び洪水と達しない流水の調節は、標高79.2メートルから標高82.0メートルまでの容量1,000,000立方メートルを利用して行うものとする。

（既得用水の補給のための利用）

第8条 既得用水の補給は、標高71.7メートルから標高79.2メートルまでの容量1,800,000立方メートルを利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第9条 大阪府富田林土木事務所長（以下「所長」という。）は、大阪管区气象台からダム流域において降雨に関する警報が発令されたときは、洪水警戒体制を執らなければならない。

2. 所長は、前項に掲げる場合のほか、狭山ダ

ム操作細則（以下「細則」という。）に定める場合には、洪水警戒体制をとることができる。
（洪水警戒体制時における措置）

第10条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制を執ったときは、直ちに次に掲げる措置を執らなければならない。

一、細則で定める関係機関との連絡、気象及び水象に関する観測並びに情報の収集を密にすること。

二、予備電源設備の試運転そのほか洪水調節を行うに開し必要な措置

（洪水調節等）

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、水位が常時満水位を超える場合には、常用洪水吐きからの自然放流により行うものとする。

（洪水調節等の後における水位の低下）

第12条 前条の規定により洪水調節及び洪水に達しない流水の調節を行った後においては、常用洪水吐きからの自然放流により、水位を常時満水位に低下させるものとする。

（洪水警戒体制の解除）

第13条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合には、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

（貯留された流水の放流を行うことができる場合）

第14条 所長は、この規則に特別の定めがある場合のほか、次の各号の一に該当する場合にダムによって貯留された流水の放流を行うことができる。

一、第20条の規定により、ダム本体等の点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ない理由がある場合で細則で定めるとき。

2. 前項各号の一に該当する場合の放流量の限度は、毎秒2.923立方メートルとする。

（放流量）

第15条 ダムから放流を行う場合の放流量は、この規則に特別の定めがある場合にあつては、当該規定に定める流量、そのほかの場合にあつては流入量に相当する量を超えてはならない。

（放流の原則）

第16条 所長は、放流管から放流を行う場合には、放流により下流に急激な水位の変動を生

じないよう努めるものとする。

(既得用水の補給のための放流)

第17条 所長は、既得用水の補給のための必要があるとする場合には、ダムから必要な流水の放流を行わなければならない。

(放流に関する通知等)

第18条 所長は、ダムから放流を行うことにより流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置を執らなければならない。

(ゲートの操作)

第19条 放流管から放流を行う場合のゲートの操作については、細則で定める。

第6章 計測、点検及び整備等

(計測、点検及び整備)

第20条 所長は、ダム本体、貯水池、ダムに係る施設等を常に良好に保つため必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

2. 所長は、前項の規定による計測、点検及び整備を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(観測)

第21条 所長は、ダムを操作するため必要な気象及び水象の観測を行わなければならない。

2. 所長は、前項の規定による観測を行うため、細則で定めるところにより、基準を定めなければならない。

(記録)

第22条 所長は、ゲートを操作し、第20条の第1項の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条第1項の規定による観測を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかななければならない。

第7章 雑則

(細則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な手続そのほかの細則は、大阪府知事が定める。

附則

この訓令は、平成 年 月 日から適用する。

88) 狭山ダム操作細則 (案)

(通則)

第1条 狭山ダム(以下「ダム」という。)の操作については、狭山ダム操作規則(以下「規則」という。)に定めるもののほか、この細則に定めるところによる。

(流入量)

第2条 規則第3条に規定する流入量は、ダム貯水位の上昇又は低下の割合から次式により、算出するものとする。

$$Q_1 = \Delta V / \Delta T + Q_2 / \Delta T$$

ただし、

Q_1 : 流入量 (m^3/s)

ΔT : 単位時間 (S)

ΔV : ΔT 時間の貯留量の増減量 (m^3)

Q_2 : ΔT 時間内の積算全放流量 (m^3)

(洪水警戒体制)

第3条 規則第9条に規定する場合とは、次の各号の一に該当する場合とする。

一、流入量が毎秒36立方メートルを越えると予想されるとき。

二、そのほか、大阪府富田林土木事務所長(以下「所長」という。)が必要とするとき。

2. 所長は、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執った場合における職員の呼集、作業分担、配置そのほか必要な事項をあらかじめ定めておかななければならない。

(関係機関)

第4条 規則第10条第1号に規定する関係機関は、別表第一に掲げる関係機関とする。

(洪水警戒体制の解除)

第5条 規則第13条に規定する洪水警戒体制を解除する場合とは、流入量が毎秒18立方メートル以下に減少し、気象、水象状況からも洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合とする。

2. 洪水警戒体制を解除したときは、別表第一に掲げる各関係機関に連絡するものとする。(貯留された流水の放流を行うことができる場合)

第6条 規則第14条第1項第二号に規定する場合とは、次の各号の一に該当するときとする。

一、洪水調節後の貯水池のすみやかな水位低下の必要があるとき。

二、そのほか特に必要があるとき。

(放流の原則)

第7条 所長は、規則第16条に規定する放流管からの放流方法は、次に定めるところによらなければならない。

放流直前におけるダムからの放流量	10分間における放流量の増加割合
0.360m ³ /s 未満	0.360m ³ /s 以下
0.360m ³ /s 以上 1.136m ³ /s 未満	0.776m ³ /s 以下
1.136m ³ /s 以上 2.216m ³ /s 未満	1.080m ³ /s 以下
2.216m ³ /s 以上 2.923m ³ /s 未満	1.340m ³ /s 以下

2. 所長は、気象、水象そのほかの状況により、特に必要があると認める場合には、前項の規定によらないことができる。

(放流に関する通知等を行う場合)

第8条 規則第18条の規定による放流に関する通知等は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- 一、水位が非常用洪水吐きを越えるとき。
- 二、水位が非常用洪水吐きを超えるとき。
- 三、第7条第2項の規定により放流を行い、下流に急激な水位の上昇が生じると予想されるとき。

(放流に関する通知等を行う範囲)

第9条 規則第18条に規定する関係機関とは、別表第一に掲げる関係機関とし、所長はダム地点より改進黨地点までの必要な区間に警報を行わなければならない。

(放流に関する通知等を行うとき)

第10条 所長は、第8条の各号に該当する場合において、放流に関する通知等を行うときは、次の各号の定める時刻に実施しなければならない。

- 一、関係機関への通知は、第8条の一号及び三号に該当する約1時間前に行わなければならない。ただし、第8条の一号に該当する場合のみ、加えて約3時間前に通知を行うものとする。また、第8条の二号に該当する場合は、速やかに通知を行わなければならない。
- 二、警報局による警報は、第8条の一号に該当する約1時間前に、二号に該当する約30分前に行わなければならない。
- 三、警報車による警報は、第8条の一号に該当する約1時間前から、三号に該当する約

30分前から行わなければならない。ただし、気象、水象、その他の理由によっては、この限りではない。

(警報局による警報の方法)

第11条 所長は、次に定める方法により、警報局のサイレンを吹鳴させるものとする。また、必要と認める場合には、放送による警報を行うことができる。

(50秒) (10秒) (50秒) (10秒) (50秒)

吹鳴	休み	吹鳴	休み	吹鳴
----	----	----	----	----

2分50秒

(警報車による警報の方法)

第12条 所長は、警報車による警報を行う場合は警報車に設置したサイレン及びスピーカーにより河川の水位の上昇見込みを一般に周知させるものとする。

2. 所長は、警報車による警報ルートをあらかじめ定めておかななければならない。

(放流管及びゲート等の名称)

第13条 放流管及びゲートの名称は次のとおりとする。

- 一、緊急放流設備の貯水池側にあるスライドゲートを「緊急放流設備取水ゲート」という。
- 二、緊急放流設備で直径800ミリメートルの放流管を「緊急放流設備放流管」という。
- 三、緊急放流設備放流管の下流端にあるジェットフローゲートを「緊急放流設備放流主ゲート」という。
- 四、緊急放流設備放流管の緊急放流設備放流主ゲートの直上流にあるスルースバルブを「緊急放流設備放流副ゲート」という。
- 五、第1取水設備取水塔内にあるスライドゲートを「第1取水設備選択取水ゲート」といい、上部にあるものから順に「No. 1取水ゲート」「No. 2取水ゲート」「No. 3取水ゲート」という。
- 六、第1取水設備で直径800ミリメートルの放流管を「第1取水設備放流管」という。
- 七、第1取水設備放流管の下流端にあるジェットフローゲートを「第1取水設備放流主ゲート」という。
- 八、第1取水設備放流管の第1取水設備放流主ゲートの直上流にあるスライドバルブを「第1取水設備放流副ゲート」という。
- 九、緊急放流設備の建屋内にある仕切弁を「第2取水設備放流副バルブ」という。
- 十、第2取水設備で直径600ミリメートルの

放流管を「第2取水設備放流管」という。
十一、第2取水設備放流管の下流端にある仕切弁を「第2取水設備逆流防止バルブ」という。

十二、第2取水設備放流管の第2取水設備逆流防止バルブの直上流にある仕切弁を「第2取水設備放流主バルブ」という。

(緊急放流設備取水ゲートの操作)

第14条 緊急放流設備取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に閉鎖しておくものとする。

- 一、規則第20条の規定によりゲート等の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二、規則第17条の規定により既得用水の補給のための放流を行うとき。
- 三、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(緊急放流設備放流主ゲートの操作)

第15条 緊急放流設備放流主ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に閉鎖しておくものとする。

- 一、規則第20条の規定によりゲート等の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(緊急放流設備放流副ゲートの操作)

第16条 緊急放流設備放流副ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

- 一、緊急放流設備放流主ゲート等の点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(第1取水設備選択取水ゲートの操作)

第17条 第1取水設備選択取水ゲートは、次の各号に掲げる場合を除き常に閉鎖しておくものとする。

- 一、規則第17条の規定により既得用水の補給のための放流を行うとき。
- 二、規則第20条の規定によりゲート等の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 三、前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

2. 第1取水設備の取水ゲートは、水面下第1番目より上部にあるゲートは全開するものとし、水面下第2番目より下部にあるゲートは全開するものとし、半開状態においてはならない。ただし、水面下第1番目の取水口の

中心と水面との距離が50センチメートル以下になった場合には、水面下2番目の取水ゲートを全開するものとする。

(第2取水設備放流副バルブの操作)

第18条 第2取水設備放流副バルブは、次の各号に掲げる場合を除き全開しておくものとする。

- 一、第2取水設備放流主バルブの点検又は整備を行う必要があるとき。
- 二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(第1取水設備放流主ゲート及び

第2取水設備放流主バルブの操作)

第19条 第1取水設備放流主ゲート及び第2取水設備放流主バルブは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

- 一、規則第17条の規定により既得用水の補給のための放流を行うとき。
- 二、規則第20条の規定によりゲート等の点検及び整備を行うため必要があるとき。
- 三、前各号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(第1取水設備放流副ゲート及び

第2取水設備逆流防止バルブの操作)

第20条 第1取水設備放流副ゲート及び第2取水設備逆流防止バルブは、次の各号に掲げる場合を除き常に全開しておくものとする。

- 一、第1取水設備放流主ゲート及び第2取水設備放流主バルブの点検又は整備を行うため必要があるとき。
- 二、前号に掲げる場合のほか、特にやむを得ないとき。

(計測、点検及び整備)

第21条 規則第20条に規定する計測は、別表第二に掲げる事項について行うものとする。

2. 規則第20条第1項に規定する点検及び整備は、次に掲げる施設について行うものとする。

- 一、ダム本体及び貯水池。
- 二、ゲート等。
- 三、ゲートを操作するために必要な機械及び器具。
- 四、警報、通信連絡、観測のための必要な設備。
- 五、監視及び湖内作業のために必要な船舶。
- 六、警報のために必要な車両。
- 七、前各号に掲げるものの操作のために必要な資材。
- 八、そのほかダム管理上必要な施設等。

3. 所長は、前項の点検及び整備を行うために

必要な基準を定めなければならない。

(観測)

第22条 規則第21条第1項に規定する観測は、別表第三に掲げる事項について行うものとする。

2. 所長は、前項を行うために必要な基準を定めなければならない。

(記録)

第23条 規則第22条に規定する記録は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一、ゲート等の操作。
- 二、第21条の規定による計測、点検及び整備結果。
- 三、前条の規定による観測結果。
- 四、ダム及びダムの関連施設、貯水池及び貯水池の上下流の被害の状況並びに河床の変動の状況。
- 五、放流に伴う警報及び連絡に関すること。
- 六、そのほか、特記すべき事項。

(報告事項)

第24条 所長は、次の各号に掲げる場合においては、すみやかにその状況を知事に報告しなければならない。

- 一、規則第9条の規定により洪水警戒体制を執ったとき及び規則第13条の規定により洪水警戒体制を解除したとき。
- 二、ダム本体、付属施設、貯水池及び貯水池の上下流に異常を認めたとき。
- 三、当該地域について発表された震度階が4に達し、臨時点検を行ったとき。

(ダム管理月報及びダム管理年報の作成)

第25条 所長は、ダム管理月報及びダム管理年報を作成しなければならない。

(雑則)

第26条 所長は、規則及びこの細則に定めるもののほか、この細則実施のため必要な手続きそのほかの基準を定めることができる。

附 則

この細則は、平成 年 月 日から施行する。

別表第一 (第4条、第5条及び9条関係)

通 報 先
近畿地方整備局
大和川河川事務所 占用調整課
大阪府都市整備部河川室

大阪府水防本部
大阪府政策企画部危機管理室
大阪府鳳土木事務所
堺市危機管理室防災課
堺市建設局土木部土木監理課
堺市産業局農政部農業土木課
松原市市長公室危機管理課
羽曳野市市長公室危機管理室災害対策課
大阪狭山市危機管理室
藤井寺市危機管理室
八尾市危機管理課
大阪市危機管理室
狭山池土地改良区
黒山警察署
北堺警察署
松原警察署
羽曳野警察署
堺市消防局
堺市消防局 大阪狭山消防署
松原市消防本部
柏原・羽曳野・藤井寺市消防組合 消防本部
八尾市消防本部
大阪市消防本部

別表第二 (第21条第1項)

計測及び 点検項目	実 施 回 数		備 考
	試験湛水 終了後 3年間	試験湛水 終了後 3年経過後	
漏水量	1回/1週	1回/1月	排水ピット、 ドレーン管、 三角堰
変位量(表面変位)	1回/1月	1回/3月	標点
変位量(内部変位)	同 上	同 上	層別沈下計
間隙水圧	1回/1週	1回/1月	間隙水圧計
湿潤線	1回/1月	1回/3月	水位観測孔
地震時の挙動	必要時	必要時	地震計
貯水池の水質	同 上	同 上	水質観測基準
貯水池周辺の状況	1回/1月	1回/1月	巡視

別表第三（第22条第1項）

事 項	項 目	事 項	項 目
気 象	天 気 気 圧 温 度 湿 度 風 向 風 速 降 水 量	水 象 等	水 位 流 入 量 放 流 量

89) 狭山池ダム事前放流実施要領

（通則）

第1条 狭山池ダムにおける事前放流の実施については、操作規則・細則に定めるほか、この要領に定めるところによる。

（事前放流の基本）

第2条 次に掲げる(1)もしくは(2)に該当し、かつ(3)(4)の条件に該当する場合、全放流量2.5m³/sを上限として、事前放流を実施するものとする。

- (1) ダム上流域の予測降雨量が基準降雨量である242.3mm/24時間以上であるとき
- (2) 気象庁の発表する台風の進路予測（予報円）が大阪府域にかかるとき
- (3) 狭山池ダムの貯水位が、標高77.8メートル以上のとき
- (4) 西除川野田地点及び布忍橋地点の水位が水防団待機水位未満のとき

2 第5条第2項及び第5条第3項の規定により事前放流を中止した後、第1項の条件に該当する場合も、事前放流を実施するものとする。

（目標水位）

第3条 事前放流を行う場合は、標高77.8メートルの水位を限度水位※として、事前放流を実施するものとする。

※洪水調節可能容量に対応した水位下限値

（関係機関への通知）

第4条 事前放流を行う場合は、別表に定める関係機関に通知する。

（完了、中止）

第5条 事前放流を行っている場合において、洪水調節可能容量が確保された状態（ダムの貯水位が標高77.8メートル）になった場合は、事前放流操作を完了する。

2 西除川野田地点もしくは布忍橋地点の水位が水防団待機水位以上になった場合は、事前放流操作を中止する。

3 事前放流を行っている場合において、予測降雨量が当初の予測降雨量から変化し、その結果として事前放流の実施判断条件に該当しなくなった場合には、事前放流操作を中止する。

4 上記にかかわらず、事前放流を行っている場合において、気象・水象その他の状況により、事前放流操作を中止する必要がある場合、または、事前放流を継続する必要があると認められる場合には、その後の流水を貯留して水位が上昇するよう努めるものとする。

（附則）

この要領は、令和3年12月9日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表

国土交通省 近畿地方整備局 大和川河川事務所 占用調整課
大阪府都市整備部河川室
大阪府水防本部
大阪府政策企画部危機管理室
大阪府鳳土木事務所
大阪狭山市役所危機管理室
堺市危機管理室防災課、建設局土木部土木管理課、農政部農業土木課
松原市市長公室危機管理課
羽曳野市市長公室危機管理室災害対策課
藤井寺市危機管理室
大阪市危機管理室
八尾市危機管理課
黒山警察署

北堺警察署
松原警察署
羽曳野警察署
堺市消防局
堺市消防局 大阪狭山消防署
松原市消防本部
柏原・羽曳野・藤井寺消防組合消防本部
大阪市消防局
八尾市消防本部
狭山池土地改良区
南余部水利組合
大饗水利組合
太井水利組合
小寺水利組合
八下水利組合
野遠水利組合
河合水利組合
高見の里水利組合

90) 地震・台風災害時等における河川・海岸・港湾施設の応急対策業務に関する協定

大阪府都市整備部長(以下「甲」という。)と社団法人浚渫業協会会長(以下「乙」という。)は、地震・台風等の災害により、大阪府が管理する河川・海岸・港湾施設が被害を受けた場合などにおいて、これらの応急対策業務が乙の協力により速やかに実施できるよう、次のとおり協定を締結する。

(協定対象業務の内容)

第1条 この協定の対象とする業務(以下「協定業務」という。)の内容は、次のとおりとする。

- (1) 河川・海岸・港湾施設等被害に対する応急対策作業
- (2) 航路・泊地等の障害物除去作業
- (3) 乙が保有する船舶等を使った緊急物資輸送業務
- (4) 災害発生直後における河川・海岸・港湾施設等の、可能な範囲での自主的な点検・報告
- (5) 甲が実施する災害対応訓練への参加等、日常からの自主的な緊急体制の確保と充実
- (6) その他甲が必要と認める応急対策業務(甲の責務)

第2条 甲は、本協定締結後、本協定の趣旨を甲の管轄する港湾局、土木事務所、治水事務所(以下「所属」という。)の長(以下「所属長」という。)周知させるものとする。

2 甲は、所属の連絡体制を乙に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には速やかに乙に報告するものとする。

(乙の責務)

第3条 乙は、本協定締結後、本協定の趣旨を乙の加盟会員(以下「協定会員」という。)に周知させるものとする。

2 乙は、協定会員名及び初動時の連絡先を甲に報告するものとする。なお、変更が生じた場合には、速やかに甲に報告するものとする。

(協定業務の要請)

第4条 甲は、乙が自主的に行う業務の他に、協定業務の必要が生じた場合、乙に対して文書で次に掲げる事項を明らかにして、協定業務に関する要請を行うこととする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請することとし、甲は後日速やかに乙に文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び協定業務内容
- (2) 必要とする日時、場所及び期間
- (3) 当該協定業務を管轄する所属長
- (4) その他必要な事項

(協定業務の実施)

第5条 乙は、甲の要請に基づき、直ちに協定業務の実施体制等を組織し、協定業務を実施する協定会員(以下「実施会員」という。)を甲に報告するものとする。

2 実施会員は、速やかに所属長と協議の上、協定業務を実施するものとする。

(協定業務の報告)

第6条 実施会員は、協定業務が完了したときは、速やかに作業内容等を文書により所属長に報告するものとする。

(協定業務の契約)

第7条 甲の要請により実施会員が協定業務を実施した場合、所属長は速やかに協定業務の内容を精査し、建設工事請負契約書により実施会員と契約を締結するものとする。

2 前項の請負金額の額は、大阪府の予定価格以内とする。

(第三者との調整)

第8条 所属長は、協定業務に係る物件又は河川・海岸・港湾等占用物件等の所有権等を有する第三者との調整を行うものとする。

2 実施会員は、前項の調整業務に協力するものとする。

(災害発生時の情報提供等)

第9条 乙及び協定会員は、諸活動中に知りえた災害等による被害情報を積極的に甲及び所属長に提供するとともに、必要に応じて技術的助言に協力するものとする。

(事務局)

第10条 本協定に関する事務局は、甲においては大阪府都市整備部事業管理室に、乙においては社団法人浚渫業協会事務局に置くものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成19年7月30日から翌年の3月31日までとする。ただし、協定期間満了後、甲または乙から特段の中し出がない限り、本協定は毎年度自動的に更新したものとみなす。

(協議)

第12条 本協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項は、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成19年7月30日

甲 大阪府都市整備部長

乙 社団法人浚渫業協会 会長

